



出漁(えび網漁)

# 南伊勢町 きずな 絆 プラン

南伊勢町総合計画



まちのキャラクター「たいみー」



まちの花「桜」



まちの木「みかんの木」



まちの魚「鯛」

三重県 南伊勢町

2011年度～2020年度



# 『南伊勢町 <sup>きずな</sup> 絆 プラン』

## の実現に向けて



このたび、南伊勢町では、「町民起点のまちづくり」を基本理念に、「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」をめざす姿とする「南伊勢町絆プラン」を策定いたしました。

これまで、本町では、平成17年の合併により新しく「南伊勢町」が誕生し、平成19年度を初年度とする総合計画に基づき、まちづくりを進めてまいりました。しかし、本町のおかれている状況は、人口減少化社会へと移り変わるなかで、予想を上回る人口の減少や急速な少子高齢化の進行、長引く地域経済の低迷などの社会経済情勢が変化しているだけではなく、「地域のことは地域に住む住民が責任をもって決めることができる活気に満ちた地域社会」をつくっていく時代へと変わってきております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東海地震、東南海・南海地震への新たな備えが喫緊の課題となっております。

この変革期においては、人と人、地域と地域がふれあい、互いに支え合うという、人と地域の絆を大切にし、町民誰もが安全に安心して幸せに暮らすことのできるまちをつくっていくことが不可欠と考えております。そこで、この「南伊勢町絆プラン」が、役場が行政を進めるうえでの指針としてだけでなく、「町民と役場が一体となって、新しい南伊勢町を創っていく」ための指針として、町民と役場が共有するものとして、多くの町民の皆さまとの議論を進め、ここに計画の策定の運びとなりました。

これからの新たな10年、この「南伊勢町絆プラン」が描く未来を共有し、計画の実現に向けまして、新たな決意をもって取り組む所存でございます。

最後に、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を賜りました総合計画審議会委員、協働によるまちづくりワークショップ委員および町議会議員の皆さま、ならびに総合計画をみんなで考える懇談会などを通じて、貴重なご意見を賜りました町民の皆さまにお礼を申し上げますとともに、今後とも計画実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

南伊勢町長 小山 巧

# 目次

## 第1編 はじめに

|                        |   |
|------------------------|---|
| 第1章 計画策定にあたって.....     | 3 |
| 1 計画策定の趣旨 .....        | 3 |
| 2 計画の構成と期間.....        | 4 |
| 第2章 わたしたちのまち南伊勢町 ..... | 6 |

## 第2編 基本構想

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 まちづくりの基本理念.....             | 15 |
| 第2章 めざす南伊勢町のすがた .....           | 16 |
| 第3章 まちづくりの基本姿勢.....             | 17 |
| 第4章 役場の基本姿勢 .....               | 18 |
| 第5章 まちづくり5つの目標.....             | 19 |
| まちづくりの目標1 安全で安心して住めるまち.....     | 19 |
| まちづくりの目標2 希望のみつかるまち .....       | 20 |
| まちづくりの目標3 新しい誇りをうみだすまち.....     | 21 |
| まちづくりの目標4 笑顔でいきいき暮らせるまち.....    | 22 |
| まちづくりの目標5 みんなでまちづくりを実現するまち..... | 22 |
| 第6章 まちづくりのための基本的な政策.....        | 23 |
| 第7章 まちづくりの政策体系.....             | 27 |

## 第3編 基本計画

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 みんなが参加できるまち .....        | 33 |
| 第2章 まちづくり5つの目標.....          | 35 |
| まちづくりの目標1 安全で安心して住めるまち ..... | 37 |
| 政策1 誰もが安全に暮らせるまちづくり          |    |
| (1) 災害に強いまちづくりの推進 .....      | 38 |
| (2) 治山・治水・海岸保全対策の推進 .....    | 43 |
| (3) 交通安全と生活安全対策の推進 .....     | 45 |

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| 政策2 安心して住めるまちづくり                      |            |
| (1) 保健予防の充実.....                      | 49         |
| (2) 医療サービスの充実.....                    | 52         |
| (3) 介護サービス等の充実.....                   | 55         |
| (4) 保健、医療、介護の一元化のための体制整備.....         | 59         |
| (5) 社会保障の充実.....                      | 62         |
| <b>まちづくりの目標2 希望のみつかるまち.....</b>       | <b>64</b>  |
| 政策1 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり                |            |
| (1) 水産業の振興.....                       | 65         |
| (2) 農業の振興.....                        | 68         |
| (3) 林業の振興.....                        | 72         |
| (4) 商工業の振興.....                       | 75         |
| (5) 観光の振興.....                        | 80         |
| 政策2 誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり               |            |
| (1) 人権まちづくりの推進.....                   | 86         |
| (2) 男女共同参画社会づくり.....                  | 88         |
| (3) 障がい者の生きがいづくり支援.....               | 90         |
| (4) 高齢者の生きがいづくり支援.....                | 93         |
| (5) 活躍の場の創出.....                      | 96         |
| 政策3 人とひとがふれあう交流のまちづくり                 |            |
| (1) 人と地域の交流の推進.....                   | 98         |
| <b>まちづくりの目標3 新しい誇りをうみだすまち.....</b>    | <b>102</b> |
| 政策1 美しい自然を守りともに生きるまちづくり               |            |
| (1) 自然環境の保全と環境美化の推進.....              | 103        |
| (2) 衛生環境の保全と充実.....                   | 106        |
| (3) 循環型社会の創出.....                     | 108        |
| (4) 生活排水対策の推進.....                    | 111        |
| 政策2 大切な文化を次世代に継承するまちづくり               |            |
| (1) 地域文化の伝承と文化財の保護・活用.....            | 113        |
| 政策3 誇れるまちの創造                          |            |
| (1) 資源（人、物、伝統、文化等）の活用による新たな誇りの創出..... | 115        |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| まちづくりの目標4 笑顔でいきいき暮らせるまち.....    | 117 |
| 政策1 子どもを安心して産み育てられるまちづくり        |     |
| (1) 子育て支援の充実.....               | 118 |
| 政策2 子ども親も地域とともに学び育てるまちづくり       |     |
| (1) 生涯学習の充実と環境整備.....           | 123 |
| (2) 学校教育の充実と環境整備.....           | 126 |
| (3) 青少年の健全育成.....               | 131 |
| 政策3 誰もが文化やスポーツを楽しむまちづくり         |     |
| (1) 生涯スポーツの振興.....              | 134 |
| (2) 芸術・文化の振興.....               | 138 |
| 政策4 生活基盤の整ったまちづくり               |     |
| (1) 道路基盤の整備.....                | 140 |
| (2) 公共交通機関の確保.....              | 143 |
| (3) 水資源の確保と水道の安定供給.....         | 147 |
| (4) 町営住宅環境の整備.....              | 150 |
| (5) 公園の充実.....                  | 153 |
| <br>                            |     |
| まちづくりの目標5 みんなでまちづくりを実現するまち..... | 155 |
| 政策1 みんなで創るまちづくり                 |     |
| (1) 情報の発信・共有.....               | 156 |
| (2) 協働によるまちづくり.....             | 159 |
| 政策2 信頼される行政経営                   |     |
| (1) 総合計画を実現するための行政経営.....       | 163 |
| (2) 行政経営改革の推進.....              | 165 |
| (3) 健全な財政運営.....                | 169 |
| <br>                            |     |
| <b>参考資料</b>                     |     |
| 1 南伊勢町総合計画策定経過.....             | 175 |
| 2 南伊勢町総合計画策定体制.....             | 179 |
| (1) 南伊勢町総合計画審議会.....            | 179 |
| (2) 協働によるまちづくりワークショップ.....      | 185 |
| (3) 総合計画策定会議.....               | 185 |

# 第1編 はじめに





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成 17（2005）年 10 月に南勢町と南島町の 2 町の合併により新しく「南伊勢町」が誕生し、その第一歩を踏み出すために、平成 19（2007）年度を初年度とする南伊勢町総合計画を策定し、それに基づき、「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間」をめざしてまちづくりを進めてきました。

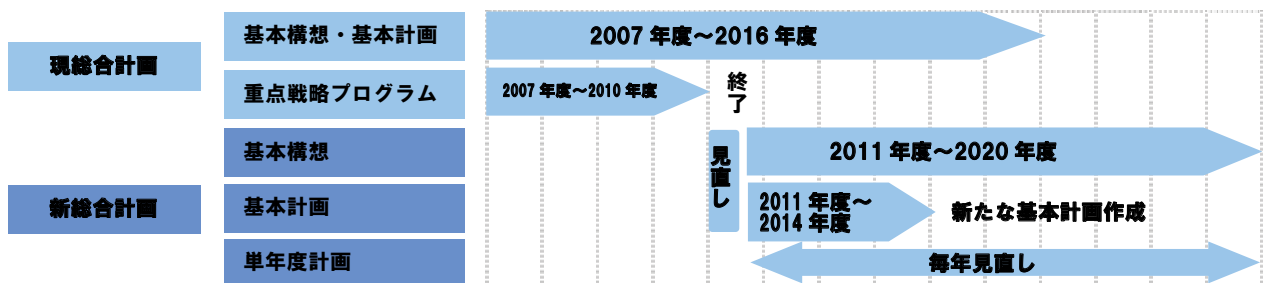
計画策定当時とは、人口減少化社会へと移り変わるなかで、急速な少子高齢化の進展や、経済不況の影響による雇用の不安、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東海地震、東南海・南海地震が想定される私たちの町では新たな備えが必要になるなど、社会・経済状況が大きく変化しているだけではなく、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会」をつくっていく時代となっています。

そのために、町民目線、町民の立場に立ったまちづくりをめざし、町民一人ひとりの主体的な参画により、まちづくりを進めていかなければなりません。そのことから、町民と役場がこれからのまちづくりの方向を定め、取組の指針となるもの、ともにまちづくりを進めるための拠り所となるような総合計画が必要になっています。

また、町長の政策提言（マニフェスト）は、町民の政治的な選択であり、それを実現していくための総合計画が必要になっています。

現総合計画の計画期間は平成 28（2016）年度までとなっていますが、このような事情を考え合わせた結果、新しい総合計画をつくることにしました。

新しい総合計画は、役場が行政を進めるうえでの指針としてだけでなく、「町民と役場が一体となって、新しい南伊勢町を創っていく」ための指針として、町民と役場が共有するものとして策定します。



## 2 計画の構成と期間

新しい総合計画は、基本構想と基本計画の2階層で構成します。

基本構想は、おおむね10年を見通して、めざす南伊勢町の姿はどうありたいのかを考え、それを実現するためには何に取り組んだらよいかを示すものであり、町の将来の姿をみんなで共有し、町民と役場がともにまちづくりに取り組むための基本的な指針として策定します。

基本計画は、町民や団体、役場等が力をあわせて行うべきことを体系的に記述した計画とします。

基本計画はまちづくりの具体的な活動について記述するもので、町長が、行政の政策に責任をもつとともに、まちづくりにリーダーシップを発揮するために、町長任期と計画期間を関連づける必要があります。

そのため、

○計画期間を原則4年とし、

○計画期間が町長任期の翌年度に終了するように設定し、

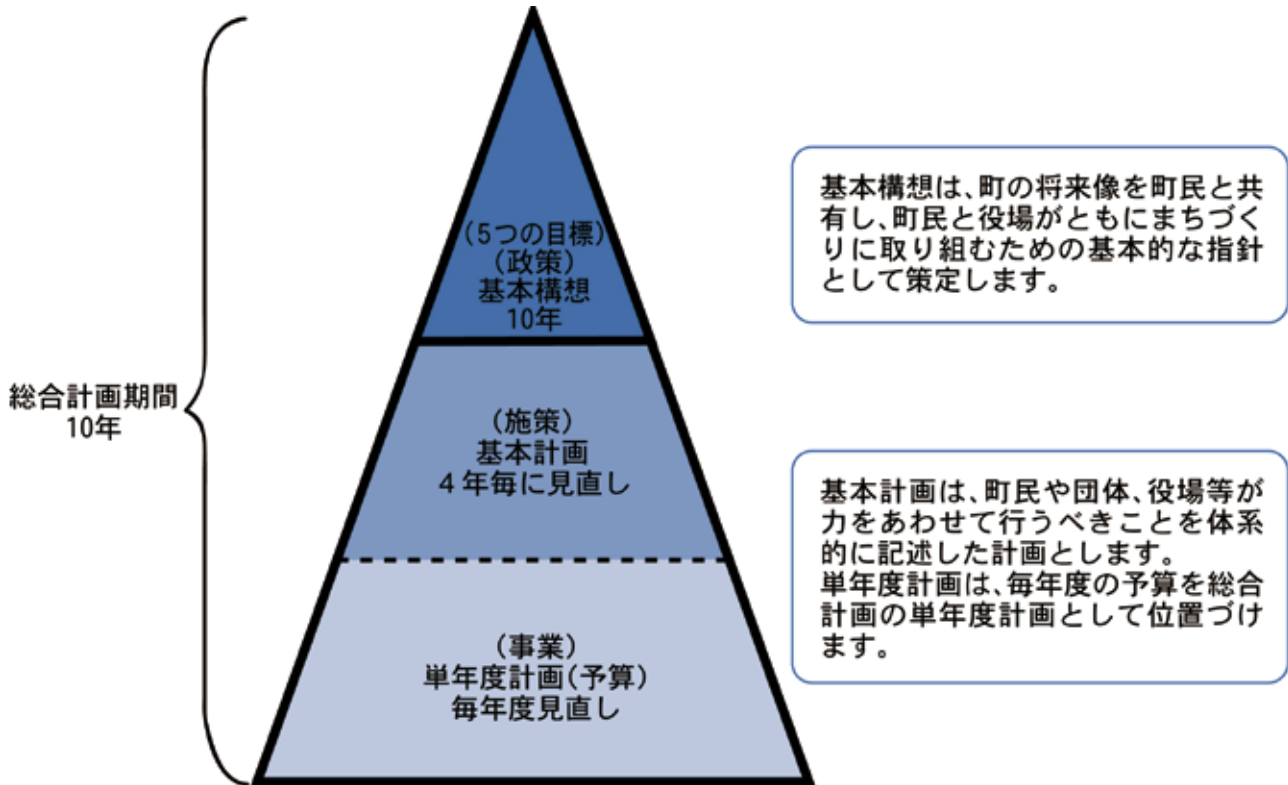
○次期町長任期の1年目において、前計画を検証し、新たな計画をつくる、  
というようにします。

以上の考えから、基本構想の計画期間は、平成32(2020)年度まで、基本計画の計画期間は、平成26(2014)年度までとします。

総合計画を具体的にどのように進めるかについての行政施策は、各年度の予算によって決まります。そこで、各年度予算を、総合計画の単年度計画としても位置づけます。

したがって、予算の提案とあわせて、総合計画の推進方針を示し、決算においては事務事業評価により総合計画の進捗状況を示すこととします。

(計画の構成図)



## 第2章 わたしたちのまち南伊勢町

わたしたちのまち南伊勢町は、これまでの先人たちの努力により築かれたまちであります。このまちは、ここに暮らすわたしたちにとっての誇りであり、これからのまちづくりの原点でもあります。

わたしたちが未来にむけ、これからのまちづくりを進めるためには、今ある資源を大事に生かすことが必要です。

まちの将来の姿を考える前に、わたしたちの暮しの場である南伊勢町がどのようなまちであるかを考えてみます。

### 1 わたしたちは、このまちとともに生き、暮らしてきました

#### 海と生き、山と暮らしてきた南伊勢

○わたしたちのまち南伊勢町は、伊勢市の南に位置し（神宮正殿の真南に当たり、神宮林に接しています）、南側は熊野灘に面する典型的なリアス海岸で、海岸線の長さは245.6kmに及びます。



五ヶ所湾

○深く入込んだ湾を生かして、古くから漁業や製塩、あるいは海上交通の拠点として栄えてきました。海とともに生きてきた町です。一方、北側は山地が迫っているために平地には恵まれませんでした。貴重な田畑を大切に耕し、日当たりの良い斜面を農業などに生かすとともに、山地は製塩のための薪を得たり炭焼きに生かすなど、海・山・川を暮しの資源として生かしてきました。

○恵まれた海・山・川が生活の場であったため、美しく雄大な自然を大切に守ってきた町です。町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定されています。



ハートの入江

「ハートの入江」の見える鶴倉園地（見江島展望台）、南島大橋と阿曾浦大橋の「親子大橋」、五ヶ所湾と太平洋の大パノラマが楽しめる「南海展望台」など、素晴らしい景色のスポットがたくさんあり、どの山に登っても海が見えるハイキング道も魅力です。また、ハマボウの群落など貴重な生態系も残っています。

○温暖な気候に恵まれた南伊勢町は、養殖真珠の創始者である御木本幸吉をはじめ多くの事業者が「養殖真珠のふるさと」として真珠養殖や母貝養殖を大々的に営んできました。



阿曾浦の真珠養殖筏

○近年では、山や里に手入れがされなくなったためか、山から川、そして海へと続く水環境に変化が見られます。特に磯焼けは山から流れ込む栄養源の減少などが影響していると考えられており、これからも山・川・海を守っていくための努力が必要になっています。

○南伊勢町には、海とともに生きるなかから生まれた文化が息づいています。また、南伊勢町には、38の集落がありますが、これらの集落は、江戸時代からの自治の伝統を引継ぎながら人々の暮らしを守るなかで、「浅間さん」、「天王まつり」などの祭など、さまざまな文化や伝統を生みだし、継承してきました。



方座浦浅間祭

○南伊勢町は、神宮の「御厨<sup>みくりや</sup>※1」があったなど古くから伊勢神宮との関わりの深い地域でした。また、町内には平家の落人<sup>おちうど</sup>伝説があります。さらに、剣祖と称せられる愛洲移香齋や、治水や航路開設で活躍した河村瑞賢などの偉人を生み出すなど、歴史と文化に彩られたまちです。



河村瑞賢の銅像

### わたしたちの誇り

雄大な自然の美しさや豊かな文化では、どこにも負けやんよ



※1 御厨<sup>みくりや</sup>：神饌<sup>しんせん</sup>の料を献納するために設けられた所領。

## さかなとみかんをなりわいとして生きてきたまち

○わたしたちのまち南伊勢町は、漁業や農林業を基幹産業として生きてきた町であり、今でも町内就業人口の約24%(平成17年国調:第一次産業従事者)、町内総生産の約26%(平成17年三重県市町民経済計算)を第一次産業が占めています。

○海に恵まれた南伊勢町の漁業は、古くから遠洋漁業をはじめ定置網・刺し網・一本釣りなどの沿岸漁業を営んできましたが、現在は、まき網漁業や養殖漁業がその主体となっています。

漁獲量は県内総漁獲量の48.6%(平成21年三重県農林水産統計年報)を占め、三重県一を誇る「漁業のまち」であります。また、鯛や伊勢海老、カキやアワビにサザエ、アオサなど活きの良い新鮮な食材が一年を通してあります。

○農業では、南側斜面の日照を生かし町内外から高い評価を受けている柑橘や五ヶ所小梅などを栽培しています。

○しかし、時代の流れがわが国の第一次産業を衰退させるにつれて、町の活力が急速に失われ、過疎化が進んできました。

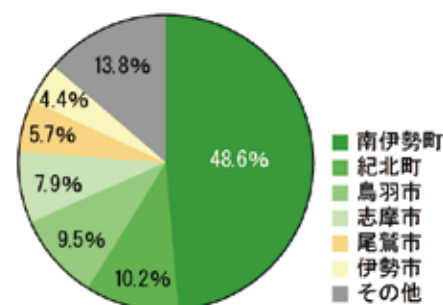
生産だけでは、十分な収益が得られないのが現状で、加工や流通も含めた消費者の口に届くまでの過程のなかで、より収益の上がるような展開が必要になっています。

○観光面では、釣りやヨットなどのレジャーを楽しむ来客が多く、国道260号沿道のトイレの整備を進めて「トイレに困らないまち」と言われるようになるなど、集客対策にも取り組んできました。しかし、美しく雄大な自然だけではなく、良質な温泉資源や、野口雨情の歌碑が日本で一番多く建つまちであることなどの資源は豊富なのですが、それを集客に生かし切れていないのも現状です。

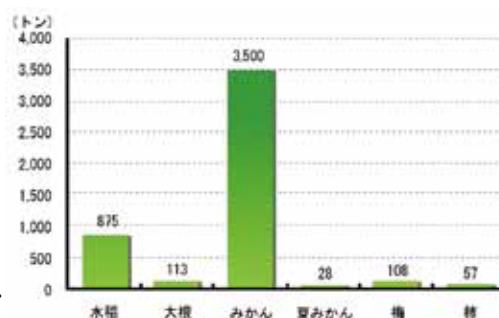
今後は、観光と農林水産業とが連携した新しい産業展開を図る必要が出てきています。



宿田曾漁港



図：県内漁獲量  
(平成21年：海面漁業生産統計)



図：町の主な農産物の収穫量(第54次(平成18~19年)農林水産統計年報)



みかん狩り

○サル、イノシシ、シカなどが生活空間に入り込んでくるようになり、丹精込めた作物が荒らされ、1年の頑張りが一瞬にして消えてしまうなど、営農意欲の低下等、鳥獣被害が深刻な状況となっています。また、車との接触事故が起こったりするなど早急な対策が必要となっています。

### わたしたちの誇り

新鮮な魚やおいしいみかんのとれる漁業と農林業のまちやで



## 気さくで純朴なまち

○わたしたちのまち南伊勢町は、主に集落を単位として、魚や野菜の物々交換（お裾分け）や助け合いなど人と人との繋がりが深く、高齢者にも、子育て世代にもものんびりのどかに安心して暮らすことができます。

しかしながら、人間関係や就労関係が都市化するなかで、人と人との繋がりは薄れてきており、そのような良さも、積極的に守らないと今後失われていくかもしれません。

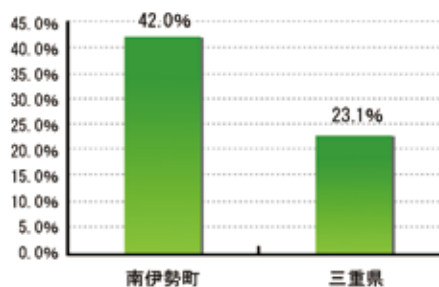
○それぞれの集落で継承してきた文化や伝統は、私たちの暮らしと人びとのつながりを生活文化の面から支えてきたかけがえのないもので、これからも大切にしていかなければなりません。

○それぞれの集落内での人間関係は緊密ですが、集落は広域にわたって点在していて、南伊勢町としての一体的な住民意識は十分に育っていません。集落内でのつながりを大事にしながらも、集落を越えた地域と地域の絆をつくっていく必要があります。

○高齢化率は40%を超えて県内市町でのトップになり、散在する浦村の集落のなかには、集落機能を維持することが難しくなっている地区もみられます。



地域ごとに受け継がれる祭り  
(宿田曾神祭・港まつり)



図：老年人口（65歳以上）の割合  
(平成20年：三重県推計人口)

※算出方法 65歳以上人口/人口×100

○たしかに高齢者が多いのですが、人があたたかく、人情味のあるまちで高齢者にとっても暮らしやすいのでしょう。その表情は「幸せ」そうに見えます。高齢化の進展に負けずいつまでも元気で暮らせる「健康長寿のまち」でありたいものです。

○そのためには、集落機能を維持するとともに、福祉・医療のサービスを確保することが必要ですが、深刻な医師不足から町立病院などの医療機関の機能が低下したり、救急車の到着までの時間が平均12分もかかったり、道路が狭くて救急車が入れないような集落もあるなど、課題はたくさんあります。



町立南伊勢病院

### わたしたちの誇り

あたたかい人情と助け合いのまちやんな





## 2 これからもこのまちで生き、暮らしていきます

わたしたちはこれまで、美しい自然とあたたかな人情のある南伊勢町で営み暮らししてきました。そして、これからもこのまちに住み続けていきたいと願っています。

しかしながら、

- わたしたちのまちは、高度成長期にたくさんの若者が町を離れて、都会に就職しました。その後も、若者に魅力ある職場が少ないため、若者がまちを離れる現状にあります。
- 水産業では藻場の減少や漁場の老朽化などにより漁獲量の減少や養殖マダイの浜値の最高値が平成13年には1,120円だったものが平成22年には770円に下がるなど魚価の低迷により漁業経営は厳しい状況にあります。（資料：三重県漁業協同組合連合会）
- 農林業では深刻な鳥獣被害により営農意欲の低下や木材の輸入の自由化などによる価格の低迷など、厳しい状況となっています。
- 南伊勢町に生まれて成人するまでに半数以上が町外に出てしまうという厳しい状況が続いています。平成22年の国勢調査でも前回の国勢調査からの人口の減少率が11.36%で、県内の市町でトップとなるなど、人口減少が進んでいます。
- 平成22年の国勢調査において、65歳以上の高齢者数は6,387人で、高齢化率は43.2%となっており、県内でトップとなっています。
- 少子化についても、平成20年の人口千人あたりの出生率は、県内で最も低い3.7人となっています。

このような状況は、私たちのまちの将来に深刻な影を落としており、何とかまちの活力を取り戻すことが最大の課題になっています。

また、最近の社会経済情勢や雇用の状況もわたしたちのまちにとって決して明るいものとは言えません。

このような時にこそ、わたしたちは、これからのまちづくりについてともに考え、ともに行動していかなければならないのではないのでしょうか。

表：人口の変化

(単位：人、%)

| 2005年 |     | 1990年 → 2005年                               | 1980年 → 2005年                               | 1970年 → 2005年                               |
|-------|-----|---|---|---|
| 15歳～  | 579 | (1990：0～14歳)<br>3,207<br>→ 1,522<br>(47.5%) |   |   |
| 20歳～  | 429 |   |   |   |
| 25歳～  | 514 |   | (1980：0～14歳)<br>5,072<br>→ 1,931<br>(38.1%) |   |
| 30歳～  | 648 |   |   |   |
| 35歳～  | 769 |   |   |   |
| 40歳～  | 873 |   |   | (1970：0～14歳)<br>7,548<br>→ 2,551<br>(33.8%) |
| 45歳～  | 909 |   |   |   |

出典：国勢調査を基に作成

注1) 1970年、1980年、1990年の時点に、それぞれ14歳以下の人が、2005年の段階で何人に推移したかを示しています。

表：人口の推移

(単位：人、%)

| 区分      | 1965年           | 1985年          | 2005年          | 2010年          |
|---------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 65歳以上   | 2,488           | 3,665          | 6,250          | 6,387          |
| 15歳～64歳 | 19,778          | 14,707         | 8,623          | 7,101          |
| 14歳以下   | 9,326<br>(100%) | 4,067<br>(44%) | 1,814<br>(20%) | 1,300<br>(14%) |
| 総人口     | 31,592          | 22,439         | 16,687         | 14,791         |

出典:国勢調査

注2) 2010年の総人口には年齢「不詳」を含むため、総人口と年齢階層別人口の合計が一致しません。

表：将来人口推計値

(単位：人)

| 区分      | H22.10.1 | H32.10.1<br>(10年後) | H42.10.1<br>(20年後) | H47.10.1<br>(25年後) |
|---------|----------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 南伊勢町の人口 | 15,095   | 12,067             | 9,310              | 8,156              |

注3) 平成17年国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所が推計した南伊勢町の将来人口数値。

注4) 平成22年の国勢調査による人口は推計値より304人少ない、14,791人となっています。

# 第2編

## 基本構想



## 町民起点のまちづくり

まちづくりは、誰のために取り組むのでしょうか。  
まちづくりは、一人ひとりの町民の幸せのために取り組むのです。

まちづくりには、誰が取り組むのでしょうか。  
まちづくりに取り組むのは、一人ひとりの町民です。

ですから、まちづくりの出発点には、  
いつも一人ひとりの町民（ほかならぬあなたのことです）がいます。

まちづくりを進めるうえで、いろいろな多くの課題が出てくるでしょう。

それにどのように対処していったらよいのか、  
その判断基準は、『町民にとってどうか』ということです。

このように、まちづくりのすべての出発点は「町民」です。

そこで、新しい総合計画を策定するにあたって、  
これからのまちづくりの基本理念を、  
**「町民起点のまちづくり」**  
とします。

## 安全・安心を実現し、 希望をもち誇れる南伊勢町

わたしたちのまち南伊勢町は、どこにも負けない美しく豊かであたたかなまちだと思います。

でも、このようなまちにあっても、基幹産業である漁業や農業の不振、若者に魅力のある働く場所の減少などにより、人口が流出し、まちの活力が急速に失われてきました。

このようななか、定住促進や産業振興に取り組み、若者が希望をもち活力ある豊かなまちにしたいということが、わたしたち町民共通の願いです。

そのためにも、一人ひとりの町民との創意工夫により、まちの人、物、伝統、生活文化などを生かし、誇れるまちをつくっていくことで、活力を生み出し、希望をもち幸せに暮らしていけるまちをめざします。

また、平成23年3月11日に起こった未曾有の大地震は、東日本に深刻な大災害をもたらし、この南伊勢町にまで大きな津波被害をもたらしました。このことは、東海地震、東南海・南海地震という大規模地震の発生が想定される地域に暮らすわたしたちにとっては、安全・安心こそが何より大切であることを再確認することになりました。

そこで、わたしたちのめざすまちの姿を、  
「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」とします。

### 第3章 まちづくりの基本姿勢

今までのまちづくりは、ややもすると公共的なことは役場任せになっていた傾向がありますが、まちづくりは役場だけでできるものではありません。また、役場だけに任せておいてもうまくいきません。町民がやったほうがよいこと、役場がやったほうがよいことを役割分担しながら、両者が連携・協力しあってこそ住み良いまちができていくのです。

これからのまちづくりは、一人ひとりの町民がまちづくりに参画し、ともにまちづくりに取り組むことが大切です。そうすることで、町民が自らの手でまちづくりをしていると実感できるようになるのではないのでしょうか。

そこで、これからのまちづくりの基本姿勢を、

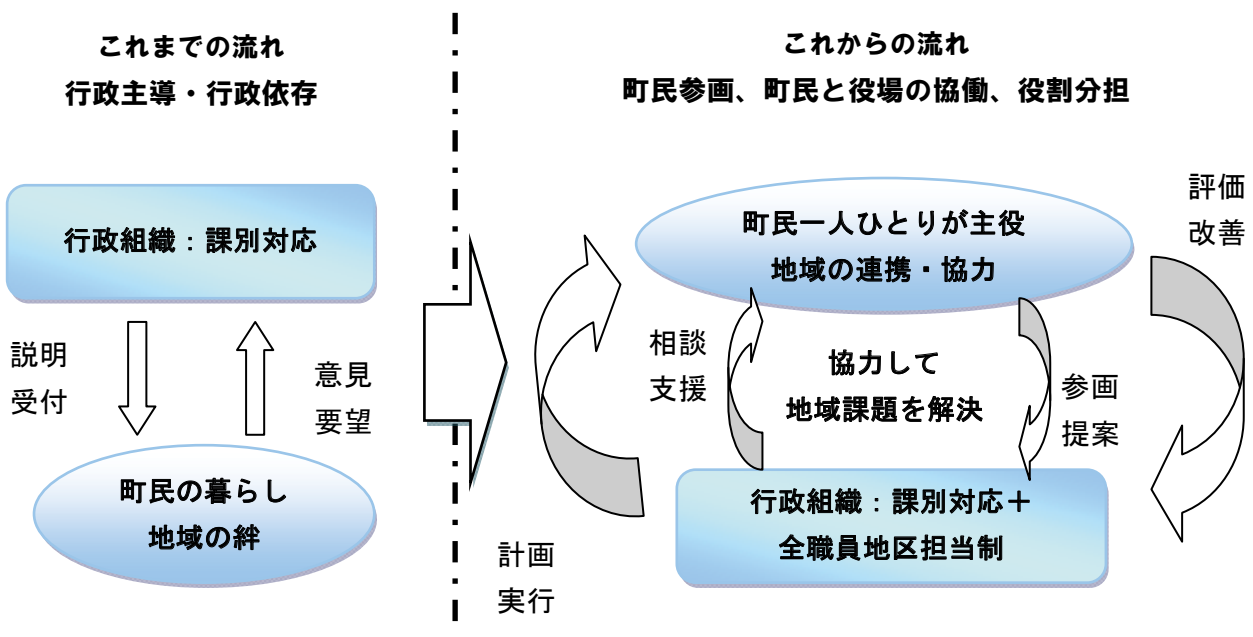
**町民が実感できるまちづくり**

- ・自分からまちづくりをしている実感
- ・ともにまちづくりを担っている実感
- ・まちづくりに貢献している実感

とします。

(新たなまちづくりへの転換)

### 町民と役場が一体となって新しい南伊勢町を創っていきます



## 第4章 役場の基本姿勢

新しいまちづくりを進めていくためには、役場も、町民も、変わらなければなりません。町民は、役場に依存することを改め、役場は町民目線で町民の立場に立ち、町民とともに取り組む開かれたものに改めなければなりません。

このようなまちづくりのあり方に変えていくためには、まず役場の側が変わる必要があります。

役場は、総合計画を実行し、まちづくりを進めるために、次のことを実現します。

- 役場は積極的に行政の情報を提供し、町民と共有します。
- 重要な案件について、町民と役場がともに検討する「場」を設けるなど「町民参画」を進めます。
- 町民自らの取組と連携しあって総合計画を進めます。
- 総合計画がどのように進んでいるのかを検証して、町民と共有します。
- 役場のあり方改革に取り組みます。

このような役場となっていくために、

役場の基本姿勢を、

**町民とともに考え、ともに取り組む役場**

とします。



## 第5章 まちづくり5つの目標

わたしたちは、

### 安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町

をつくるために、次の5つの目標を掲げて、町民みんなでまちづくりに取り組みます。

「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」をつくっていくためには、災害から命を守り、健康で安全に安心して暮らすことのできるまちをつくっていく必要があります。

そこで、目標1として「安全で安心して住めるまち」を掲げます。

このまちのひとと産業が元気で、希望を見つけることのできるまちをつくっていく必要があります。

そこで、目標2として「希望のみつかるまち」を掲げます。

大切な自然、文化を守り、どこにも負けない誇れるまちをつくっていく必要があります。

そこで、目標3として「新しい誇りをうみだすまち」を掲げます。

子どもがいきいきと成長し、誰もが笑顔で暮らせるまちをつくっていく必要があります。

そこで、目標4として「笑顔でいきいき暮らせるまち」を掲げます。

まちづくりをともに考え、ともに取り組むためにも、信頼される役場が変わっていく必要があります。

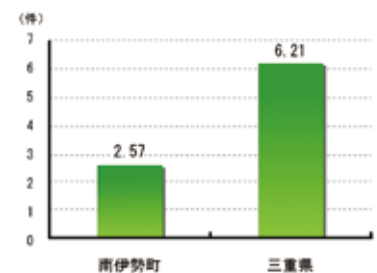
そこで、目標5として「みんなでまちづくりを実現するまち」を掲げます。

### 目標1 安全で安心して住めるまち

東海地震、東南海・南海地震という大規模地震の発生が想定されるなか、自助・共助・公助のバランスの取れた組合せで地震や津波へ備えることをはじめ、消防や防災などが整った安全なまちをめざします。

自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、テロ等の危機が想定されるなか、被害を最小限にとどめ、町民の生命・財産等を守るために、危機管理体制を充実させていきます。

県内市町のなかでは、交通事故発生件数や犯罪率は少ない方ですが、これからもいままで以上に安全で、安心して暮らせるよう交通事故や犯罪のないまちをめざします。誰もが元気で安心して暮らすことができるように、健康づくりや医療、介護のサービスを充実させます。



図：人口千人あたり交通事故発生件数  
(平成20年：三重の交通統計)  
※算出方法 交通事故(人身事故)発生件数(総数)÷総人口×1000

こんなまちにしたいんや

だれもが安全で、安心して暮らしていると実感できるまちにしたいんや



進学、就職といった人生の節目で南伊勢町から出ていく人たちが少なからずいて、過疎化はいまも進行しています。人びとが、「良いまちだ」と思うだけでなく、「ここに住もう」、「住み続けよう」と思うような希望がもてなければ、まちの活気はもどりません。

これまでまちを支えてきた農業や漁業が不振なことに加え、その他の産業も厳しいものであるために、働く場所がなくて町外に出てしまうという状況が続いています。農林水産業や商工産業、観光産業等の新しい展開や地域ビジネスを起こすなど、若者が希望をもって働けるまちにします。

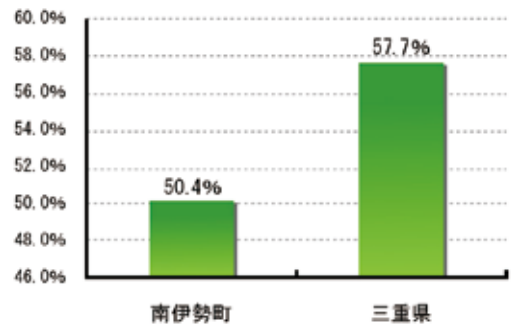
人権について考える機会をつくり、男女がともに参画できるまちをめざします。

障がいがあっても、高齢になって体が不自由になったりしても、楽しく生きがいをもって暮らせるようにします。

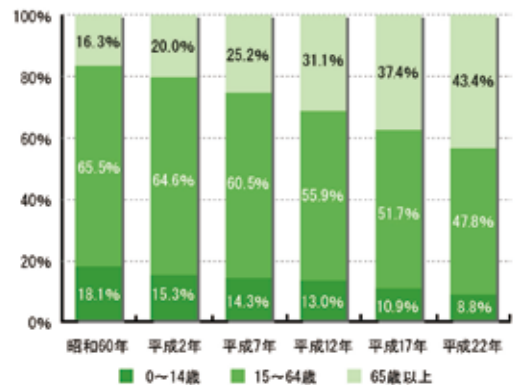
だれもが地域の一員として、それぞれの得意な分野で力を発揮できるよう、さまざまな「活躍の場」のあるまちをめざします。

人と地域の絆を大切にし、ともに支え合うコミュニティを形成することで、誰もが希望をもって、幸せに暮らせるまちをつくりまします。

若者などの出逢い交流の場をつくるなど、移住や交流を促進します。



図：就業率（平成17年：国勢調査）  
 ※算出方法 就業者 / 15歳以上人口 × 100（常住市町内数）



図：年齢別人口構成の推移(国勢調査)

こんなまちにしたいんや

だれもがいきいきと輝き、楽しく元気で暮らせる、  
 そんな希望をもって住めるまちにしたいんや



人口が減り、農林水産業が衰退するなかで、私たちはだんだん誇りと自信をなくしてきたのではないのでしょうか。でも、わたしたちのまち南伊勢町は、「美しい自然・豊かな文化・厚い人情」をもった他にも誇れるまちのはずです。

住む人だれもが、とくに次世代を担う子どもたちが、南伊勢町に生まれ育ったことを誇りに思うようなまちでありたいと思います。また、訪れる人だれもが「南伊勢町ってええまちやねえ」と思うようなまちにしたいと思います。

日常生活のなかでは忘れがちで、気がついていないような良さもたくさんあるのではないのでしょうか。また、たまに訪れた人は、南伊勢町の良さに気がつかないで帰っているのではないのでしょうか。私たちの町の良さを足もとから見直し、高めていきます。

わたしたちは、熊野灘に面したこの土地で、自然を守り、自然とともに生きてきました。これからも、美しく雄大な自然を誇りに思い、ともに生き、守っていきます。

また、この土地に生きるための知恵を磨くなかで、豊かな文化を育み、常に新しい文化を生み出しながら、世代から世代へと引き継いできました。これまで培ってきた文化を次世代に引き継ぐとともに、新しい誇りを生み出しながら、豊かなまちをつくっていきます。



美しい海岸の風景



道方かんこ踊



斎田山の神

### こんなまちにしたいんや

住む人、訪れる人、だれもが良いまちやねえと思える、  
美しく豊かで誇りのもてるまちにしたいんや



## 目標 4

## 笑顔でいきいき暮らせるまち

いつまでも住み続けるためには、みんなが元気で笑顔になるようなまちにしなければなりません。安心して子育てができるよう、保育、教育といったサービスや環境を充実させていきます。

豊かな自然や社会環境を利用して子どもがいきいきと育っていきけるような、町独自の魅力ある教育や子育ての態勢が整ったまちをめざします。

町民が、いつでも、どこでも気軽にスポーツや芸術、文化に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

海と山に囲まれた細長い地形なので、町を縦断している唯一の基幹道路である国道 260 号の整備促進と生活交通手段の確保、また、住宅・公園など、生活基盤の整った住みやすいまちをめざします。



国道 260 号

### こんなまちにしたいんや

人と人の心がつながりお互いに支え合っている、  
いつも笑顔で思いやりのあるまちにしたいんや



## 目標 5

## みんなでまちづくりを実現するまち

南伊勢町は 38 の集落を単位に、人びとが協力し、支え合って暮らしを守ってきました。これからも、地域でのつながりを大切にしながら、助け合い、支え合って生きていくようなまちでありたいと思います。

人と人との繋がりは薄れてきている面もありますので、町民同士の絆をより強くしていかなければなりません。

また、集落を越えた南伊勢町としての一体的な町民意識をつくり、連携・協力しながら取り組むことも必要です。

役場の取組も、このような町民の取組と連携・協力しあって、まちづくりを進めていくことが求められています。

このことから、町民と役場が一体となってまちづくりに取り組んでいけるような仕組みをつくりたい。



地域づくり支援事業による話し合いの場



町政説明会

### こんなまちにしたいんや

みんながまちづくりに参加できる、そんな一体感のあるまちにしたいんや



## 第6章 まちづくりのための基本的な政策

希望と誇りをもって、笑顔でいきいきと安全で、安心して住み続けることのできる南伊勢町にするために、役場だけではなく、町民や団体、区などが力を合わせて、次のようなことに取り組みます。

### (まちづくりの目標1) 安全で安心して住めるまち

#### 政策1 誰もが安全に暮らせるまちづくり

- ・ 自主防災組織を充実・強化するなど、巨大地震や津波などへの備えを行います。
- ・ 町民の生命と財産を守るため、消防体制の確立を図り、消防力の向上に取り組みます。
- ・ 河川や海岸、砂防、急傾斜など、安全面からの施設整備を進めます。
- ・ 生活安全、交通安全に取り組み、安全で安心なまちづくりを進めます。
- ・ 町民の生命・財産等を守るため危機管理体制の充実を図ります。

#### 政策2 安心して住めるまちづくり

- ・ 健康体操に取り組んだり、介護予防を強化したりして、年を取ってもいつまでも元気で暮らしていけるように取り組みます。
- ・ 医師、看護師が不足するなかで、町立病院の運営は難しくなっています。町民とともに、今後の病院や医療のあり方を考えていきます。
- ・ 高齢者や障がい者を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 介護支援サービスなどを地域ビジネスとして起業することによって、介護の充実が雇用の場の確保につながるよう取り組みます。
- ・ 誰もが元気で暮らせるようにするために、保健、医療、介護の一元化の体制を充実します。また、施設サービスだけに頼るのではなく、在宅での生活を支えることを基本に取り組みます。
- ・ 障がい者、子ども、一人親家庭などの医療費の助成制度を充実します。



健康体操教室

### (まちづくりの目標2) 希望のみつかるまち

#### 政策1 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり

- ・ 南伊勢町の「誇り」のなかから「希望」を見出し、若者をはじめ誰もが住み続けたいと思うような魅力あるまちづくりを進めます。
- ・ 若者が定住できるよう就業機会を増やし、働く場を確保することが必要です。そのために、農林水産業、商工産業、観光産業などの振興を図るための新たな展開を促

進するとともに、基幹産業である漁業や農業等と豊かな自然を生かした観光などを組み合わせるなど、地域資源を生かした南伊勢町らしい新たな産業おこしに取り組みます。

- ・ 町外から来た人には、豊かな自然があっても、どこで遊んだらよいのか、どうやって遊んだらよいのか、わかりません。楽しく遊ぶための情報提供を行うとともに、他のまちにはない、質が高く、楽しい「遊び（体験）」を開発し、多くの人が遊びに来てもらえるようにします。

## 政策2 誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり

- ・ お互いの人格や人権を尊重しつつ、支え合い、交流するまちをめざして、人権について考える機会をつくり、男女がともに参画できる社会づくりなどに取り組みます。
- ・ 障がい者とその家族が安心して生活できるように、そのライフステージに合わせた切れ目ない支援をめざします。
- ・ 南伊勢町には、それぞれ得意なものをもっているのにそれを発揮する場がない「埋もれた人材」が潜んでいるのではないのでしょうか。文化やスポーツで活躍できる場、また、高齢者にとってはそれが生きがいとなるような場づくりなど、それぞれの人がそれぞれの力を地域のなかで発揮していけるような「活躍の場」をつくっていきます。

## 政策3 人とひとがふれあう交流のまちづくり

- ・ 町民一人ひとりが大切にされ、人と人、地域と地域の絆、交流を大切にし、ともに支え合うまちづくりに取り組みます。
- ・ 過疎化が進むなかで、町内の若者定住はもとより、都市部の定年退職者など町外からの新たな移住を進めます。
- ・ 生きがいをもとめて移り住んでくる人たちを積極的に受け入れ、まちの一員として交流します。

### (まちづくりの目標3) 新しい誇りをうみだすまち

## 政策1 美しい自然を守りともに生きるまちづくり

- ・ 雄大で美しい自然を守り、海・山・川の自然とともに生きていきます。
- ・ 美しい自然にふさわしいきれいなまちをめざします。
- ・ 衛生的で快適な生活環境づくりに取り組みます。
- ・ 節電対策や環境学習などにより地球温暖化防止対策や新エネルギーの活用や啓発などにより循環型社会づくりに取り組みます。
- ・ 美しい海、川などの豊かな自然環境を守るため、生活排水施設整備を進めます。



泉川の桜

## 政策2

## 大切な文化を次世代に継承するまちづくり

- ・町内に残されている貴重な文化財を管理・保存していくとともに、各地区に伝わる大切な文化を次世代に継承し、それらの活用を図っていきます。

## 政策3

## 誇れるまちの創造

- ・南伊勢町ならではの地域資源（人、物、伝統、文化等）を活用してまちの新しい誇りをつくります。
- ・まちの新しい誇りを、全国に向けて情報発信することにより南伊勢町の知名度を高めていきます。

## (まちづくりの目標4) 笑顔でいきいき暮らせるまち

## 政策1

## 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

- ・安心して子育てができるように保育や福祉などの生活環境を整えていきます。
- ・南伊勢町の豊かな自然や社会環境を利用して子どもがいきいきと育つような、町独自の魅力的な子育て環境をつくっていきます。

## 政策2

## 子ども親も地域とともに学び育てるまちづくり

- ・子どもから高齢者まで、自ら学びたいときに学ぶことができ、生涯にわたって学ぶことができる機会をつくっていきます。
- ・子どもたちに、どのような進路があるのか、また、そのためにはどのような能力や資格を身に付けなければならないのかなど、将来の進学や就職について支援します。
- ・子どもたちに、ふるさと南伊勢町を愛する心、地域に貢献できる心を育てるため、地域とともに歩み、地域に根ざした「学校づくり」に取り組みます。
- ・教育・学習の水準を高め、全国でトップレベルの学力・体力が達成できる教育環境づくりをめざします。
- ・子どもたちを、「南伊勢町の子どもたち」として、地域みんなでその成長を応援します。そのために、高齢者と子どもたちの交流の場づくりなどに取り組みます。また、海・山・川での遊びを通してたくましく成長していけるよう「よく遊び、よく学べ」を理想とします。



シャボン玉遊び

## 政策3

## 誰もが文化やスポーツを楽しむまちづくり

- ・誰もがスポーツなどを楽しめるよう、総合型スポーツクラブや健康体操などの普及を図り、日常的にスポーツや健康維持のための運動などに取り組む環境をつくっていきます。
- ・創造性豊かな文化のまちづくりをめざし、優れた芸術・文化にふれる機会をつくっていきます。

## 政策 4

### 生活基盤の整ったまちづくり

- ・国道 260 号は、町にとって「命の道、生活の道、産業の道」となる唯一の基幹道路でありますので、未整備区間の整備などの促進に取り組みます。
- ・町営バスの運行形態を見直し、この町に最もふさわしい公共交通システムをつくっていきます。
- ・上水道の整備、住宅・公園など、生活基盤の整備を進めます。

#### (まちづくりの目標5) みんなでまちづくりを実現するまち

## 政策 1

### みんなで創るまちづくり

- ・まちづくりに取り組むために、まちづくりのための情報を町民と役場が共有します。
- ・町民一人ひとりがまちづくりに参画し、自らの手でまちづくりをしていると実感している南伊勢町をつくっていきます。
- ・それぞれの地域で、町民同士のつながりを深め、まちづくりや防災に取り組みます。役場は、それを積極的に支援していきます。
- ・町民の方々は、さまざまな文化活動や住民活動を展開しています。それを、町全体で連携・協力できるように協働を行うための仕組みづくりを行います。
- ・人と人とのつながりが薄れてきている面もありますので、町民と町民、地域と地域のつながりをより強くしていくように取り組みます。
- ・みんなでまちづくりに取り組むために、町民と役場の職員が一緒になって地域のことを考える場をつくります。

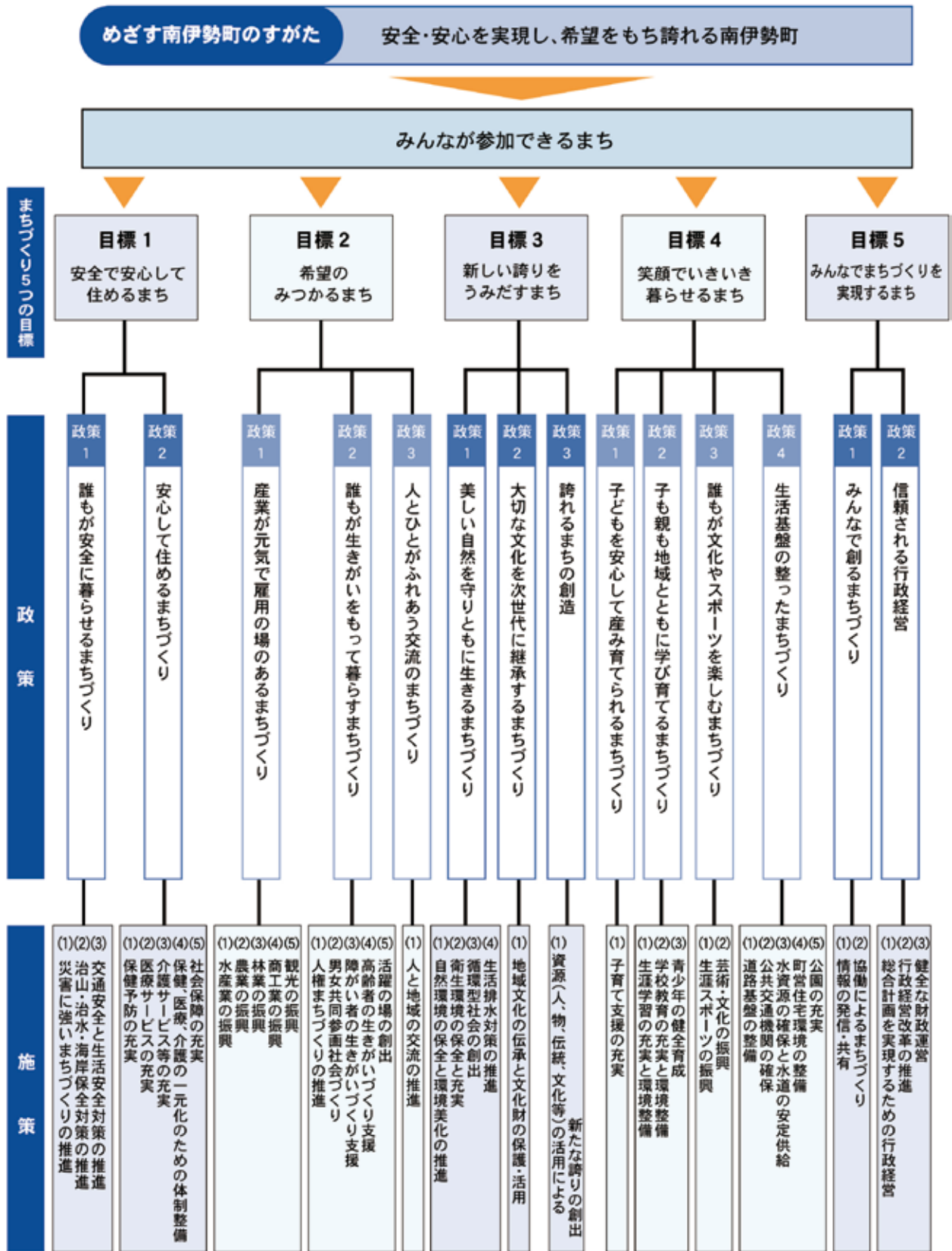
## 政策 2

### 信頼される行政経営

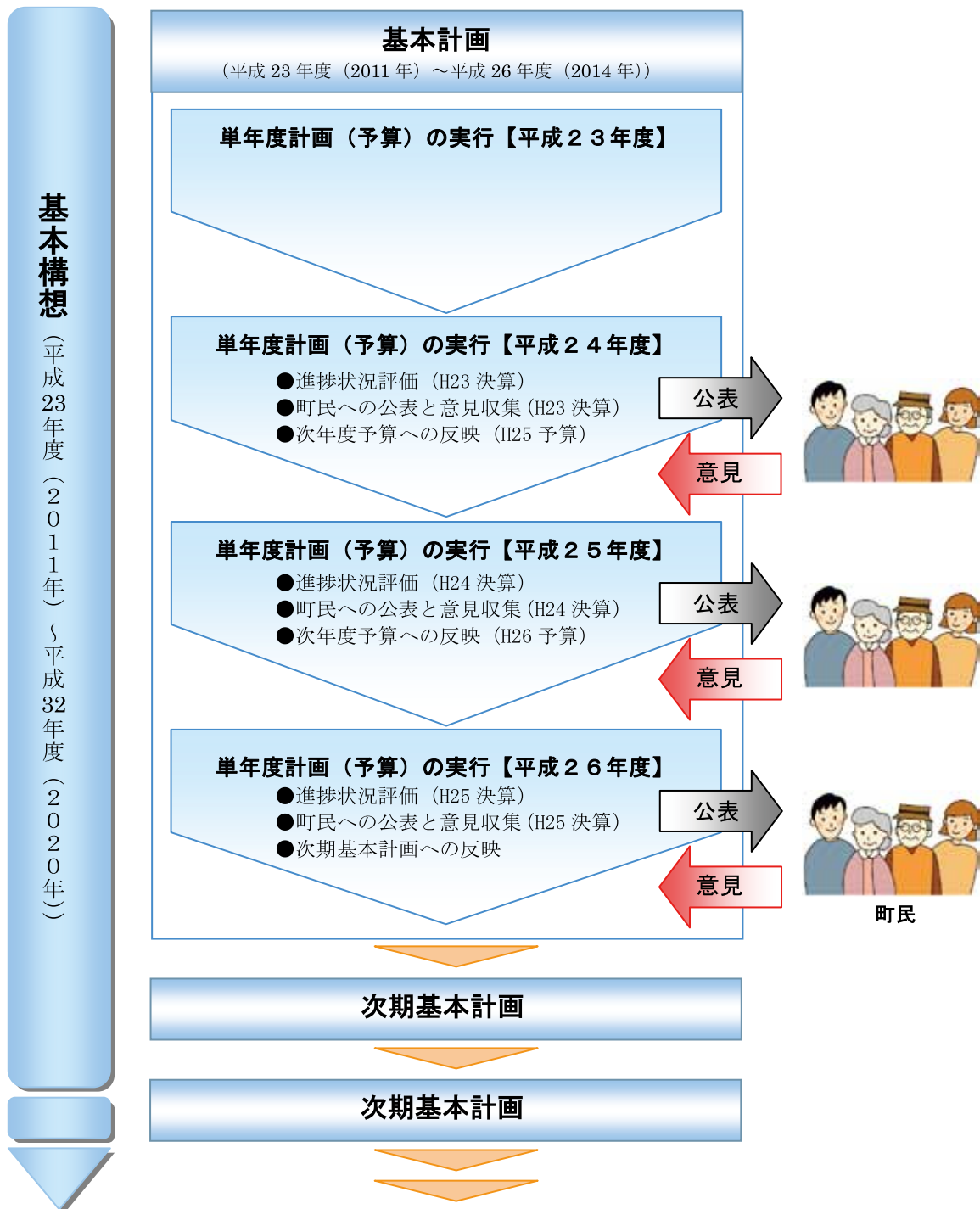
- ・総合計画がどのように進んでいるのか、施策の評価などを公表します。
- ・役場は、行政の都合ではなく町民の視点で考え行動することによって、町民との信頼関係を築きます。
- ・町民と役場が一体となって公を支えているという実感の持てるような役場にします。そのために、職員の能力とやる気を引き出し、やりがいのある職場環境をつくります。
- ・高齢化の進むなか、町民の生活を支えるという観点から、行政サービスの水準を向上するため、出張所や連絡員制度について検討します。
- ・町民視点に立った行政組織経営に取り組みます。



# 第7章 まちづくりの政策体系



(総合計画実現に向けてのスケジュール)



- ・基本計画で記述した各分野の取組は平成23年度(2011年)～平成26年度(2014年)の4年間で達成することを目指します。
- ・基本計画の進捗状況は毎年度示します。
- ・単年度計画(予算)は、予算の提案とあわせて、総合計画の推進方針を示し、決算においては事務事業評価により進捗状況を公表し、町民の意見を踏まえ、翌年度の単年度計画へ反映します。
- ・基本計画全体の進捗状況を踏まえ、次期基本計画を策定します。

# 第3編

## 基本計画



# 第1章

## みんなが参加できるまち



まちのキャラクター  
「たいみー」です。



## 第1章 みんなが参加できるまち

めざす南伊勢町のすがたの実現に向けて、町民起点のまちづくりの理念のもと、わたしたちはみんなでまちづくりに取り組んでいきます。

まちづくりに取り組むためには、まちづくりのための情報を共有することが大切です。そのために、役場は積極的にまちづくりの情報を提供する必要があります。

まちづくりをともに進めていくためには、協働で行うための仕組みや、検討する場など、町民と役場がともに考え、つくっていくことが必要です。

「町民ができること、役場とともにできること、役場がすること。」の役割分担を考え、行動していきます。

まちづくりをともに実現していくためには、総合計画がどのように進んでいるのか、事業の評価や検証結果を公表し、町民と役場はともに共有していく必要があります。

このように、ともにまちづくりに取り組むことで、わたしたちは自らの手でまちづくりをしていると実感できるのではないのでしょうか。

南伊勢町の新しいまちづくりを進めていくために、わたしたちは「まちづくり5つの目標」に向けて取り組んでいきます。



鵜倉半島草刈ボランティア



泉区地域づくり支援事業

※ このような考え方は、基本計画全体に共通していますが、詳細については、まちづくりの目標5の「みんなでまちづくりを実現するまち」に記述しています。





# 第2章

## まちづくり5つの目標



(施策の各ページの見方)

5つの目標の番号と名称を記載しています。 (まちづくりの目標◆) ○○○○○○○○○○○

**政策◆**

○○○○○○○○○○

←政策の番号と名称を記載しています。

(◆) ○○○○○○○○○

←施策の番号と名称を記載しています。

(施策の担当) 【主】 ○○○○○○  
【事】 ○○○○○○

【主】は、この施策に総括的に記述する責任のある課として記載しています。↑  
【事】は、この施策の一部の事業を実施する課として記載しています。

**◇めざす姿**

←この施策(計画期間4年)に取り組むことによって、目的が達成されている状況を記載しています。

**◇まちづくり指標**

| まちづくり指標                  | 現状値       | 目標値                  |
|--------------------------|-----------|----------------------|
|                          | 平成22年度    | 平成26年度               |
| ←まちづくりの成果をあらわす指標を示しています。 | 現状値を示します。 | 計画期間内(4年後)の目標値を示します。 |

(まちづくり指標の説明)

←この数値目標の意味、内容、出典、用語の説明などを記載しています。

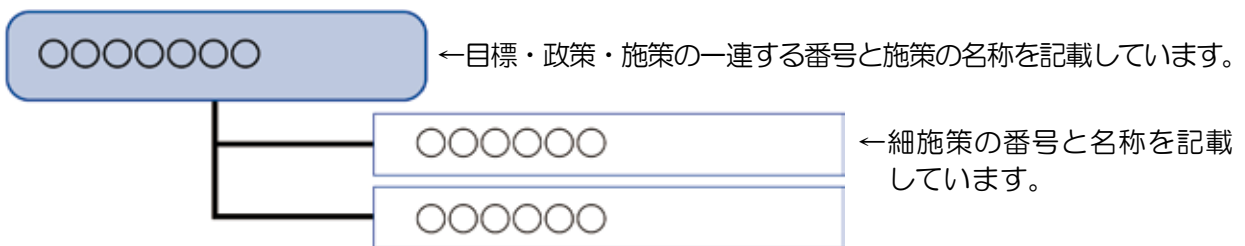
**◇現状と課題**

←この施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえて現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

**◇施策の基本方向**

←この施策の目的を実現するために、町が取り組む基本的な方向を記載しています。

**◇施策の体系**



**◇施策の内容**

←この施策に取り組む内容を、細施策毎に記載しています。

**◇町民との協働**

←この施策の目的に向かって、町民と役場がそれぞれの役割のなかで協働する主な内容を記載しています。

(まちづくりの目標1)

## 安全で安心して住めるまち

### 政策1 誰もが安全に暮らせるまちづくり

- (1) 災害に強いまちづくりの推進
- (2) 治山・治水・海岸保全対策の推進
- (3) 交通安全と生活安全対策の推進

### 政策2 安心して住めるまちづくり

- (1) 保健予防の充実
- (2) 医療サービスの充実
- (3) 介護サービス等の充実
- (4) 保健、医療、介護の一元化のための体制整備
- (5) 社会保障の充実



## 政策1 誰もが安全に暮らせるまちづくり

### (1) 災害に強いまちづくりの推進

(施策の担当) 【主】防災課 防災係  
 【事】建設課 建築係、福祉課 福祉係・健康増進係  
 医療保険課 介護支援係、教育委員会事務局 学校教育係

#### ◇めざす姿

全ての町民が、地震、津波、風水害や火災などの災害から身を守り、安全で安心して暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 | 現状値      | 目標値      |
|---------|----------|----------|
|         | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 防災訓練参加率 | 40.6%    | 100.0%   |

(まちづくり指標の説明)

- ・津波等災害に備えて、町民の「逃げる」意識啓発の成果を示す指標
- ・毎年、町内一斉に実施する防災訓練に参加する町民の割合（役場防災課調べ）

#### ◇現状と課題

- 本町における消防体制は、志摩広域消防組合と紀勢地区広域消防組合による常備消防と南伊勢町消防団による非常備消防で組織されています。しかし、団員の町外勤務者の割合の増加や火災発生時の勤務先から現場までの時間的な制約などにより昼間の消防力の低下が見られます。また、全国的な問題となっておりますが、本町においても団員の高齢化、なり手が無いなどの課題もあります。
- 火災は年に 10 件ほど発生しており、家屋が密集していたり、山が家屋に近いことなどから、発災時には大規模火災や山林火災などの危険があります。
- 住宅密集地においては緊急車両の進入が不可能なところもあり、火災発生時には消火活動が阻害されることも想定されるため、消火栓等の防火施設の充実が課題となっています。
- 平成 23 年 3 月の東日本大震災のあと、本町においては東海地震、東南海・南海地震等による被害が危惧されるなかで、その被害を最小限に抑えるために避難路や避難場所等ハードの整備はもちろん、講演会、タウンウォッチングなどを各地域で実施し、防災意識の啓発がより強く求められています。
- 東海地震、東南海・南海地震等に対する防災体制の向上のためには、町民一人ひとりの津波から逃げる意識、防災意識を高めることが重要になるとともに、地域において防災の中核を担っている自主防災組織の一層の充実と、地域防災力の強化を図っていくことが求められています。



田曾浦区防災訓練

- 少子高齢化が進むなか、災害時要援護者の割合がますます高くなることが十分予想されます。
- 地震、津波、風水害などの発生時において、学校、保育所の子どもたちの避難路、避難場所は確保できていますが、定期的に見直すとともに、より安全な対策が求められています。また、登下校時などの避難路、避難場所の確保も求められています。
- 町内には、介護などの福祉施設が民間を含め16か所あります。津波対策における避難訓練が、今後より一層必要となっています。
- 釣り客など観光客が、津波などが発生したときに、すばやく避難できるよう整備が求められています。
- 地震、津波など大規模災害の発生が予想されるなか、災害時応援協定等の締結により、必要な支援が受けられる体制を構築する必要があります。
- 有事における国民保護を目的に南伊勢町国民保護計画を策定しています。
- ほとんどの公共施設は、津波浸水予想エリアにあり、高台移転が強く求められています。

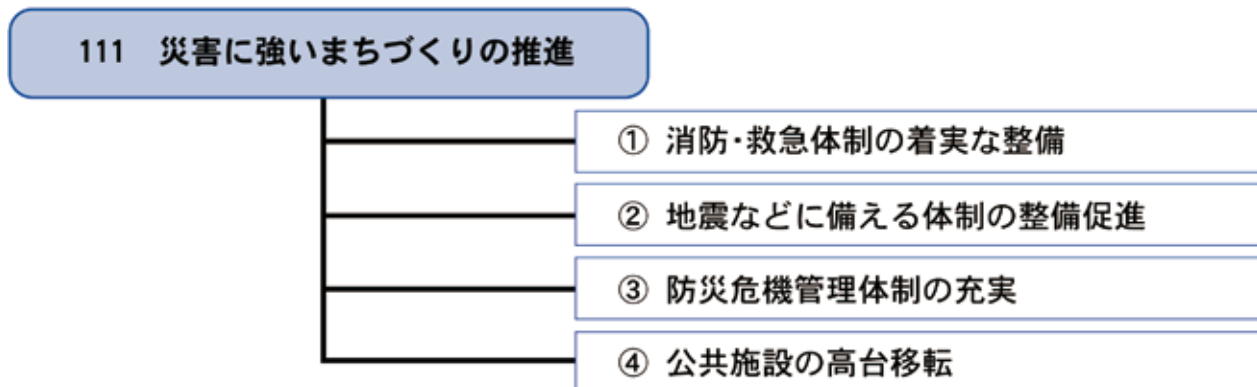


神前浦区防災ワークショップ

### ◇施策の基本方向

- 地震や津波、台風などの自然災害や火災の際、迅速・的確に対応できるよう地域や組織の防災力・消防力を強化し、万一災害等が発生しても被害を最小限にとどめるようにします。
- 地震など大規模な災害が発生した時には、行政機関だけで災害に対応することは極めて困難な状況になります。災害による被害を最小限にとどめるためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちで地域のみなさんが「力」を合わせて行動することが重要となりますので、自主防災組織を活性化させ地域の防災力の向上を目指します。
- 災害時要援護者対策について、要援護者、家族、地域、役場がそれぞれの立場でできることを行います。
- 地震、津波、風水害などの発生時における学校、保育所の子どもたちの避難路、避難場所の整備を行います。
- 社会教育施設等の避難誘導設備の整備を行います。
- 地震や津波の際、観光客などが避難できるよう整備を行います。
- 自然災害、大規模な火災や事故・事件、武力攻撃やテロ行為などから、町民の生命、身体、財産を守るため、町民に対する危機意識の啓発や情報の提供を行い、危機管理意識の向上を図ります。
- 公共施設の高台移転に向け、早期の対応を図ります。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 消防・救急体制の着実な整備

- 町民の人命と財産を火災から守るため、広域消防組合との連携を密にした消防体制の確立を図ります。
- 消防活動や災害時に地域の防災を担う消防団員の確保や昼間の出動体制を考慮した体制づくりを行うとともに、消防団員の資質の向上を図ります。
- 消防詰所、小型動力ポンプ付積載車の順次更新や消防資機材の整備を行い、消防力の向上を図ります。
- 火災予防運動など幅広い広報活動を推進し、啓発を図ります。
- 常備消防の指導により救急講習を実施し、応急措置、手当などの救急措置技術の普及を図ります。



消防団員救急救命講習

### ② 地震などに備える体制の整備促進

- 災害時においても地域で対応できるように、資機材の整備、講演会の開催、タウンウォッチングへの協力など、自主防災組織の育成・支援を行います。
- 災害時に地域の被害を最小限に抑えるため、緊急輸送路や避難路、避難場所等の整備を進めていきます。こうしたハード面の整備とともに、防災マップ等による避難場所・避難路の周知や防災訓練、防災講演会、救急講習などによる日ごろからの防災への備えをしておくとともに、防災・災害ボランティアの育成および支援を行います。
- 災害時要援護者対策については、要援護者、家族、地域、役場が話し合い、問題点をひとつひとつ潰して行き、残された解決しがたい点についてはそれぞれが課題として認識を共有します。

- 地震、津波、風水害などの発生時において、学校、保育所の子どもたちの避難路、避難場所を定期的に見直すとともに、登下校時などにおける避難路、避難場所の整備や避難訓練の充実を図ります。
- 地震や津波の際、土地勘のない観光客などが避難できるように避難誘導標識の設置などを行います。
- 災害時に迅速な応急対策や支援を得られる体制を確保するために、企業等と災害時応援協定の締結を推進します。
- 耐震化の必要な公共施設については、計画的に耐震化に取り組みます。
- 被災後の復旧、復興については、地域防災計画を見直し取り組みます。

### ③ 防災危機管理体制の充実

- 地震、津波や台風等の自然災害や武力攻撃事態の有事等を想定した国・県との連携による通信訓練を実施し、連絡体制や連携の充実、強化を進めます。
- 地震、津波、風水害などの自然災害、国民保護法が想定する武力攻撃や大規模テロ、その他の重大な事故や事件など、予測できない多様な危機が発生する可能性があるため、あらゆる危機に対して総合的で組織的かつ的確に対応できる危機管理体制を確立します。
- 災害などの危機が発生した時やその恐れがある場合、関係機関等と連携して迅速、円滑に適切な対応ができるよう、危機管理指針や初動マニュアル、業務継続計画などを策定し、危機管理体制の充実を図ります。

### ④ 公共施設の高台移転

- 公共施設については、災害時においてどのような役割を果たすのかなどの検討を行い、高台移転を行っていくための優先順位を設定し、計画的に高台への移転の促進に向けた取組を進めます。

## ◇町民との協働

災害から身を守れるよう、役場は、防災対策に取り組むので、町民の皆さんは、「自らの命」を自ら守るため、自分でできることは自分で、地域でできることは地域で考え実践していただき、安全に暮らせるまちをともにつくっていきます。



防災タウンウォッチング

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

地震津波対策



① 津波から逃げるために

【課題解決のためにめざす方向】

- ・被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小限にする「減災」の考え方にに基づき、災害に強いまちづくりを推進します。

【課題解決のための方法】

- ・逃げる仕組みづくり。(逃げるきっかけをつくる。)

【取組】

[町民]

- ・自分でできることは自分で、地域でできることは地域でします。また、地域内で率先して逃げる役割の人をつくります。

[役場]

- ・町民のみなさんが逃げられるように、避難路、避難所等の整備を行います。

[協働]

- ・自分の命は自分で守るという大原則の下、町民ができることは町民が、地域でできることは地域で、何をすべきか、何ができるのかを考え実践します。その上で、町民や地域でできないことは役場がサポートするというスタンスで取り組んでいきます。

② 災害時要援護者対策

【課題解決のためにめざす方向】

- ・田舎の良さである地域コミュニティでの町民のつながりを大切にし、維持していきます。

【課題解決のための方法】

- ・要援護者の家族、地域、役場が話し合い、それぞれの立場でできることをします。(問題点をひとつひとつ潰して行き、どうしてもクリアできない点については、それぞれが認識しておきます。)

【取組】

[町民]

- ・自分(家族)でできることは自分(家族)でします。次に地域ができることは地域がします。区としては、要援護者名簿等を作成し、把握しておきます。

[役場]

- ・災害時要援護者対策について地域の皆さんとともに考えていきます。

[協働]

- ・災害時要援護者、家族、地域、役場、それぞれの立場でできることをします。





## 政策1 誰もが安全に暮らせるまちづくり

### (2) 治山・治水・海岸保全対策の推進

(施策の担当) 【主】建設課 土木係  
【事】水産農林課 農林係

#### ◇めざす姿

山崩れなどの土砂災害や洪水、高潮、津波などの水害から町民の生命や財産などを守り、町民誰もが安全、安心して暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標   | 現状値    | 目標値    |
|-----------|--------|--------|
|           | 平成22年度 | 平成26年度 |
| 防潮堤の空洞区間数 | 38区間   | 9区間    |

(まちづくり指標の説明)

- ・防潮堤の地震や津波で倒壊する恐れのある箇所を示す指標
- ・港湾、建設海岸において1区間を100m程度に区分して調査した防潮堤の空洞化している区間の数(県港湾・海岸室調べ)

#### ◇現状と課題

- 森林の水源かん養※1や自然環境の保全を強化することにより、安全な地域の形成を図る必要があります。
- 本町は、山林が85%を占め、その地形は全般に急峻で、7月から9月にかけて台風の通過も多く、年間降水量は2,000~2,500mm前後に上り、集中豪雨などに伴う山崩れやがけ崩れなどの土砂災害の恐れがあるため、防止対策を図る必要があります。
- 近年の局地的な大雨や集中豪雨、台風、地震などにおける河川災害などの防止を目的とした護岸や流路※2の整備などの河川改修を推進する必要があります。
- 海岸浸食の防止や養浜※3のため、また、津波や高潮などの災害から町民の生命財産を守るため、老朽化が著しい箇所に対して計画的に離岸堤、護岸や防潮堤などの港湾海岸保全事業を促進する必要があります。



樋門の点検

#### ◇施策の基本方向

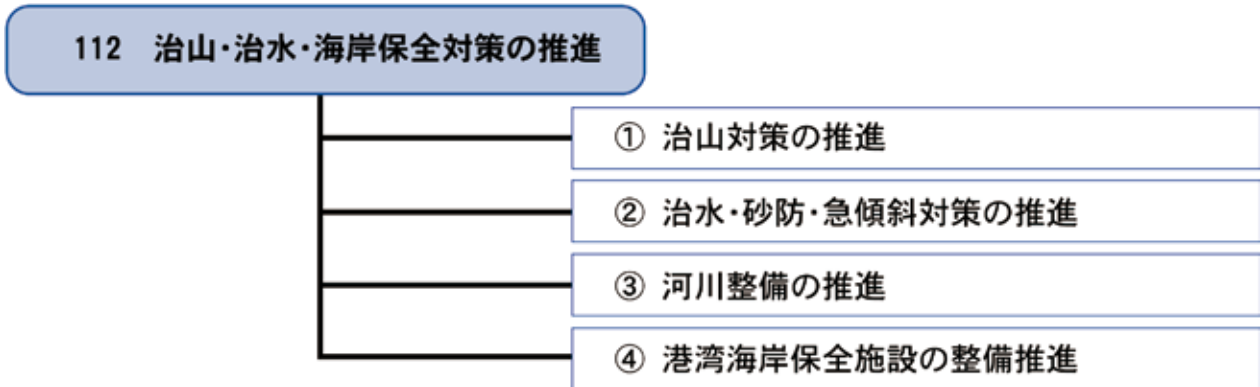
- 森林の水源涵養や自然環境の保全のため、治山事業を進めます。
- 山崩れなどの土砂災害を防止するため、治水・砂防・急傾斜対策事業を進めます。
- 河川などの整備を行うことにより、浸水などの河川災害を防止します。
- 海岸侵食の防止や養浜のため、計画的な港湾海岸保全事業を推進します。

※1 水源かん養：森林の土壌などが雨水を貯留保全し、洪水を防ぐとともに地下水として貯留すること。

※2 流路：河川の流れる道すじ。

※3 養浜：侵食された海岸などに人工的に砂を供給して浜辺の造成を行うこと。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 治山対策の推進

○森林の水源かん養や自然環境の保全など、公益的機能の維持を図るため治山対策事業を行います。また、自然現象により発生した危険箇所を下流に被害を与えるおそれがあるものについては、復旧工事を行います。

### ② 治水・砂防・急傾斜対策の推進

○山腹崩壊※1危険地の状況を把握し、急傾斜地崩壊※2危険区域の指定および予防対策の強化を図るとともに、保安林の整備、砂防えん堤の建設などを実施し、町民の生命財産を守るため治水・砂防・急傾斜事業を促進し、土砂の流出防止を図ります。



急傾斜施設

### ③ 河川整備の推進

○町管理河川や主要道路に付帯する排水路の整備を行うことにより冠水場所の改善を図り、安全な生活道路および通学路の確保を図ります。  
○浸水などの河川災害を防止するため、未整備河川の護岸・流路の整備などの河川事業を進めます。

### ④ 港湾海岸保全施設の整備推進

○海岸侵食の防止や養浜のため、また、津波などの災害から町民を守るため、樋門の定期的な点検を行うとともに、老朽化が著しい箇所に対しては計画的な港湾海岸保全事業を推進します。

## ◇町民との協働

高潮や洪水などの水害から生命や財産などが守れるよう、役場は海岸や河川の水門、樋門などの整備を進めますので、ともに水門などの維持管理を行い、安全で安心して暮らせるまちをともにつくっていきます。

※1 山腹崩壊：山腹が崩壊して生じた土石流や溪流の土砂が水と一体になって流下する自然現象。

※2 急傾斜地崩壊：人家などの背後の山などの傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象。

# 政策1 誰もが安全に暮らせるまちづくり

## (3) 交通安全と生活安全対策の推進

(施策の担当) 住民生活課 生活安全係

### ◇めざす姿

町民誰もが交通事故や犯罪、悪質商法等によるトラブルにあわない安全で安心して暮らせるまちにします。

### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標            |      | 現状値      | 目標値      |
|--------------------|------|----------|----------|
|                    |      | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 交通事故発生件数           | 人身事故 | 53 件     | 48 件     |
|                    | 物損事故 | 206 件    | 185 件    |
| 消費生活に関する啓発事業への参加者数 |      | 320 人    | 500 人    |

(まちづくり指標の説明)

【交通事故発生件数】

- ・交通安全施設、交通安全意識啓発の成果を示す指標
- ・町内で発生する1年間の人身、物損事故件数(伊勢警察署調べ)

【消費生活に関する啓発事業への参加者数】

- ・消費生活に関する啓発事業への参加状況を示す指標
- ・啓発事業に参加する町民の数(役場住民生活課調べ)

### ◇現状と課題

○本町における交通事故の発生状況は、過去5年間の人身事故は50件程度で横ばいの状況にあるものの、物損事故は平成18年158件であったのが、平成22年には206件と増加傾向にあります。

○近年では、高齢者が加害者または被害者となる交通事故が増加しています。平成20年の本町の交通事故(人身事故)発生件数は、2.57件(人口千人当たり)、高齢者交通事故件数は1.03件(人口千人当たり)となっています。【三重県発行の「統計でみる県内市町のすがた」より】本町は県内で最も交通事故件数は少ないのですが、町内全体に占める高齢者の事故件数割合が約40%と高い状況にあります。高齢化が進むにつれてさらなる増加が懸念されます。



交通安全啓発研修  
話をされているのは「幸せ配達人 徳田えびずさん」です。

○本町は、交通事故の発生を防止するため、南伊勢町交通安全対策協議会を中心に、伊勢警察署など関係機関との連携のもと交通安全教室の開催や交通安全運動期間中の街頭啓発活動、交通安全キャンペーンなどを通じて町民の交通安全意識の高揚に努めていますが、今後、より一層の交通安全啓発の実施や交通事故発生を抑止するため危険箇所の把握など交通安全対策が求められています。また、運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族の要望を受けて、交通事故防止につながる対策として、自主的に運転免許証の返納ができる制度の周知をおこなっていく必要があります。

○平成 22 年の本町での犯罪件数は 103 件となっていますが、県内市町の犯罪率としては比較的少ない方にあります。【三重県発行の「統計でみる県内市町のすがた」より】

○本町は防犯意識を高め、地域防犯体制の強化を図っていくために、南伊勢町生活安全推進協議会を中心に各区、伊勢警察署、伊勢度会地区生活安全協会などと連携し啓発活動を行っています。また、青色防犯回転灯装着車両による防犯活動も行っています。今後も区や学校、事業所など関係機関と連携をさらに密にしながら進めていく必要があります。

○近年、インターネットや携帯電話を用いた取引や新卒のマルチ商法被害、昼間自宅にいたことが多い高齢者や主婦を狙った訪問販売や悪質商法による被害やトラブル、また、多重債務やヤミ金融の被害などが増加しています。本町では、消費生活に関する相談を常時受付けており、さらに専門員による相談や情報提供を月に 1 回行っています。平成 22 年度には、48 件の相談がありました。今後もますます消費生活問題が増加することが懸念されるなかで、誰もが安心、安全な消費生活を送ることができるよう、地域や県消費生活センターと連携しながら消費者保護を図るとともに、正しい知識を持つことの支援、相談体制をより一層充実することが求められています。



南島東小学校防犯講演会

### ◇施策の基本方向

○警察、学校、病院、交通安全協会、町、関係民間団体および家庭などが互いに連携を図り、地域ぐるみの活動を推進することにより、交通安全意識を向上します。

○南伊勢町生活安全推進協議会を中心に町民・企業・行政・学校関係者などが相互に連携・協力し、事件情報の提供を行うなど地域ぐるみで防犯体制を強化します。

○自ら判断し行動できる消費者になるために、国、県や関係機関と連携しながら、情報の提供や正しい知識の啓発、相談体制を充実します。

## ◇施策の体系

## 113 交通安全と生活安全対策の推進

① 交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発

② 防犯意識の高揚と防犯ネットワークの構築

③ 消費生活に関する啓発活動と消費生活相談の充実

## ◇施策の内容

## ① 交通安全環境の整備と交通安全意識の啓発

○町民や学校等からの危険対策に対する要望も含め、通学路などの生活道路については、児童生徒、一般歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、カーブミラー、歩道、横断歩道、信号機、道路標識等、県や公安委員会等関係機関へ要望するなど整備を進めます。また、交通事故の多発箇所については調査・分析を行い、効果的な交通安全施設の整備を行います。

○交通事故のない町を目指し、「交通事故は起さない、交通事故にあわない」という意識を再確認するため、警察や関係団体などと連携し、交通安全に関する広報・啓発活動を行います。

○高齢者については、南伊勢町老人クラブ連合会とともに、加害者、被害者にならないための交通安全教室を地域ぐるみで行います。

○子どもたちには、交通ルールを守り、交通事故にあわないよう、交通安全通園帽子の配布や小学校児童交通安全教室などを行い、交通安全意識を高めます。



宿田曾小学校交通安全教室

## ② 防犯意識の高揚と防犯ネットワークの構築

○南伊勢町生活安全推進協議会を中心に、町民・企業・役場・学校関係者等が協力し、防犯用啓発物品の配布、啓発ポスターの掲示、町の広報紙などによる啓発活動を行い、防犯意識を高めます。

○南伊勢町生活安全推進協議会を主体とした防犯ネットワークを構築し情報共有や情報提供を行います。

○近隣の犯罪発生事案や町内で犯罪が発生した際には犯罪連鎖を抑止するため、町民に防災行政無線を利用し注意喚起を行います。また、犯罪を未然に防ぐために、各地区において、三重県や伊勢警察署、伊勢度会地区生活安全協会と協力し防犯講習会などを開催します。

○地域が自主的に青色防犯回転灯を装着した車両によるパトロールを行うため、実施者証取得講習会を行います。

### ③ 消費生活に関する啓発活動と消費生活相談の充実

- 消費生活のトラブルや被害などにあわないよう、国、県、関係機関と連携し、情報の提供や正しい知識が習得できるよう啓発活動を推進します。
- 自ら行動できる消費者になるために、日ごろから町の広報紙などにより啓発や情報提供等を行い、町民の意識を高めます。
- 安全で安心して暮らせるよう、相談体制を充実します。  
相談内容に迅速に対応するため、国、県、関係機関との連携を強化し、情報の提供を行います。

### ◇町民との協働

交通事故や犯罪にあわないよう、役場は、交通安全の講習や消費生活相談などを行いますので、町民の皆さん一人ひとりが講習などに参加し、交通安全に気を付け、また、防犯意識を高めていただき、交通事故や犯罪などのないまちをともにつくっていきます。

## 政策2 安心して住めるまちづくり

### (1) 保健予防の充実

(施策の担当) 福祉課 健康増進係

#### ◇めざす姿

町民誰もが、病気にならないよう健康的な習慣を身につけ、心身ともに健康で元気に暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標  |       | 現状値      | 目標値      |
|----------|-------|----------|----------|
|          |       | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| がん検診の受診率 | 胃がん   | 5.0%     | 50.0%    |
|          | 大腸がん  | 10.3%    | 50.0%    |
|          | 肺がん   | 7.8%     | 50.0%    |
|          | 子宮頸がん | 16.6%    | 50.0%    |
|          | 乳がん   | 18.6%    | 50.0%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・早期発見のための検診を受けている人の状況を示す指標
- ・受診対象者が、早期発見のためのがん検診を受けた人の割合（役場福祉課調べ）  
対象者：胃がん、大腸がん、肺がんは40歳以上の男女、子宮頸がんは20歳以上の女性、乳がんは40歳以上の女性

#### ◇現状と課題

- 年々健康に対して関心をもつ人が増え、ウォーキングなどを行う人が増えています。そのため、健康づくりのためのウォーキングマップを作成し啓発しています。
- 町民の健康増進を図るため、健康づくり推進協議会等において協議を行っていく必要があります。
- 今後も健康教育などの充実と健康づくりを支える人材を確保し、誰もが健康づくりに取り組めるように支援していく必要があります。
- 高血圧による合併症なども多く、生活習慣改善事業に力を入れていかなければならなくなっています。そのなかでも大切な食生活改善に力を注ぐべく、食育などの食生活改善推進活動の充実を図っていく必要があります。
- 食育の推進の十分な成果をあげるためには、町民一人ひとりが健全な食生活の実践に取り組む必要があります。
- 歯科保健に関しては、乳幼児のむし歯保有率が高く、平成22年度の3歳6か月児歯科健康診査の結果も県下ワースト1位という状況であり、妊婦・乳幼児の歯・口の健康を保つための環境整備に取り組む必要があります。



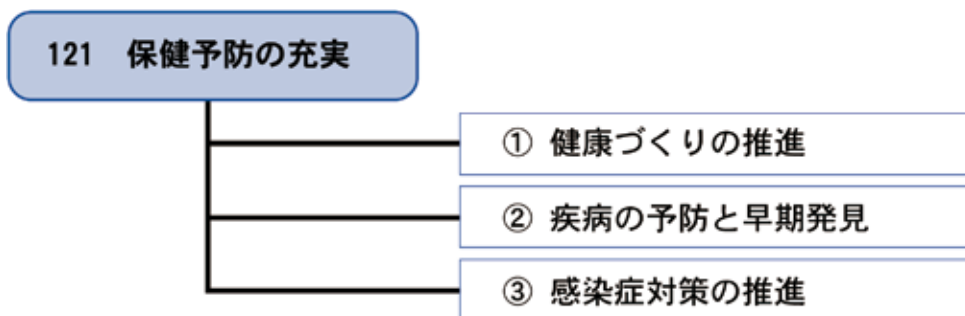
1歳6か月、3歳6か月児歯科健康診査

- 本町では、生活習慣病の人が多く、将来、脳卒中や心筋梗塞などを発症し、介護が必要な高齢者が益々増えることが予測されます。
- 健康的な生活習慣を身につけ、充実した生活を送ることができるよう、若い世代から健康管理をする必要があります。町は各種がん検診や30代を対象とした健康診査等を行っていますが、疾病予防に関する関心が低いためか、受診率が低い状態にあります。今後、各種がん検診等受診率の向上を図るため、より一層啓発に取り組んでいく必要があります。
- 感染症対策として、各種予防接種事業を実施していますが、年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向にあり、接種率を向上させる必要があります。

### ◇施策の基本方向

- 生活習慣を改善し、健康づくりに取り組めるよう、健康づくりの啓発活動や情報提供を行います。
- 健康に関心を持てるよう健康教育などを行います。
- 保育所、小学校、地域住民等との連携を図り、食の大切さを伝えるなど、食育を推進します。
- 関係機関と連携しながら、歯科健診、歯科教室等の事業を行います。
- 生活習慣病とそれに関連する合併症の発症予防のために、健康診査、各種がん検診等の事業を推進します。
- 感染症に関する正しい知識の普及や予防接種事業などを充実します。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 健康づくりの推進

- 健康づくり推進協議会等において町民の健康増進などの協議を行います。
- 町民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生活習慣を改善できるよう、広報紙などによる啓発活動や情報提供を通じ健康意識を高めます。また、健康に関心を持てるよう健康教育などを継続して行います。



食生活改善推進委員による食の教室



- 食生活改善推進員の増員を図るための養成講座を開催するなど、食生活改善推進事業を充実していきます。
- 食の大切さを伝え、食に関心を持てるような機会を増やすことにより食育を推進します。
- 保育所、小学校、地域住民等と協働して食育事業を行います。
- むし歯予防に関心をもって歯科保健に取り組めるよう『みんな歯っぴいの会』の活動を充実します。



楽々健康教室

## ② 疾病の予防と早期発見

- 健康増進および疾病の予防と早期発見のための健康診査、各種がん検診などの事業を充実します。
- 健康診査、各種がん検診等事業の啓発を、生活カレンダー、広報紙、ケーブルテレビの行政チャンネルなどにより行います。



健康教室

## ③ 感染症対策の推進

- 医療機関などと連携し、インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及をするとともに予防接種事業を継続して実施します。
- また、感染症の感染拡大を防止する体制を充実します。

## ◇町民との協働

病気にならないよう、役場は、健康教室など健康増進に取り組めるような場づくりや、疾病などの予防対策を行いますので、一人ひとりの町民は健康づくりに積極的に取り組み、健康への関心を高めていただくことにより、町民誰もが健康に暮らせるまちをともにつくっていきます。

## 政策2 安心して住めるまちづくり

### (2) 医療サービスの充実

(施策の担当) 【主】福祉課 健康増進係  
【事】町立南伊勢病院

#### ◇めざす姿

地域の皆さんに信頼される温かみのある医療サービスを充実し、町民誰もが安心して医療を受けられるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標       |             | 現状値                  | 目標値      |
|---------------|-------------|----------------------|----------|
|               |             | 平成 22 年度             | 平成 26 年度 |
| 常勤医師数         | 南伊勢病院(本院)   | 3人<br>(平成 23 年度 2 人) | 5人       |
|               | 南島メディカルセンター | 2人                   | 3人       |
| 訪問診察・看護(登録者数) | 南伊勢病院(本院)   | 25人                  | 50人      |
|               | 南島メディカルセンター | 10人                  | 13人      |

(まちづくり指標の説明)

- ・医療サービスを充実するための取組を示す指標
- ・常勤医師の数(南伊勢病院・南島メディカルセンター調べ)
- ・南伊勢病院、南島メディカルセンターに登録して、訪問診察・看護を受けている人の数(南伊勢病院・南島メディカルセンター調べ)

#### 現状と課題

- 本町は、平成 21 年度から診療所の休診や閉鎖が続き、医療施設、医療従事者の不足、また、医療に対する地域の不安が高まるなど、多くの課題があります。
- 本町には、専門の診療科が少ないことに加え、疾病に対応できる設備の不足・老朽化・医療施設の地理的な不利があるなど、救急医療体制も含め決して恵まれているとはいえない状況にあります。また、専門的な治療を要する場合には、町外の医療機関への入院や通院を余儀なくされ、町民の大きな負担となっています。
- 高齢化と過疎化が進むなかで、患者が容易に通院できなくなってきました。そのなかでも、ひとり暮らしの高齢者については、服薬管理ができない方が増えているため、在宅における服薬指導等の在宅医療の充実を図る必要があります。



南島メディカルセンター

- 南島メディカルセンターは、老朽化や災害対策のため町が新たに施設を建築し平成24年3月より公設民営の指定管理者制度により運営します。内科、整形外科、眼科、リハビリテーション科の4科で、有床診療所の一般病床15床、介護老健保健施設29床を有します。
- 町立南伊勢病院は、内科、神経内科、外科、整形外科、皮膚科の5科で、一般病床33床、医療療養病床43床の76床の許可病床を有しています。しかしながら年々医師の確保が難しく、平成23年度は2名の常勤医師の体制となっています。そのことから、患者の受け入れ等に影響が出ており、非常勤医師の協力を得て、患者の受け入れ体制を確保し、経営の安定化を図っているのが現状です。
- 診療所分野においても医師の確保ができず休診となっており、町民が安心して医療を受ける体制が困難な状況となっているため、今後も医師の確保に努めていく必要があります。
- 町立南伊勢病院の施設の老朽化が進み毎年の補修が余儀なくされている状況です。
- 町立南伊勢病院の救急医療については、緊急時は365日対応できる体制ですが、常勤医師の減少から救急車両の受け入れが南島メディカルセンターとの輪番制による週5日となるなど対応が困難な状況となっています。
- 南島メディカルセンターの常勤医師は2名で、同センターにおいても医師の確保が難しく、救急車両の受け入れについても、町立南伊勢病院との輪番制により週2日となっており、対応が困難となっています。

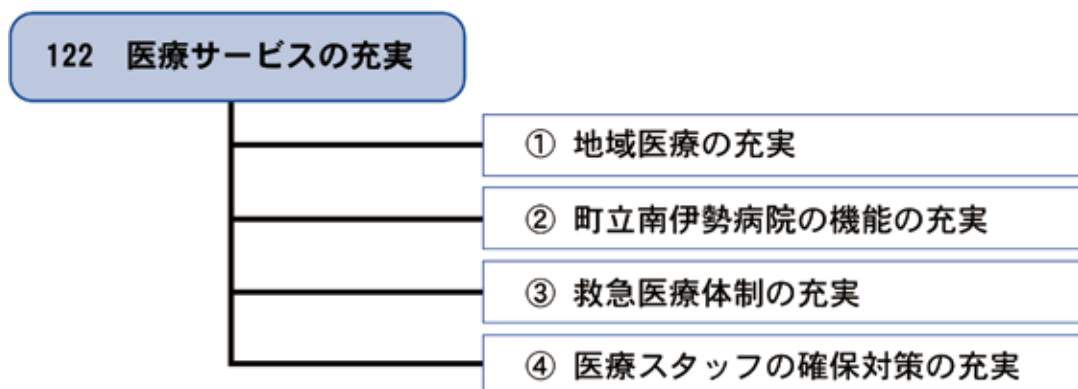


町立南伊勢病院

### ◇施策の基本方向

○地域医療、救急医療を充実させ、安全、安心に暮せるまちをつくり、信頼のおける医療を目指し医師不足の解消や、適正受診の促進による地域医療を支える環境づくりを行います。また、地域医療を持続させるため、町立南伊勢病院の経営の健全化および南島メディカルセンターの運営を支援します。

### ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 地域医療の充実

- 町立南伊勢病院と南島メディカルセンターが連携協力体制を強化し、それぞれの役割のなかで地域医療を充実します。
- 訪問診察・看護、通所リハビリテーション事業などの充実を図ります。

### ② 町立南伊勢病院の機能の充実

- 町民が安心して暮らせるために、不足している常勤医師の確保を行い、町の線り入れに頼らない安定した医療サービスの提供と独立採算を目指した病院経営を行います。
- 町民が受診しやすい病院となるために、老朽化した施設や設備などの適正な維持管理を行います。

### ③ 救急医療体制の充実

- 町立南伊勢病院と南島メディカルセンターが連携協力を強化し、一次救急医療体制を充実します。特に南島メディカルセンターの一次救急の充実を促進します。
- 本町では、医師不足や専門部門の対応が困難な状況から、二次三次救急医療は伊勢赤十字病院（平成24年1月1日より山田赤十字病院から名称変更）、市立伊勢総合病院などへ、患者の受け入れや後方連携の協力要請を行います。
- 伊勢地区医師会が行う夜間休日応急診療所における一次救急医療の運営体制に協力します。
- 県が行う三重県救急医療情報システムを町民が活用できるようにします。

CT



心電図



町立南伊勢病院医療機器

### ④ 医療スタッフの確保対策の充実

- 関連病院、県との連携強化のもと、医師の確保に取り組みます。
- 三重大学医学部医学科や三重県立看護大学の地域枠推薦を活用し、医師や看護師の確保に取り組みます。
- 三重大学医学部医学生教育活動を積極的に受け入れることで、医学生が地域についての理解を深め、また、関心をもってもらい、将来、地域での医療活動を行う医師を増やすことに繋がります。

## ◇町民との協働

温かみのある医療サービスが受けられるよう、役場は、町民の皆さんと町の医療のあり方についてともに考え、充実した医療サービスの提供を目指しますので、町民の皆さんは病院や診療所を大切に守っていただき、安心して暮らせるまちをともにつくっていきます。

## 政策2 安心して住めるまちづくり

### (3) 介護サービス等の充実

(施策の担当) 【主】医療保険課 介護支援係  
【事】福祉課 福祉係

#### ◇めざす姿

介護予防や介護サービスを充実することにより、高齢者が安心して生活することができるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標     | 現状値      | 目標値      |
|-------------|----------|----------|
|             | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 介護予防教室の参加者数 | 12 人     | 70 人     |

(まちづくり指標の説明)

- ・介護予防に関する知識を高めるための取組に参加している高齢者の状況を示す指標
- ・高齢者が介護予防教室へ参加している人の数(役場医療保険課調べ)

#### ◇現状と課題

- 平成 22 年の国勢調査における 65 歳以上の高齢者数は 6,387 人で高齢化率は 43.2%となっています。
- 平成 23 年度の要介護要支援認定者数は 1,116 名が認定されています。そのうち、在宅サービスは 608 名、施設サービスは 239 名の方が介護サービスを利用しています。要介護認定者、サービス利用者は年々増加しており、利用サービスによっては、町外で利用しなければならない状況です。
- 独居老人や老人世帯が増え、家庭内での介護が困難になっています。
- 要介護状態になった場合でも、在宅で自立した生活ができるよう、介護サービス事業を充実していく必要があります。
- 町内には、特別養護老人ホームが 120 床、老健施設が 29 床、グループホームが 18 床、有料老人ホームが 27 床あります。
- 長期介護施設入所を希望しながら待機している方が、重複申請があるものの約 300 人あり、待機は長期間に及んでいます。
- 町外への養護老人ホームには 12 人、特別養護老人ホームには 31 人、老健施設には 67 人、グループホームには 6 人の入所者があります。
- 平成 18 年に南伊勢町地域包括支援センターが設置されましたが、センターがまだまだ町民に知られていないことから、センターが行う業務内容などを周知していく必要があります。



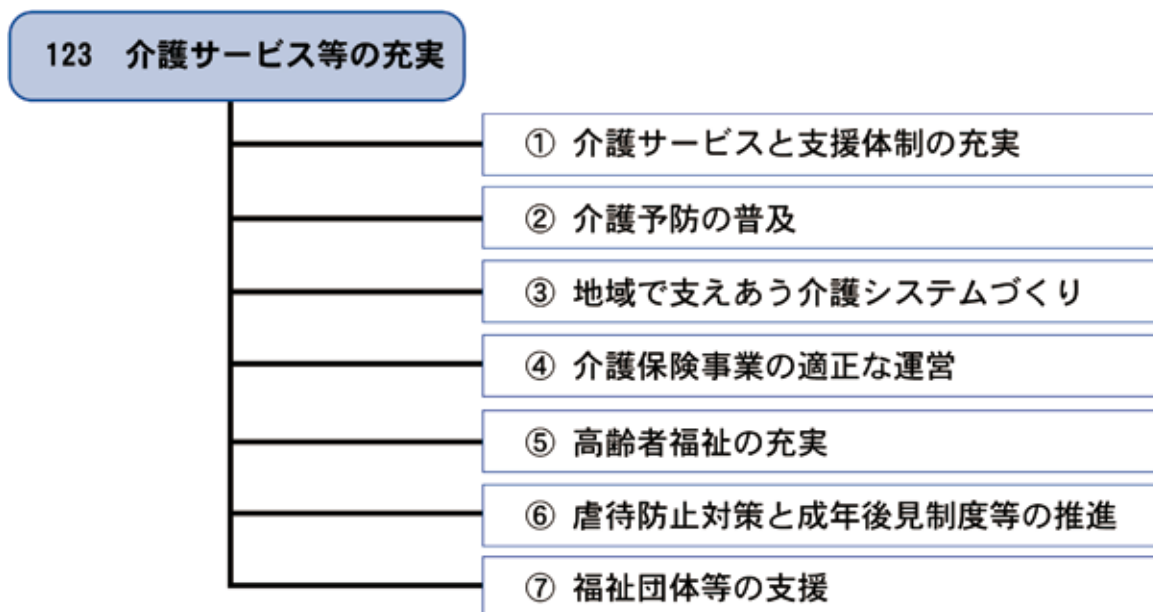
介護予防教室

- 介護を受けずに暮らせるよう、介護予防事業を充実していく必要があります。
- 平成23年度の介護保険料は県下で2番目に低い水準となっています。
- 介護報酬の改定、サービス利用者の増加や施設の整備をすることにより、介護保険料の値上がりが懸念されます。
- 高齢者虐待が問題となっています。
- 身寄りのない方が増えてきており、成年後見制度や権利擁護事業の啓発や促進が求められています。
- 民生委員、児童委員、保護司、障害者団体など福祉に貢献している団体などがあります。そのほかに遺族会を中心に戦没者の慰霊を忘れないよう追悼式を開催していますが、どの組織とも活動の担い手不足が深刻な問題となりつつあります。

### ◇施策の基本方向

- 高齢者が安心して生活できるよう介護サービスを充実します。
- 地域包括支援センターや関係機関などが連携、協力した介護支援体制を充実します。
- 介護を受けなくても暮らせるように、介護予防事業を推進します。
- 社会福祉協議会など関係機関が連携を図り、地域で支えあう介護システムづくりを促進します。
- 介護給付費の適正化を図るなど、介護保険事業の適正な運営を行います。
- 緊急通報装置の設置など高齢者の見守りを強化するなど、高齢者福祉を充実します。
- 虐待防止の意識を高める啓発を行うとともに、虐待防止の仕組みを構築します。
- 成年後見制度等の周知啓発を行うとともに取組を推進します。
- 各種福祉団体への支援を強化します。

### ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 介護サービスと支援体制の充実

- 利用する誰もが充実したサービスを受けられるように、介護サービス利用者のニーズを把握し、利用環境の整備の検討を進めます。
- 要介護状態となった場合にも、住み慣れた地域で生活ができるよう、介護サービスを充実します。
- 地域包括支援センターの業務内容などを広報紙等により広く周知します。
- 地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族などが気軽に相談できる相談支援体制を充実します。
- 民生児童委員、ケアマネジャーなどの関係機関が連携、協力し、切れ目のない支援体制を充実します。
- 在宅介護の充実を図るため、ホームヘルパーなどの人材を育成します。



ホームヘルパー養成講座

### ② 介護予防の普及

- 介護予防に関する知識などを広報紙等により啓発します。
- 要介護状態の悪化を予防するために、二次予防対象者把握事業を行います。
- 高齢者などを対象に介護予防講演会や予防教室等を開催します。
- 地域でのリーダーを育て、地域住民による自主的な介護予防活動を促進します。

### ③ 地域で支えあう介護システムづくり

- 地域に暮らす町民が、地域の現状や課題などをともに考え、地域での支えあい活動がより一層行えるようにするため、地域や民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図り、モデル地区等を選定するなど地域で支えあう介護システムづくりを促進します。

### ④ 介護保険事業の適正な運営

- 適切な介護認定、ケアプランや介護保険給付の点検、介護給付費通知などにより介護給付費の適正化を図ります。
- 適正な介護サービスができる介護保険料の確定を行うとともに、保険料の確保のため納付意識を高め、納付の向上を図ります。

### ⑤ 高齢者福祉の充実

- 一人暮らしの高齢者が緊急時に対応できる緊急通報装置設置事業の周知を行うとともに、設置を推進します。
- 高齢者世帯への配食サービスを行うこととともに、元気で生活しているかなどの見守りを行うことで、高齢者やその家族が安心して日常生活を送ることができるよう高齢者福祉サービスを充実します。

○高齢者が不安なく生活が送れるよう、介護福祉施設などの誘致も含め高齢者福祉を充実します。

### ⑥ 虐待防止対策と成年後見制度等の推進

○社会福祉協議会、民生児童委員、警察、役場など関係機関がより一層連携や協力を高め、それぞれの役割のもと、虐待予防・早期対応・アフターケアなどの虐待防止のための仕組みを構築します。

○虐待防止に対する意識を高めるため、広報紙などにより啓発活動を行います。

○成年後見制度や権利擁護事業の周知啓発を行い、制度等の取組を推進します。

### ⑦ 福祉団体等の支援

○社会福祉協議会、民生委員、児童委員、保護司、戦没者遺族会などの団体と協力し、地域の福祉課題に的確に対応するため、福祉施設などの資源を有効に活用し、地域が一体となった体制づくりを支援します。

## ◇町民との協働

安心して暮らせるよう、役場は、介護予防教室や介護予防講演会などの介護予防事業を行いますので、高齢者の皆さんは介護予防教室などに積極的に参加していただき、介護を受けなくても健康に暮らせるまちをともにつくっていきます。

### 総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

医療・介護・保健対策



#### ① 医療・介護（福祉）・保健の一体化について

（高齢の独居世帯の方の連絡先や薬の保管場所がどこかをわかるようにします。）

【課題解決のためにめざす方向】

- ・高齢の独居世帯の方の連絡先や薬の保管場所を決めておきます。

【課題解決のための方法】

- ・高齢の独居世帯の方に了解を得て、連絡先や薬の保管場所を決めておきます。

【取組】

[町民]

- ・緊急時に備えて、高齢の独居世帯の方が連絡先や薬の保管場所を決め、地域の方に伝えることを了解しておきます。

[協働]

- ・緊急時に備えて、高齢の独居世帯の方が連絡先や薬の保管場所を決め、地域の方に伝えることの了解が得られるよう検討し、準備が整ったら、対象の方と地域の方に働きかけをします。



## 政策2 安心して住めるまちづくり

### (4) 保健、医療、介護の一元化のための体制整備

(施策の担当) 【主】福祉課 健康増進係  
【事】医療保険課 介護支援係、町立南伊勢病院

#### ◇めざす姿

保健・医療・介護サービスを一元的に管理する仕組みを構築することにより、町民誰もが必要なときに、保健、医療、介護のサービスが適切に受け取ることができる安心して住めるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

現在、保健、医療、介護サービスの一元化のあり方について検討を行っています。平成24年度において、「(仮称)南伊勢町保健、医療、介護の一元化ビジョン」を策定し、それに基づき取組を進めていきます。

#### ◇現状と課題

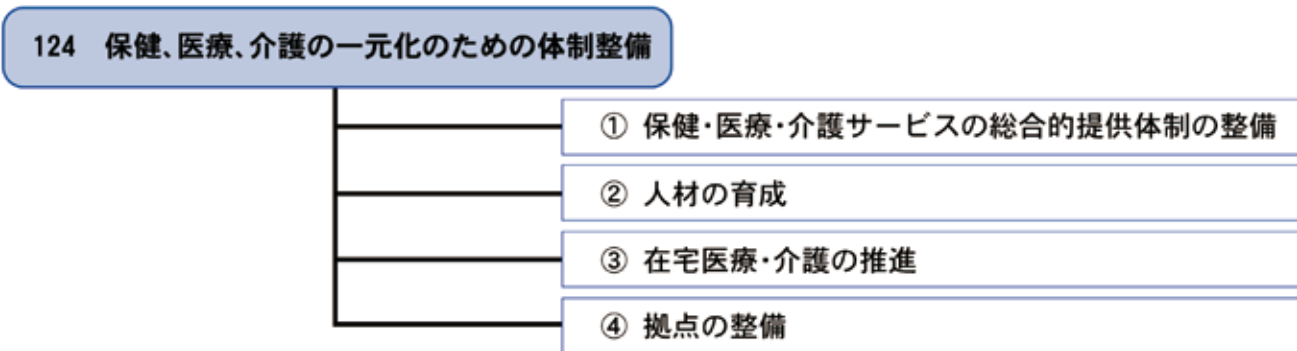
- 本町では、健康的な生活習慣を身につけ、充実した生活を送ることができるよう、健康教室、健康相談や各種がん検診などの保健事業を行っています。
- 本町では、病院として入院設備をもち一次救急指定を受けている町立南伊勢病院、診療所として有床診療所南島メディカルセンター、町立宿田曾診療所、開業医(内科)2院で地域医療を守っています。
- 本町では、健康寿命を延伸するよう、高齢者に対する転倒骨折予防、認知症予防、食の教室などの介護予防事業を行っています。また、社会福祉協議会や民間介護施設などにより施設サービス、在宅サービスなどを行っています。
- 保健、医療、介護を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、生活様式や価値観の多様化、生活習慣病の増加等による疾病構造の変化など大きく変化してきており、疾病予防から治療、介護までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供されることが求められています。
- 医師、看護師等の医療専門職が不足しており、施設や在宅における医療、介護サービスの維持が困難な状況となっています。今後、一元的な体制をつくるためにも、医師、看護師等の確保が必要となっています。
- 町民の総合的な健康管理を行うために、保健、医療、介護の受診等の状況を把握した一元的なシステムの構築が必要となっています。また、在宅での医療、介護サービスなどの一元的な運用も求められています。

#### ◇施策の基本方向

- 官民医療・介護施設などが連携、協力し合い、保健、医療、介護サービスを一元的に提供できる体制をつくりまします。

- 保健、医療、介護サービスの一元化体制をつくるため、医師や看護職員などの医療従事者や介護サービス従事者の確保と資質の向上を図ります。
- 市民の総合的な健康管理を行うための一元的なシステム化を行います。
- 入院、入所から在宅療養へ円滑に移行できる連携システムの運営を充実します。
- 保健、医療、介護サービスの一元化のための拠点施設の整備を検討します。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 保健・医療・介護サービスの総合的提供体制の整備

- 福祉課、地域包括支援センター、町立南伊勢病院、南島メディカルセンター、がコアメンバーとなり、高齢者情報（生活状況、健康診査等の受診状況、医療の受療状況と介護サービスの受給状況等）を一元化、共有を行います。
- 官民医療施設、官民介護施設、地域団体などがそれぞれの役割のなかで互いに連携、協力し、途切れのない保健、医療、介護の包括的なサービスが一元的に提供できるようネットワーク化し、持続的な協働体制をつくります。

#### ② 人材の育成

- ヘルパーの養成と市民を対象として、介護研修を行います。
- 診療体制の再構築、救急医療、在宅医療を進めるため、地域の疾病構造を見据えて診療科を検討し、保健、医療、介護の一元的な体制をつくるために必要な医師、看護師等のスタッフを確保します。

#### ③ 在宅医療・介護の推進

- 市民が入院、入所から在宅療養へ円滑に移行でき、継続的に適切な医療や介護を受けられ、QOL（生活の質）を落とすことのないよう、病院、診療所、かかりつけ医などの医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、地域包括支援センターなど、保健、医療、介護のそれぞれの分野において業務の連携を図ります。
- 在宅介護は、地域内グループホーム的な、地区内で生活するためのさまざまな地区独自の方法を検討します。
- 地域包括支援センターが中心となって、在宅関連施設を含む官民医療、介護施設などの連携、ネットワーク化、情報の共有を図ります。

#### ④ 拠点の整備

○南伊勢町の保健、医療、介護サービスの一元的な管理システムの構築と合わせ、老朽化した町立南伊勢病院を地域医療、介護の拠点施設として改築や移転の整備を検討します。

#### ◇町民との協働

高齢になっても健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、介護のあり方についてともに考え、サービスを一元的に管理するシステムをつくることにより、保健、医療、介護のサービスが適切に受けられることができるまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

医療・介護・保健対策



##### ① 医療・介護（福祉）・保健の一体化について

（病院や福祉施設の標高を把握して、津波が発生した時の病院や福祉施設の被害対策を検討します。）

【課題解決のためにめざす方向】

- ・公立の老健併設医療機関をつくります。

【課題解決のための方法】

- ・医療機関・福祉施設のあり方を検討します。

【取組】

[町民]

- ・施設の建築等についての土地の紹介などを行います。

[役場]

- ・病院・老健の施設整備と、医師・看護師の確保に努めます。



##### ② 医療・介護（福祉）・保健の一体化について

（保健・医療・福祉の相談窓口をわかりやすくします。）

【課題解決のためにめざす方向】

- ・医療・介護（福祉）・保健の関係部署を一体化した地域包括医療体制をつくります。（センター方式）

【課題解決のための方法】

- ・関係部署を一ヶ所にまとめていきます。

【取組】

[役場]

- ・関係機関の一体化のための体制整備と施設整備を検討していきます。

[協働]

- ・今後、場所と施設の集約を基本にしたまちづくりに、町と町民がキャッチボールしながら取り組めるように検討していきます。

## 政策2 安心して住めるまちづくり

### (5) 社会保障の充実

(施策の担当) 【主】医療保険課 国保医療係  
【事】住民生活課 戸籍年金係

#### ◇めざす姿

国民健康保険などの社会保障制度が充実することにより、町民誰もが健康で元気に安心して暮らすことができるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標             | 現状値      | 目標値      |
|---------------------|----------|----------|
|                     | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率 | 26.2%    | 35.0%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・生活習慣病の予防と早期発見のための特定健康診査を受けている人の状況を示す指標
- ・受診対象者が、生活習慣病予防のための特定健康診査を受けている人の割合（役場医療保険課調べ）

#### ◇現状と課題

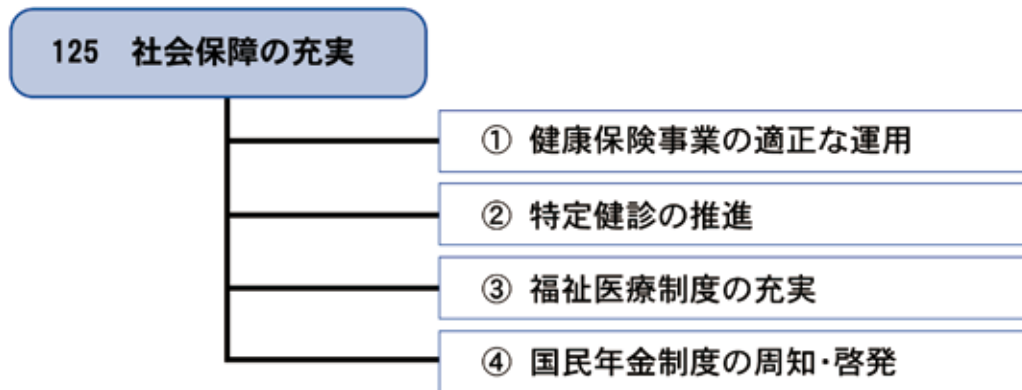
- 国民健康保険事業会計は、高齢化が進むなか、県平均を大きく上回る医療費の増大と社会情勢に伴う所得の低下による保険税の減少などから、財政が逼迫している状況となっています。
- 国民健康保険税の徴収率は平成 22 年度 94.5%であることから、今後一層徴収率を高めていく必要があります。
- みんなが健康であることができるよう生活習慣病予防対策として、平成 20 年度から特定健診が実施されました。受診率は 26.2%と低い状況にあり、今後も生活習慣病予防対策の拡充を図っていく必要があります。
- 福祉医療費助成制度については障がいのある方、子ども、一人親家庭に対して医療費の助成を行っており、平成 23 年 9 月現在 1,821 名が対象となっています。
- 平成 22 年 9 月に乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を 12 歳年度末（12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）まで拡大しました。今後も、対象年齢の拡大について検討を行っていく必要があります。
- 国民年金制度は、老後ばかりでなく病気やケガで障がいが残ったときや、家計を支える人に先立たれたときなどの生活を支える、重要な役割を果たしています。未納者や無年金者の解消を図り、国民年金制度の正しい理解を得ていただく必要があります。

#### ◇施策の基本方向

- 国民健康保険等の安定的な運営を行っていきます。
- 生活習慣病の早期発見、早期治療を進めるため、特定健診などを実施します。
- 疾病予防意識を高めるための啓発活動を行います。

- 福祉医療助成を行い、医療費負担の軽減を行います。
- 国民年金制度の周知や啓発を行います。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 健康保険事業の適正な運用

- 医療費の適正化を図るため、広報紙などによる啓発活動や医療費通知等を通じ、制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検などを充実します。
- 医療費に見合う賦課の確定を行い、安定的な運営を行います。
- 健康保険税（料）の納税等の意識を高め、収納率の向上に取り組みます。
- 広報紙などにより、今後予定されている高齢者医療制度の見直し等について、周知を図ります。

#### ② 特定健診の推進

- 特定保健健診、特定保健指導の事業を充実し、関係機関が一体となって生活習慣病予防対策の強化を図ります。

#### ③ 福祉医療制度の充実

- 障がい者、一人親家庭等、乳幼児等の医療費の助成制度を充実することにより、経済的な支援や、保健の向上を図ります。

#### ④ 国民年金制度の周知・啓発

- 広報紙などにより国民年金制度の周知や啓発を行い、加入を促進します。

### ◇町民との協働

健康で元気に暮らせるよう、役場は生活習慣病予防のための特定健診などを行いますので、町民の皆さんは積極的に受診し、自らの健康を管理していただき、安心して暮らせるまちをともにつくっていきます。

## (まちづくりの目標2)

# 希望のみつかるまち

### 政策1 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり

- (1) 水産業の振興
- (2) 農業の振興
- (3) 林業の振興
- (4) 商工業の振興
- (5) 観光の振興

### 政策2 誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり

- (1) 人権まちづくりの推進
- (2) 男女共同参画社会づくり
- (3) 障がい者の生きがいづくり支援
- (4) 高齢者の生きがいづくり支援
- (5) 活躍の場の創出

### 政策3 人とひとがふれあう交流のまちづくり

- (1) 人と地域の交流の推進



## 政策1

## 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり

## (1) 水産業の振興

(施策の担当) 水産農林課 水産係

## ◇めざす姿

漁家の漁業所得が向上し、漁業経営が安定することにより、漁業後継者や担い手が元気に暮らせるまちにします。

## ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 |               | 現状値        | 目標値        |
|---------|---------------|------------|------------|
|         |               | 平成22年度     | 平成26年度     |
| 種苗等放流販売 | ヒラメ（種苗生産、放流）  | 36,000尾    | 40,000尾    |
|         | マダイ（中間育成、放流）  | 156,000尾   | 156,000尾   |
|         | アコヤ貝（種苗生産、販売） | 1,570,000個 | 2,000,000個 |

(まちづくり指標の説明)

- ・町が行う種苗等放流、販売の状況を示す指標
- ・町の種苗センターが種苗などを放流、供給している数（役場水産農林課調べ）

## ◇現状と課題

- 本町は、県下でも有数の水産物生産地であります。海岸線の延長が245.6kmにも及び海域はリアス式の海岸であり、複雑に入り込んだ湾内と数多くの島々により形成されています。
- 外湾は、黒潮の流れに乗った回遊魚の資源豊富な熊野灘に面する一方、湾内は根付資源に恵まれ、古くから定置網・刺し網・一本釣りなどの沿岸漁業が営まれてきました。
- 近年においては、藻場の減少等により沿岸漁業は低迷し、まき網漁業や養殖漁業がその主体となっています。
- 漁船操業においても燃油高騰による操業経費の増大等、どの漁業形態においても極めて厳しい経営状況となっています。
- 沿岸漁業においては漁場の老朽化等により漁獲量が減少し、魚類養殖業においても若者の魚食離れや全国的な生産過多による魚価の低迷や合理化競争等により厳しい経営を余儀なくされています。
- 漁業就業者は、平成20年に1,546人となっており、5年前の調査（漁業センサス）から15.5%減少しています。15歳～29歳の就業者割合は3.7%、60歳以上の割合は59.2%となっており漁業者の高齢化が進む一方、これからの漁業を支えていく若年の就業者が少なく、漁業の将来に大きな影を落としています。



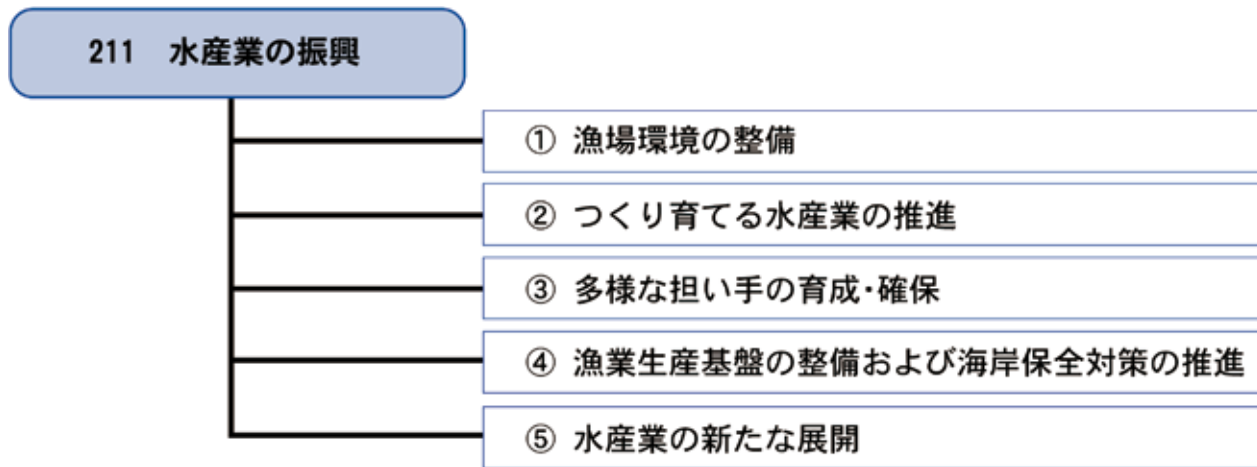
マダイ養殖

- 本町の漁業を取り巻く環境は、漁業者の高齢化や若者の担い手不足が深刻な問題として表面化しています。
- このことから、今後は地区漁業者および漁業協同組合と、より一層の連携強化のもと漁場環境の整備や水産資源の保全と育成に努め、漁業者の所得向上と安定化を図るとともに、水産物の品質改良や加工品の開発、ブランド化による商品の付加価値を高める取組が必要となっています。
- 将来の担い手である若者にとって魅力ある産業と感じ取れるような就業の場を確立する必要があります。
- 老朽化してきている施設が増加していることから、計画的な管理に取り組む必要があります。
- 災害時に迅速に対応できるため、海岸保全施設の適切な維持管理が必要となっています。

### ◇施策の基本方向

- 魚礁・漁場の整備を行い、資源管理型漁業を推進します。
- 水産資源を守り、つくり、育てる水産業を目指します。
- 水産業における多様な担い手の育成・確保を促進します。
- 水産物の付加価値を高め、販路の拡大を目指します。
- 体験観光漁業等の展開により開かれた魅力ある漁村づくりを推進します。
- 安全で利用しやすい漁港・海岸施設の整備を行います。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 漁場環境の整備

- 漁場の生産力を向上させるため、魚礁の設置や藻場・増養殖場の造成など漁場環境の整備を推進します。
- 地域住民やボランティアグループ、漁業関係者等の多様な主体と連携し藻場、干潟等の保全活動や悪化した湾内の水質改善のため、底質改良材の散布、海浜の清掃活動等の事業を進めます。



アラメ付自然石実験



## ② つくり育てる水産業の推進

- マダイ、ヒラメ、アワビ等の種苗生産、中間育成、種苗放流等を行い水産資源の安定化と資源の増大を図ります。
- 研究機関等との連携を強化し、放流適種の検討を行います。
- 真珠養殖のための優良なアコヤ貝の種苗生産、育成を行い、供給します。
- 収益性の高い新たな魚介藻類の養殖業について検討します。



ヒラメの放流

## ③ 多様な担い手の育成・確保

- 直販方式による流通販売の促進などの水産業活性化策の実践により、漁業収入の増加を含めた就労環境の改善を進め、後継者の確保を図ります。
- UターンやIターンなどによる漁業に就きたいと希望する人の受入体制づくりを検討します。

## ④ 漁業生産基盤の整備および海岸保全対策の推進

- 漁港の整備や、防災対策として海岸保全施設の改築を行うとともに、災害時に迅速に対応できる適切な施設の維持管理を行います。
- 老朽化により更新が必要な施設が増加していることから、計画的な管理に取り組み、施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化・縮減を行います。

## ⑤ 水産業の新たな展開

- 消費者のニーズを把握し、産学官連携により、養殖魚の品質の向上を図るとともに、新たな水産加工商品を開拓し、ブランド化等により付加価値を高め販路の拡大を目指します。
- 官民協働で農林水産物等販売拠点施設の実現に向けて協議会を設置します。
- 6次産業化や複合的な漁業等の多角的経営の取組を促進します。
- シルバー人材などを活用した体験型観光漁業等にも積極的に取り組み、観光交流等による開かれた魅力ある漁村づくりを促進します。

## ◇町民との協働

漁業経営が安定するよう、役場は、農水産物等の販売拠点の仕組みなどについて協議する場をつくりますので、「儲かる漁業」をともに考え、「漁業が元気なまち」をともにつくっていきます。

## 政策1 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり

### (2) 農業の振興

(施策の担当) 水産農林課 農林係

#### ◇めざす姿

農家の農業所得が向上し、農業経営が安定するとともに、農業経営者や後継者が元気に暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 | 現状値       | 目標値       |
|---------|-----------|-----------|
|         | 平成 22 年度  | 平成 26 年度  |
| 認定農業者数  | 38 人 (団体) | 48 人 (団体) |

(まちづくり指標の説明)

- ・積極的に農業に取り組む担い手の状況を示す指標
- ・農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、認定を受けている農業者(法人含む。)の数(役場水産農林課調べ)

#### ◇現状と課題

- 農業が営まれる農業集落は、農業生産活動による食料の供給に加えて、洪水防止、水源のかん養、生物の生育環境、さらには緑や美しい景観の提供、健康・レクリエーションの場等多面的な機能を有しています。
- 本町は、以前から柑橘および水稲栽培が盛んでありましたが、急速な高齢化および鳥獣被害などによる農業環境の悪化により、平成 22 年の総農家戸数が 497 戸と 5 年前に比べ 107 戸減少しており、販売農家戸数も 226 戸となっています。経営耕地面積については、平成 22 年は 652ha で、5 年前に比べても同じような状況であります。
- 近年では、農作物の自由化や鳥獣被害の拡大、後継者不足の深刻化等非常に厳しい状況にあります。
- 専業農家を中心として、温暖な地形を生かした、みかん栽培、花卉栽培、畜産業および兼業農家を中心とした水稲栽培など多彩な取組を行っています。
- 本町の農業集落にあっては、新鮮な農産物を提供するという本来の機能に加えて、農業、農村の持つ多面的な機能を保全、整備するなど、様々な機能を発揮するように生産基盤を整備し、農業経営を持続的に確保していくことが求められています。

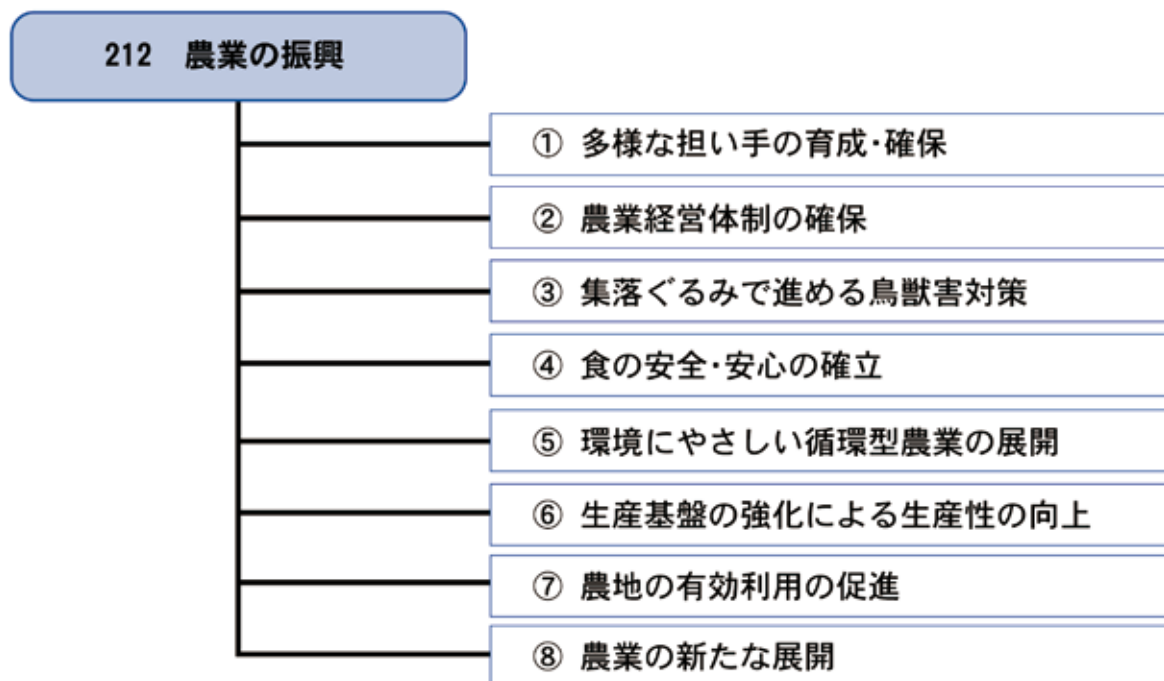


鳥獣害防止のための侵入防止柵(恒久柵)

## ◇施策の基本方向

- 認定農業者※1 および農業後継者を育成することにより、農業の担い手を安定的に確保します。また、意欲ある兼業農家、高齢農家および女性農業者等の幅広い参画により、集落営農※2の組織化を促進します。
- 鳥獣害につよい集落づくりのため、集落ぐるみでの鳥獣害対策を推進します。
- 農業者の理解のもと関係機関や関係団体が連携し、生産、流通、消費の状況に的確に対応した「安心・安全・おいしい」農作物の生産を進めます。安全で質の高い産地を目指し、環境保全型農業を進めます。
- 農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。
- 耕作放棄地を増やさないための体制の確立と農地の集積化を進めます。
- 農業の新たな取組として、6次産業※3化の推進、観光農業の振興、農林水産物等販売拠点施設の実現などを目指します。

## ◇施策の体系



※1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を市町村長に提出し、認定を受けた農業者（法人含む。）のこと。農地の集積や長期・低利の資金などの支援を受けることができる。

※2 集落営農：集落のような地縁団体を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

※3 6次産業：農業生産（1次）、農産加工（2次）に加え、客に農場に来てもらい、果物などのもぎ取りや農作業体験などを通じて加工品の販売やレストランなどのサービス（3次）を提供するもの。

## ◇施策の内容

### ① 多様な担い手の育成・確保

- 優れた経営能力を有する認定農業者を安定的に育成、確保するとともに新たな担い手の発掘と育成を図ります。
- 農業後継者や新規就農者を育成し、農業の担い手を安定的に確保します。また、意欲ある高齢農家、女性農業者および小規模農家などの幅広い参画による集落営農の組織化を促進します。

### ② 農業経営体制の確保

- 農業者の理解と協力のもと、関係機関や関係団体が連携し検討した生産、流通、消費の状況に的確に対応した生産を進めます。
- 果樹、野菜、花卉等の作物を振興するため、生産技術の向上および機械や設備の導入を推進します。

### ③ 集落ぐるみで進める鳥獣害対策

- 野生鳥獣の生息分布域が拡大、拡散する傾向が見られ、農作物への被害が拡大し深刻化していることから、有害鳥獣捕獲等による有害鳥獣の個体数調整を行うとともに集落ぐるみでの鳥獣害対策を推進するため、集落単位での研修会、環境調査、追払いの方法の講習、鳥獣害に強い栽培方法の研究、侵入防止柵の支給等を行います。

### ④ 食の安全・安心の確立

- 産物の流通と販売については、「安心・安全・おいしい」農産物を安定的に消費者に供給するため、多様な流通販売ルートの開拓とマルゴミカン、五ヶ所小梅などブランド力の高い農産物をけん引役としながら、これらに続く農産物を幅広く発掘、育成し販路拡大を促進します。



温州みかん園地

### ⑤ 環境にやさしい循環型農業の展開

- 有機農産物※1など、化学肥料や農薬の使用を控えて安全、安心な農産物に対する消費者ニーズが高まっていることから、安全で質の高い食料生産地を目指し、環境保全型農業を進めます。

※1 有機農産物：生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬等の合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、(遺伝子組換え種子および生産物等)を全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産された農産物。

### ⑥ 生産基盤の強化による生産性の向上

- 農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能および町民が安全、安心、快適な生活を維持できるように集落の環境整備を促進します。

### ⑦ 農地の有効利用の促進

- 耕作放棄地を復元するとともに、耕作放棄地を増やさないための体制の確立を図ります。また、農用地においては、基盤強化のため農地の集積化を促進します。

### ⑧ 農業の新たな展開

- 消費者のニーズに合わせた品質の高い農産物の生産、特産品の開発等を積極的に推進します。
- 官民協働で農林水産物等販売拠点施設の実現に向けて協議会を設置します。【水産業の振興（再掲）】
- 6次産業化や複合的な農業等の多角的経営の取組を促進します。
- 農産物の栽培や収穫を通じて、都市住民と農家との交流が広がる観光農業の振興を図るとともに、都市住民が農村でゆとりある休暇を過ごせるグリーンツーリズム構想の実現に取り組みます。

### ◇町民との協働

農業経営者が元気に暮らせるよう、役場は鳥獣害対策の研修会、追払いの方法の講習などを行いますので、地域の皆さんは地域ぐるみでの鳥獣害対策に取り組んでいただくことにより、営農意欲を高め農業経営が安定するまちをともにつくっていきます。

## 政策1 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり

### (3) 林業の振興

(施策の担当) 水産農林課 農林係

#### ◇めざす姿

経営体制の強化や森林の多面的機能の発揮、林産物の供給や利用、販売の促進により、林業者が森林の保全と活用および生産基盤の整備に取り組むことができるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 | 現状値      | 目標値      |
|---------|----------|----------|
|         | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 森林間伐面積  | 23.6ha   | 28.0ha   |

(まちづくり指標の説明)

- ・森林の間伐を実施した状況を示す指標
- ・1年間に森林を間伐した面積(役場水産農林課調べ)

#### ◇現状と課題

- 林業においては、本町の約85%を森林が占めており、その面積は20,568haで県下第8位の広さを有し、そのなかに点在する集落や農地を育み里山として多くの恵みをもたらしている。
- 森林の99%が民有林であり、経営面積5ha未満の森林所有者が84%を占めるといふ零細な経営形態にあります。
- これまで、各種造林事業や林道整備を行うとともに、いせしま森林組合を中心として、多様な林業振興が図られ、森林の保全と活用に努めてきました。
- しかしながら、近年の我が国における木材価格の低迷や林業の担い手の減少、高齢化などにより、林業生産は極めて厳しい環境にあって、経営意欲に大幅な減退がみられます。さらに、相続に伴う所有の細分化が進み、放置林が増加するなど森林の一層の荒廃が懸念され、もはや林業者の努力だけでは森林の適正な管理が継続しがたい状況にあります。
- 一方、森林の持つ環境、保健、レクリエーション等に対する多様な効用が大きく評価され、森林への関心や期待が高まっています。
- このように森林の持つ多様な公益的機能を将来にわたり持続して発揮させるためには、この森林資源を本町の貴重な財産として認識し、役場をはじめ町民や企業も参加することにより、林業者を支援して、森林の保全と活用に取り組むことが重要となっています。



間伐作業

## ◇施策の基本方向

- 多様な林業の担い手の育成を図ります。
- 環境を重視した多様な森林の整備に取り組みます。
- 森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、森林の整備を推進します。
- 間伐などの森林整備と結び付けた特用林産物の生産の振興を図ります。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 多様な担い手の育成・確保

○これまで山を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な担い手の育成を図ります。

### ② 林業経営の強化

○豊かな森林資源を町民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源の循環が必要です。施業管理を行いやすい森林環境をつくり、森林所有者の施業意欲の向上を図ります。



林道監視員の林道整備作業

### ③ 森林の多面的機能の発揮

- 森林が持つ多様な機能を町民の生活に生かす方策を研究するとともに、伐採箇所の計画的な分散化や尾根・谷部に広葉樹を残すなど環境保全に配慮した森林整備に取り組みます。
- 森林は、生産機能のほか、洪水防止、水源かん養機能、大気の浄化作用、海洋環境保全機能等の公益的機能を有しており、「森は海の恋人」を実践すべく、町民とともに植樹や間伐などの森づくりや里山の保全を進めます。
- また、町民が気軽に親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した町民の交流の取組を進めます。

#### ④ 林産物の活用による新たな展開

- 森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山から奥山に至る人工林、天然林の多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林整備を推進します。
- 林業者の高齢化などにより、手の行き届かない放置竹林や、森林に侵入し森林の健全性を損なうおそれのある竹林については、緊急に整備を行うとともに、伐採した竹を竹チップや竹炭にするなど利活用の方策を検討していきます。
- 優良材の生産を目指した間伐施業への取組を推進するとともに、エネルギー源など様々な用途への間伐材の有効利用を行います。
- 菌床しいたけや木炭など特用林産物※1の生産による雇用の創出と広葉樹林伐採による獣害対策に取り組みます。



竹林伐採



炭焼き

#### ◇町民との協働

森林の恵みを利活用できるよう、林業経営者の皆さんとともに、間伐などの森林整備に取り組み、新たな特用林産物などの利活用等について考えることにより、元気で希望のあるまちをともにつくっていきます。

※1 特用林産物：食用のきのこ類、山菜類などや非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料および竹材、木炭など、森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。



## 政策1 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり

### (4) 商工業の振興

(施策の担当) 観光商工課 商工労働係

#### ◇めざす姿

商工業が発展することにより、地域経済が活性化し雇用の場が確保されることで、町民誰もが希望をもって暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標         | 現状値      | 目標値      |
|-----------------|----------|----------|
|                 | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| ブランド認定品の売上高の増加率 | 100%     | 110%     |
| 民間との協働による新開発商品数 | —        | 1 品目     |

(まちづくり指標の説明)

【ブランド認定品の売上高の増加率】

・ブランド認定商品の売上高の状況を示す指標

・南伊勢ブランド認定品の年間の売上高（平成 22 年度の売上高を基準とした数値）の増加率（役場観光商工課調べ）

【民間との協働による新開発商品数】

・民間との協働による新開発商品の状況を示す指標

・民間との協働により新しく開発された商品の数（役場観光商工課調べ）

#### ◇現状と課題

○本町の商業をみると、平成 19 年の商業統計調査で、従事者数は 964 人、店舗数は 257 店で、前回の平成 14 年調査に比べ従事者数で 110 人、10.2%減少するとともに、店舗数においても 62 店、19.4%の減少となっています。また、経営形態は、国道 260 号沿線の中型小売店舗が数店あるほかは、ほとんどが家族中心の小規模経営の商店となっています。

○今まで地域を支えてきた小規模経営の商店は、中型規模の小売店舗の進出や後継者不足、近年の経済不況による景気の低迷のため、商店の廃業が多く見受けられるなど各小売店舗は厳しい状況になっています。

○基幹道路が整備されたことで、消費者の行動は年々広域化しています。消費者は「豊富な品揃え」「広い駐車場」などを備え、その購買意欲を満たしてくれる町外の大型小売店や専門店へと流出する傾向にあります。

○商業は地域住民の日常生活に密着し、生活の利便性に資するほか、雇用効果に加え、地域コミュニティを形成していくうえで重要な役割を果たしています。



商工会主催による「わくドキ南伊勢」

- 地域に密着した商業の基盤を築いていくためにも、地元での購買を進めていく必要があります。
- 観光と産業、地域資源と産業などの他産業との連携による新たな形態を確立して、商業振興を積極的に支援していく仕組みをつくっていくことが求められています。
- 地理的不利を克服するため、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信をさらに進める必要があります。
- 工業統計調査においては、平成19年と平成22年を比較した場合、事業所数で59所、従業員数で921人の減少となっています。また、製造出荷額は約77億円もの減少と、どの数値をみても大幅な低下がみられます。
- 本町では、「沖田工業団地」への企業誘致を推進していますが、長引く景気の低迷や他の地域に比べ地理的条件が悪く、また、労働力確保の困難もあり、新たな企業進出は容易に進まない状況にあります。
- 企業誘致は、若者に雇用の場を創り出し、地域経済を活性化させるうえでも多大な効果が期待できるため、今後は地域の特性を活かした産業の誘致や起業支援を積極的に推進するとともに、近隣市町と一体となつての広域での企業誘致活動をする必要があります。
- 「南伊勢町にしかない」「南伊勢町でしか味わえない」独自性を持った商品の開発を促進し、消費者に認められる南伊勢ブランド商品の充実を図る必要があります。

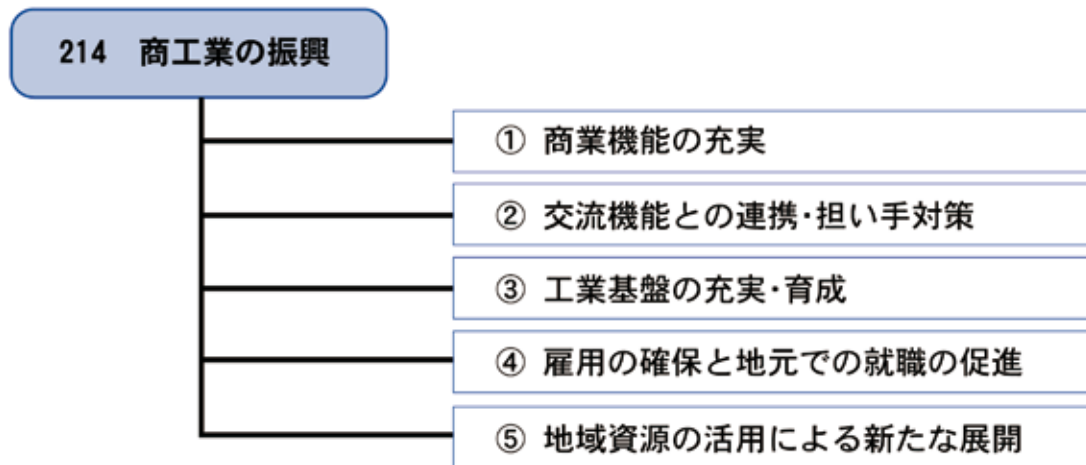


沖田工業団地

### ◇施策の基本方向

- 南伊勢町商工会と連携し、経営支援を図るとともに、商工業の活性化を図ります。
- 地場産品の宅配や消費者への直接販売などにより、都市部住民との交流を深めます。
- 既存企業の振興と新規企業の誘致などにより、雇用の場の拡大や就業環境の向上を図ります。
- 雇用の確保や地元での就職などを促進します。
- 南伊勢ブランド商品をはじめとした町の特産品の創出やPRを行います。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

## ① 商業機能の充実

- 経営相談など企業活動を支援する商工会の機能を充実するための支援を行います。
- 地元商店ならではのサービスの展開、農林水産業や観光と連携した特産品の開発、情報ネットワークを活用した販路拡大を促進します。
- ICT（情報通信技術）を活用した新たな仕組みをつくります。
- 商工会や関係機関などとの連携により、農林水産物加工における新たな特産品の開発、起業化や新産業の創出を図るための意見交換や技術交流の場、研修機会の提供、支援制度の構築、研究開発体制の整備を行います。

## ② 交流機能との連携・担い手対策

- 地場産品の宅配など、消費者への直接販売活動の促進により、都市部住民との交流を深め、「にぎわい」の再生を図るなど、広域的視野に立った集客に取り組みます。
- 「五ヶ所湾 SUN!3!サンデーふれあい市」など定期的で開催されるイベント型の物産販売・交流事業や、民間事業者の販路開拓活動を支援することで、第一次産業から第三次産業の連携を促進し、各産業を活性化し域内消費額を増加します。
- 南伊勢町の魅力である美しい景観や歴史を生かした観光商品の開発を促進するための支援、応援を行うとともに、独自性をもった南伊勢ブランドのより一層の充実を図ります。



五ヶ所湾 SUN!3!サンデーふれあい市

## ③ 工業基盤の充実・育成

- 各関係機関との連携により、企業誘致に関する情報収集を行います。

- 「沖田工業団地」への企業誘致のみならず、新たな企業立地を推進するため、工業用地確保など立地基盤を整備します。
- 企業誘致については、町単独での企業誘致活動のみならず、伊勢志摩地域産業活性化協議会とともに広域的に地域の特性を活かした産業の誘致を図ります。
- 商工会、関係機関との連携により、町内企業の技術の高度化、経営基盤の強化について支援します。

#### ④ 雇用の確保と地元での就職の促進

- 商工会と連携し、既存事業所への支援や6次産業化の促進などにより雇用の確保を促進します。
- ハローワーク等関係機関と連携し、就職相談や求人などの情報提供を行い、若者の定住、U・Iターン者の地元での就職を促進します。



南伊勢ブランド開発実行委員会主催による物産展示会

#### ⑤ 地域資源の活用による新たな展開

- 地域にある資源に付加価値をつけることにより、魅力ある地域ブランドとしての「食産業」等を創出します。
- 南伊勢町の豊かな地域資源を生かし、民間への支援、応援、また、協働により商品開発に取り組みます。

#### ◇町民との協働

商工業が発展するよう、役場は異業種間での意見交換などの交流する場をつくりますので、関係機関の皆さんは「場」に参加していただき、ともに考え、希望の見つかるまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

若者定住対策



① 町内での働く場所が減少している

【課題解決のためにめざす方向】

- ・働く場所を増やしていきます。

【課題解決のための方法】

- ・新しい産業を開拓します。
- ・現在の事業・産業を活性化します。

【取組】

[町民]

- ・新たな産業を創設します。
- ・産業を活性化します。

[役場]

- ・新たな産業おこしの検討する場づくりや支援を行います。(研修会、情報提供)
- ・企業の誘致をします。
- ・マーケティングの調査や情報提供を行います。
- ・各種団体との連携や交流の場をつくります。

[協働]

- ・新たな産業を開拓するのに必要な協議や検討を行います。
- ・マーケティングや流通の開拓を行います。



## 政策1 産業が元気で雇用の場のあるまちづくり

### (5) 観光の振興

(施策の担当) 観光商工課 観光交流係

#### ◇めざす姿

多様な産業と関連する21世紀をリードする産業として観光産業を振興することで、地域経済を活性化するとともに、活力ある地域づくり、地域の生活・歴史・文化の伝承、郷土への愛着と誇りを醸成し、町民誰もが希望をもって暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 | 現状値      | 目標値      |
|---------|----------|----------|
|         | 平成22年度   | 平成26年度   |
| 観光入込客数  | 214,883人 | 241,000人 |

(まちづくり指標の説明)

- ・観光振興の状況を示す指標
- ・1年間(1月~12月)に観光の目的で、本町に訪れた観光客数(役場観光商工課調べ)

#### ◇現状と課題

- 本町は、海・山の豊かな自然、美しい景観、新鮮な山海の幸に恵まれた町であり、平家の落人伝説などの歴史・文化的資源や五ヶ所湾を中心とした体験エリアなど多種多様な観光資源を有していますが、まだまだ、その豊富な資源を生かしていないのが現状です。
- 直近5年間の観光入込の状況は、日帰り客は船釣り・磯釣りなどマイカー型の日帰り旅行者が中心で、やや増加傾向となっておりますが、宿泊客については、旅行者の価値観の多様化、景気の低迷に加え、安・近・短と称される旅行形態の変化、観光地間競争の激化などにより減少が続いていますので、南伊勢の魅力に満喫できる誘客の仕組みをつくる必要があります。
- 観光協会加入の旅館、民宿は24軒あるものの規模の大きな団体客を受け入れることのできる施設が少ない現状にあります。
- 本町では、これまで五ヶ所湾周辺の海・山を拠点とした体験交流組織「南伊勢体験ワールド」の整備、南勢おかみの会と観光協会との協働による誘客の仕掛けづくり、相賀浦地区における体験交流宿泊施設「海ぼうず」・道方地区の「浮島パークなんとう」の整備などの魅力的な観光地づくり、観光関連施設等の整備に取り組んできました。



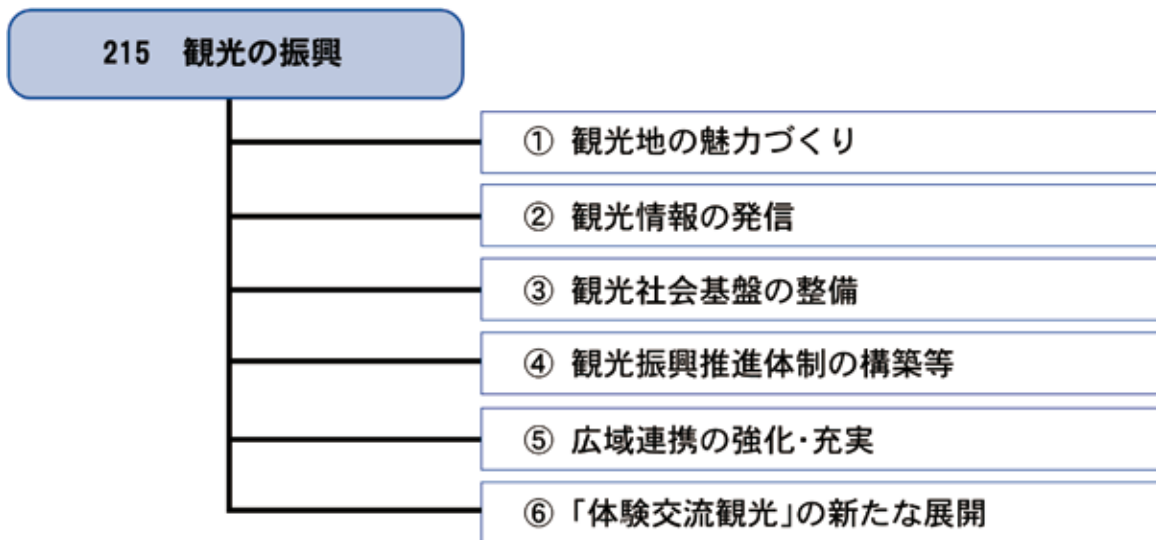
南伊勢体験ワールドによる「養殖タイ餌やり体験」

- 平成 25 年の神宮式年遷宮、国道 260 号の整備、紀勢自動車道の延伸などによる県内・中京圏・関西圏からのアクセスの向上、「見る」だけの観光から「体験する」、「学ぶ」観光への旅行者ニーズのシフト、南伊勢きらりふれあいの会や南勢おかみの会など地域が主体となった受入態勢の充実や「おもてなし」が向上するなど、本町にとって誘客の絶好の機会を迎えています。
- 一方で、消費者ニーズや観光マーケットを意識した効果的・効率的な情報発信がなされていないことや、特産品等の販売拠点や案内サインの未整備、また、若手の観光リーダーが育っていないなど多くの課題があります。
- 伊勢志摩観光コンベンション機構などと連携し、広域観光ルート of 企画や情報発信などを行っていますが、更なる情報発信などを行っていく必要があります。

### ◇施策の基本方向

- 町民が誇りとする美しい自然、多様な歴史・文化的資源、豊かな農林水産資源を活用した魅力ある観光地をつくります。
- マスメディアを活用した効果的な情報発信を行います。
- 訪れる人にやさしい受け入れ体制の整備に取り組みます。
- 観光振興の推進のための仕組みづくりに取り組みます。
- 観光における広域での連携を充実します。
- 町民、観光関連事業者、農林水産事業者など多様な主体が連携し、新たな観光の仕組みづくりを行います。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 観光地の魅力づくり

- 多様な主体が連携し、南伊勢町にある自然や歴史・文化資源を活用し、地域の環境や生活、文化と調和した観光商品づくりに取り組みます。
- 南伊勢町の魅力である、海岸線、農山漁村などの美しい景観を維持し、快適な交流空間を守ります。

- 平家の落人伝説の散策道、山登りハイキングコース、展望台めぐり、海岸線沿いの旧道など、長時間滞在し周遊できる環境を整備します。
- 来訪者満足度の向上を図るため、「おもてなしの向上研修会」の開催や観光商品づくりの過程を通しての観光関連事業者のスキルアップ、観光人材の育成を促進します。
- 宿泊施設等の料理メニューの開発やお客サービス充実など、宿泊施設のソフト面の充実を促進します。



見江島展望台から見える「ハート型の入り江」のかさらぎの池

## ② 観光情報の発信

- 消費者ニーズやマーケットの状況等を踏まえ、誘客エリアやターゲットとする顧客層を明確にし、マスメディア、ホームページ、旅行会社などを通じて南伊勢町でしか味わえない魅力や、旬の情報を効果的・効率的に発信します。
- 旅行会社、マスメディアとの協力体制を強化し、南伊勢町の魅力を観光商品として消費者に伝える仕組みづくりに取り組みます。
- 観光協会、南伊勢きらりふれあいの会、南勢おかみの会など地域の組織・団体が持っている情報の共有化を促進するとともに、集約した情報を効果的に情報発信できる仕組みづくりに取り組みます。
- 町内外で開催されるキャンペーンやイベント等を活用し、誘客等を図るための観光と物産が一体となった情報を発信します。



松阪・伊勢志摩物産展で、南伊勢町の宣伝のために頑張っている「たいみー」(中部国際空港セントレア)

## ③ 観光社会基盤の整備

- 交流人口の増加を図るため、交通アクセスや景観等のハード面の整備に加え、情報提供や接客サービス等のソフト面を充実するなど、観光客の受け入れ体制を充実します。
- 南伊勢町の観光情報の発信拠点や都市住民等との交流拠点、地域特産品等の販売拠点となる複合的な拠点施設の整備を検討します。**【水産業の振興(再掲)】**
- 来訪者が安全に安心して滞在・周遊できるよう、主要アクセス道路や散策道、観光トイレ・公園などの観光関連施設などの整備や維持管理を行います。
- ユニバーサルデザインに配慮した案内サインを整備します。



#### ④ 観光振興推進体制の構築等

- 効果的・円滑に観光事業が展開できるよう、観光協会、民間事業者、NPO、地域住民、役場などがそれぞれの役割において、相互に連携する仕組みをつくります。
- 観光を振興するため、観光キーパーソン等の人材を育成します。
- 観光協会の機能を強化し、観光協会を中心に地域の情報がワンストップで消費者に提供できる仕組みづくりを促進します。

#### ⑤ 広域連携の強化・充実

- 伊勢志摩観光コンベンション機構、周辺市町との連携により、観光圏整備計画に基づく滞在型・周遊型観光を推進します。
- マスメディアや旅行会社を活用した情報発信を広域で取り組みます。
- 伊勢志摩観光コンベンション機構、南三重地域活性化事業推進協議会との連携により広域観光ルートの企画提案や共同パンフレット、ホームページを活用した情報発信に取り組みます。
- 広域連携により行う物産展や誘客宣伝プロモーションなどに積極的に参加し、南伊勢町の魅力を発信します。

#### ⑥ 「体験交流観光」の新たな展開

- 南伊勢町の魅力が満喫できる「体験型漁業観光のまち」として、新鮮な魚が獲れる定置網漁業の体験・見学、サンゴが観察できるダイビング体験、海を走るシーカヤック体験などの観光商品づくりに取り組みます。
- 体験交流観光の新たな展開を目指し、南伊勢町の独自性を生かした、県下で南伊勢町にしかない「マグロ養殖」を体験漁業の核(いちおしメニュー)として、餌やり見学・体験等の観光商品づくりに取り組みます。
- 南伊勢体験ワールドや地域主体の体験・交流型観光の運営や育成、体験メニューの充実、インストラクターの発掘や養成などを促進します。
- 南伊勢町の特徴を生かした農家・漁家民泊、農家・漁家レストランなどの体験・交流型観光の起業等を検討します。



パールレース(五ヶ所湾)

#### ◇町民との協働

新たな体験交流型の観光を展開するよう、役場は異業種間の意見交換などの交流する場をつくりますので、観光協会、民間事業者、農林漁業者など関係機関の皆さんに参加していただき、ともに考え、元気で希望のみつかるまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

産業の振興



① 農水産物の収益を上げるための手法（生産性について）

【課題解決のためにめざす方向】

- ・ 農業の大規模化による安定供給の確保。
- ・ 農林水産業者の新規参入を促し、将来的に継続可能となるビジネスモデルを作ります。

【課題解決のための方法】

- ・ 農業の利用集積及び農地整備（獣害対策整備含む）により、農業の大規模経営が可能となるような方策を講じます。
- ・ プロジェクト化によるビジネスモデルを構築するため、コンセプトの共有化、協同学習、社会的実験実施、検証と改善、ビジネス化を展開します。

【取組】

[町民]

- ・ 行政の産業支援の情報を収集します。
- ・ 農水産業の現状を分析します。

[役場]

- ・ 産業支援の情報を生産者に分かりやすく発信します。
- ・ 獲るための漁法や海域、地域などを紹介します。

[協働]

- ・ 集落座談会の意見を集約し、官民協働による検討会の意見を反映した全体的な整備計画を策定します。

② 農水産物の収益を上げるための手法（販売について）

【課題解決のためにめざす方向】

- ・ 消費者の農水産物へのニーズと潜在化している消費者の要求を把握するとともに、産学連携により、新たな農水産商品を開拓し、ブランド化などによる付加価値を高め、販路の拡大を目指します。また、農業・水産業・商工・観光（観光農漁業等）が連携し、農水産物販売拠点を確保します。
- ・ 地元産を前面に出して売り出す。

【課題解決のための方法】

- ・ 農水産業者と漁協・JA・大学・町等が連携して新たな農水産物を開発し、売れる商品を開拓します。
- ・ 従来型の農水産品の販売から農水産物等販売拠点施設（農林水産物直売所・五ヶ所湾 SUN!3!サンデーふれあい市の会等の充実・日帰り温泉・産直食堂・体験施設等）による産直販売を主体とした販路にシフトしていきます。
- ・ 我が町の漁獲量の多い魚を南伊勢町産として売り出します。

【取組】

[町民]

- ・ 多様化するニーズを把握するとともに、それに対応できるリーダーを発掘します。
- ・ 販売拠点を実現するまでに、既存の産直市の運営ノウハウを蓄積します。
- ・ 行政に南伊勢町産品の情報を提供します。
- ・ 個性ある生産物、商品をPRします。

## [役場]

- ・農水産物販売に特化したワークショップを開催します。
- ・販売拠点を実現するまでは、既存の産直市を支援します。
- ・販売拠点を計画するまでに、ベンチマークを実施し、当町にあった販売スタイルを検討するため勉強会を開催します。

## [協働]

- ・販売について、町外に販売拠点（アンテナショップ等）を設置します。
- ・販売について、官民協働で農水産物等販売拠点施設（農林水産物直売所・日帰り温泉・産直食堂・体験施設等）の実現に向けて協議会を設置します。

## ③ 農水産物の収益を上げるための手法（その他）

## 【課題解決のためにめざす方向】

- ・「豊かな海は豊かな山よりなる」を理念とし農林水産業者等が協同により森林等の整備（再生）を行い、農林水産物の付加価値を高め、所得の増収を図ります。

## 【課題解決のための方法】

- ・海・山を豊かにする活動を行うために町内外から広く参加者を募っていきます。そのために誰でも参加しやすい開かれた集落作りを地域とともに構築します。

## 【取組】

## [町民]

- ・農水産業を取り巻く課題を抽出します。
- ・農水産業関係者がコンセプトを共有します。
- ・南伊勢町民としてのプライドの醸成と郷土愛を深めるため、町民一人ひとりが主体的に取り組みます。
- ・町主催のイベントに積極的に協力します。



## [役場]

- ・産業活性化に取り組む組織に対する支援を充実します。
- ・将来的に取り組むべき事業の短期的、長期的なデータの収集を行い、生産者や販売者とともに情報の共有化を行います。（定期的なワークショップの開催。町ホームページの活用等）
- ・祭り、イベントなどのメディアを使った情報の発信を行います。

## ◆農水産物の収益を上げるための手法について

## [協働]

- ・共同学習の実施⇒社会的実験の実施⇒検証と改善の実施⇒本格的ビジネス化の実施を展開していきます。（町民）←それらに対して支援します。（役場）

## 政策2 誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり

### (1) 人権まちづくりの推進

(施策の担当) 【主】住民生活課 生活安全係  
【事】教育委員会事務局 学校教育係

#### ◇めざす姿

町民一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な社会を実現するため、一人ひとりが自らの人権意識を高め、多様な文化や価値観、個性が活かされる明るく住みよいまちをつくりまします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標    | 現状値      | 目標値      |
|------------|----------|----------|
|            | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 人権講演会の参加者数 | 475 人    | 700 人    |

(まちづくり指標の説明)

- ・人権に対する関心を示す指標
- ・人権意識を高めるために行う人権講演会へ参加した人の数(役場住民生活課調べ)

#### ◇現状と課題

- すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければなりません。
- 本町では、平成 22 年 3 月に制定の「人権が尊重される南伊勢町をつくる条例」に基づき、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を目指し、人権教育や人権啓発の推進などさまざまな取組を進めていますが、現実には、いじめや差別が存在しており、まだ十分とは言えない状況です。
- 児童や高齢者の虐待などを人権問題としてとらえ、早期発見・早期対応のため、地域における支援体制を強化推進するとともに現実に発生していないか注意する必要があります。
- あらゆる差別を解消し、町民の基本的人権が守られる社会を実現するため、地域社会、学校および企業等における人権教育の施策を展開する必要があります。また、さまざまな機会をとらえた啓発活動を関係機関、組織等と連携し、積極的に推進する必要があります。

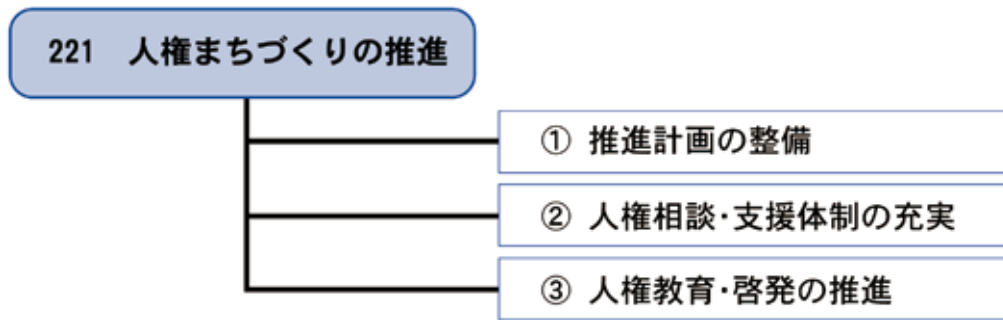


人権講演会

#### ◇施策の基本方向

- 町民との協働による取組の指針となる「南伊勢町人権施策基本方針」を策定します。
- 関係機関や人権擁護委員との連携を図りながら、人権相談に取り組みます。
- 学校、家庭、地域、職場など様々な場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

## ① 推進計画の整備

○すべての町民の人権が尊重される社会を目指し、町民との協働による取組の指針となる「南伊勢町人権施策基本方針」を策定します。

## ② 人権相談・支援体制の充実

○人権教育・啓発に関する情報提供や人権尊重意識の向上に取り組むため、保育所、学校、役場などが相互に連携し、関係機関や人権擁護委員との協力体制を強化します。

○人権擁護委員による人権相談所の開設により、問題解決のための相談・助言を行います。また、三重県人権センターなどとの連携により問題解決のための支援体制を整備します。

## ③ 人権教育・啓発の推進

○あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現を目指し、学校、家庭、地域、職場などさまざまな場を通じて人権教育・啓発を推進します。

○人権講演会の開催や広報紙への掲載、啓発ポスターの掲示、啓発PR冊子の配布などにより人権尊重のための啓発を推進します。

## ◇町民との協働

自由で平等な社会が実現できるよう、役場は人権意識を高めるための講演会などを行いますので、町民の皆さんは自らがあらゆる取組に積極的に参加していただき、差別のない明るいまちをともにつくっていきます。

## 政策2 誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり

### (2) 男女共同参画社会づくり

(施策の担当) 住民生活課 生活安全係

#### ◇めざす姿

男女が互いに尊重し合い性別にかかわらず、自らの個性や能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標           | 現状値      | 目標値      |
|-------------------|----------|----------|
|                   | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 審議会等委員への女性委員の登用割合 | 33.9%    | 40.0%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・ 町政の審議等を行う場への女性の参画状況を示す指標
- ・ 本町の審議会、委員会等の委員に登用されている女性委員の割合（役場住民生活課調べ）
- ・ 平成 22 年度の数値は、地方自治法第 180 条の 5 及び第 202 条に基づいて設置している委員会の女性委員登用率で示しています。

#### ◇現状と課題

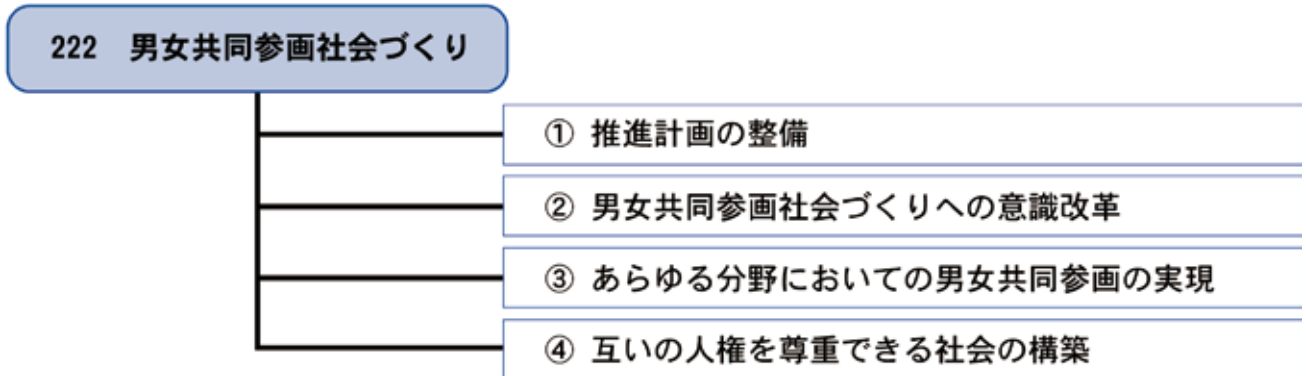
- 男女平等に向けて、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されるなど、法律や制度のうえでは男女共同参画社会の形成に向けた整備が進められてきましたが、未だ固定的な性別役割分担や就労の場における性別による格差、女性に対する暴力など、依然として差別や偏見が根強く残っており、女性の社会進出や経済的自立などを妨げる原因となっています。
- 本町では、平成 22 年度に「南伊勢町男女共同参画基本計画策定促進アンケート調査」を実施しましたが、そのなかでも社会活動における固定的な性別役割分担が依然として残っているという意見が多くあり、その解消のためにも、あらゆる分野への男女平等参画を積極的に取り組んでいく必要があります。
- 本町では、審議会、委員会などへの女性委員の登用は少なく、また、役場管理職への登用がいままでないことから、今後、女性の登用を推進していくことが求められています。
- 男女平等社会の実現に向け、取り組む課題は、行政分野だけでなく、社会制度や慣行、町民一人ひとりの意識や行動とも深くかかわっており、その解決には継続的な努力が必要です。
- 女性に対するあらゆる暴力などを根絶するため、互いの人権を尊重する男女平等意識の醸成を図る必要があります。

#### ◇施策の基本方向

- 町民との協働による取組の指針となる「南伊勢町男女共同参画基本計画」を策定します。
- 男女平等・男女共同参画への意識啓発の推進、教育・学習会の開催を実施します。

- あらゆる分野への男女平等参画を積極的に推進します。
- 互いの人権を尊重する男女平等意識の醸成を図ります。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 推進計画の整備

○男女が性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる社会を目指し、町民との協働による取組の指針となる「南伊勢町男女共同参画基本計画」を策定します。

### ② 男女共同参画社会づくりへの意識改革

- 男女共同参画の意識を高めるため、広報紙による啓発記事の掲載、啓発ポスターの掲示、啓発PR冊子の配布などを行います。
- 男女共同参画意識を高めるためのセミナー、講演会、各種講座などを開催します。

### ③ あらゆる分野における男女共同参画の実現

- 子育て支援や育児・介護休暇制度の普及など、仕事と家庭生活を両立するための環境の整備を促進します。
- 働く場での男女平等の確保と、女性差別の解消について、事業所などに働きかけます。
- 役場におけるさまざまな審議会・委員会等への女性の参画率 40%を目指し、積極的に女性委員の登用を推進します。
- 役場管理職、政策方針決定の場への女性の登用を推進します。

### ④ 互いの人権を尊重できる社会の構築

- 職場、学校、地域などで、男女共同参画意識を高めるために講演会などを行います。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等の被害者相談窓口を設置します。また、行為等を防止するための啓発を推進するとともに研修会などを行います。

## ◇町民との協働

自らの個性や能力を発揮できるよう、役場は男女共同参画社会づくりへの理解を求めるセミナーや講演会、各種講座などを行いますので、町民の皆さんはあらゆる取組に積極的に参画していただき、男女が互いに尊重し合えるまちをともにつくっていきます。

## 政策2 誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり

### (3) 障がい者の生きがいづくり支援

(施策の担当) 福祉課 福祉係

#### ◇めざす姿

障がいのある人とない人が、ともに地域の一員として生きがいをもって暮らすことができるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標        | 現状値                  | 目標値      |
|----------------|----------------------|----------|
|                | 平成 22 年度             | 平成 26 年度 |
| 障がい者スポーツ大会参加者数 | 60 人<br>(平成 23 年度数値) | 80 人     |

(まちづくり指標の説明)

- ・障がい者のスポーツ大会への参加の状況を示す指標
- ・広域市町で開催する障がい者スポーツ大会へ参加した人の数(役場福祉課調べ)

#### ◇現状と課題

- 平成 22 年度の身体障害者手帳所有者は 958 名、療育手帳所有者は 131 名、精神手帳所有者は 59 名であり、年々増加の傾向にあります。
- 障がい者福祉サービスは、平成 15 年度に措置制度から支援費制度へ移行し、さらに平成 18 年度より障害者自立支援法によるサービスの提供が始まりました。平成 25 年度には障害者自立支援法が廃止され、新しい制度に見直されます。
- 障がい者の社会参加に対する意識が低い状況にあるため、意識を高めていく必要があります。
- 本町では、活動の場として地域活動支援センターが 1 か所と日中一時支援事業所が 3 か所あり、働く場所および訓練する場所として就労継続支援事業所が 2 か所ありますが、障がい者や家族のニーズが多様化するなかで、ニーズに沿った障がい者福祉事業を行っていく必要があります。
- 雇用については、ハローワークと相談支援事業所が中心となり、学校など関係機関と連携し、働く場の確保を進めていますが、まだまだ不足しています。
- 本町では、広域の市町などと連携し、グラウンドゴルフ大会を行っていますが、回数が少ないため、交流する機会を多くするなど充実していく必要があります。
- 本町では、障がい者が地域で自立しやすくするため協議をする地域自立支援協議会を組織し、地域の障がい者、家族、福祉関係者などが参加して話し合いをしています。



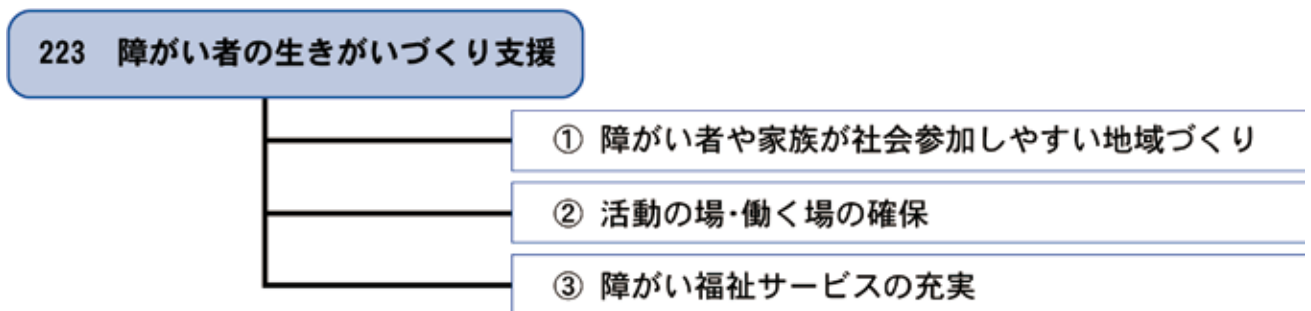
就労継続支援事業所での作業



## ◇施策の基本方向

- これからも自立支援協議会を中心に障がい者や家族が住みよい地域づくりを行います。
- 地域全体で障がい者への理解を深めるための啓発活動に力を入れます。
- 就労については、相談、雇用の支援を行うとともに、障がい者雇用についての啓発を行います。
- 障害福祉サービスの確保、充実を図ります。
- 相談支援体制の充実と、関係機関との連携、協力ができる支援体制づくりに取り組みます。
- 通所サービス事業所の確保を促進します。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 障がい者や家族が社会参加しやすい地域づくり

- ノーマライゼーション※1の理念に基づき、障がい者等が地域の一員として尊重される地域づくりを行います。
- 地域自立支援協議会を中心として、関係団体などが連携し、障がい者が地域などで自立して社会参加するため、協議会委員や役場職員、地域福祉関係者の意識向上、自己研鑽の促進を行うとともに、町民の意識を高めることができるよう啓発活動を行います。
- 成年後見制度や権利擁護事業の周知啓発を行い、制度等の取組を推進します。

### ② 活動の場・働く場の確保

- 就労については、すでに就職している障がい者の方が継続して仕事ができるような相談支援、また、就職希望の方にはハローワークや相談支援事業所と連携し、雇用の支援を行います。
- 「障がい者雇用月間」などを機会に、各事業所などへ障がい者の雇用についての啓発を行い、雇用率アップを促進します。
- 障がい者や家族のみの行事を行うのではなく、町民体育祭への障がい者の参加など、障がい者等も一緒になって楽しめる行事の開催に取り組みます。

※1 ノーマライゼーション：障がい児・者や高齢者などを特別な存在として見るのではなく、地域社会の一員として社会生活を普通に過ごすことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

- 町民体育祭やグラウンドゴルフ大会などのスポーツの大会に障がい者と家族が参加し、障がいのあるないに関係なく地域の住民とともに競技を行うことで、障がい者どうしの交流、地域住民との交流を図ります。
- 就労継続支援事業所などと連携を強化し、必要な支援を行います。

### ③ 障がい福祉サービスの充実

- 障がい福祉サービスを利用している方の状況を的確に把握し、適切なサービスの提供を行います。
- 障がいのある人が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの確保を行い、充実します。
- 障がい者や家族などが気軽に相談できる相談支援事業を充実するとともに、生活上の困りごとについても相談体制を充実します。さらに、一次相談から専門的な相談への切れ目のない連携ができるよう関係機関どうしの協力支援体制の確立、強化を行います。
- 障がい者のニーズを把握し、通所サービス事業所の確保を図るとともに、サービスを希望する方についてはサービス事業所の利用を促進します。

### ◇町民との協働

誰もがいきがいをもって暮らせるよう、役場は、町民のみなさんに障がいについての知識と正しい理解を深めていただくよう啓発などを行いますので、町民の皆さんは支援や交流の場に積極的に参加していただき、困っている障がい者にすすんで手を差し伸べられるまちをともにつくっていきます。

#### 総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

医療・介護・保健対策



#### ① 医療・介護（福祉）・保健の一体化について

（障がい者が安心して暮らせるため施設の充実を図ります。）

【課題解決のためにめざす方向】

- ・障がい者施設についての検討をします。

【課題解決のための方法】

- ・施設整備についての情報提供を行います。

【取組】

[町民]

- ・施設の建築等についての土地の紹介などを行います。

[役場]

- ・サービスの充実を図るとともに、施設の検討を行います。

**政策2****誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり****(4) 高齢者の生きがいづくり支援**

(施策の担当) 医療保険課 介護支援係

**◇めざす姿**

高齢になっても、その人らしく自立した生活を送りながら、いつまでも元気に生きがいをもって暮らすことができるまちにします。

**◇まちづくり指標**

| まちづくり指標      | 現状値      | 目標値      |
|--------------|----------|----------|
|              | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 「老人の集」への参加者数 | 600 人    | 700 人    |

(まちづくり指標の説明)

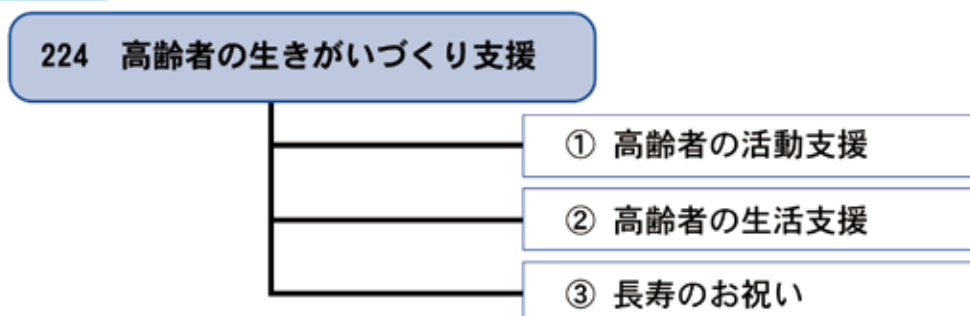
- ・老人クラブが主体的に行う活動への参加状況を示す指標
- ・高齢者の生きがいとして行う芸能発表など「老人の集」へ参加した人の数（役場医療保険課調べ）

**◇現状と課題**

- 急速な高齢化により、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加しています。
- 各地域には、老人クラブが 36 団体あり、それぞれの団体が、それぞれの地域で元気に社会奉仕活動などに取り組んでいます。
- シルバー人材センターには、平成 23 年度 70 名が登録されています。
- 町には、高齢者が元気で生きがいをもって暮らすための就労の場など活躍できる場が少ないため、高齢者が活躍できる場をつくっていくことが必要となっています。
- 認知症を正しく理解してもらえよう認知症サポーターを養成する講座を開催していますが、今後も高齢化の進行が予想されることから、より一層、認知症に対する知識の普及や支援者を増やしていく必要があります。

**◇施策の基本方向**

- 高齢者が、養った経験や知恵を発揮できる場づくりを行います。
- 老人クラブの自主的な活動を支援します。
- 認知症についての正しい知識の普及などを行います。

**◇施策の体系**

## ◇施策の内容

### ① 高齢者の活動支援

- 高齢者が、豊かな経験や知識を活かして活躍していただくよう、シルバー人材センターやボランティア団体を中心とした活動や地域社会への積極的な参加などを支援します。
- 自主的な健康づくりや高齢者の相互支援、社会奉仕活動に取り組んでいる老人クラブに対し活動の支援を行います。
- 高齢者の自主的な社会参加と健康づくりを促進するためグラウンドゴルフやゲートボールなどの大会を行います。
- 社会福祉協議会等が行う一人暮らし高齢者の集い、ふれあいいきいきサロンなどの事業を促進します。
- 老人クラブが主体的に実施する芸能発表など「老人の集」を支援します。
- 高齢者の生きた知恵や技を、地域の子もたちに伝え、また、一緒に楽しく話したり笑ったりできる時間を過ごせるような世代間交流のできる場づくりを促進します。



グラウンドゴルフ大会



子ども達と一緒に炭焼き体験

### ② 高齢者の生活支援

- 地域包括支援センターと連携して高齢者の困りごと相談や認知症についての正しい知識の普及などを推進します。
- 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーター養成講座を充実します。

### ③ 長寿のお祝い

- 80歳になられた高齢者には、長寿になったお祝いとして、毎年、記念品の贈呈を行います。また、88歳（米寿）、100歳（紀寿）になられたときには、それとは別に記念品などを贈呈しお祝いします。

## ◇町民との協働

いつまでも元気に暮らせるよう、役場は健康づくりのためグラウンドゴルフやゲートボールなどの大会を開催しますので、高齢者の皆さんは自主的、積極的に参加いただき、生きがいをもって暮らせるまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

医療・介護・保健対策



① 医療・介護（福祉）・保健の一体化について

（健康管理体制を整備し、また、自主活動を行うなど、将来に向けて元気な高齢者を増やしていきます。）

【課題解決のためにめざす方向】

- ・住民主体の健康増進と生きがい対策を検討します。

【課題解決のための方法】

- ・健康づくり・生きがいのための自主的な活動を行います。

【取組】

[町民]

- ・高齢者の生きがい・知恵の拝借活動を行っていきます。町民が自らの活動を行っていきます。

[役場]

- ・町民の自主活動を支援していきます。

[協働]

- ・自主活動を推進するためのリーダー育成を行っていきます。



## 政策2 誰もが生きがいをもって暮らすまちづくり

### (5) 活躍の場の創出

(施策の担当) 【主】行政経営課 政策係  
【事】総務課 行政係、教育委員会事務局 生涯学習係

#### ◇めざす姿

町民誰もが、それぞれの得意な分野で力を発揮でき、生きがいをもって「活躍できる場」のあるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標       | 現状値                 | 目標値      |
|---------------|---------------------|----------|
|               | 平成 22 年度            | 平成 26 年度 |
| 10月1日に表彰される件数 | 38件<br>(平成 23 年度数値) | 40件      |

(まちづくり指標の説明)

- ・町の発展や公共福祉に貢献した人、スポーツや文化で優秀な成績を収めた人の表彰の状況を示す指標
- ・南伊勢町表彰条例及び南伊勢町教育委員会表彰規則に基づき表彰される件数(役場総務課、町教育委員会調べ)

#### ◇現状と課題

○町には、農業や漁業、文化、スポーツなどに優れた技術や知識、特技を持った人が多く暮らしています。その人たちのなかには、美味しいみかんをつくる人や魚をうまく獲る人、シルバー人材センターで自分の知識や技術などを生かしている人、文化サークルで指導している人、スポーツ少年団で子どもたちに指導をする人など、あらゆる分野で活躍している人がいます。また、人目につかないところで、善行を行っている人もいます。

○指導された子どもたちのなかには、スポーツで全国大会に出場するなどさらなる活躍をしている子どもたちもいます。その活躍を、今まで以上に町内外へ広く知らせていくことで町を自慢するとともに、その人たちの生きがいにつなげていくことが必要です。

○本町には、地域活性化グループや老人クラブ、婦人会、子ども会、ボランティア団体など活躍している団体も多くあります。

○あらゆる分野で活躍している「達人の技」は、このまちの財産であります。伝える喜び、知る喜びのなかで生きがいを持って暮せるまちづくりが必要です。



地元の活性化グループによりサンタ姿に衣装替えされた親子のかっぱ像(通称かっぱ橋)

## ◇施策の基本方向

- 誰もが力を発揮できる活躍の場を創出します。
- 活躍している人の顕彰を行います。
- 地域貢献など活発に活躍している団体を支援します。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 活躍の場づくり

- 優れた技術や知識、特技を持った人が主体的に活動できるよう、農・漁業の場や学校の間、福祉の間など「活躍の間」をつくります。
- イベント、活性化グループ、スポーツ、地域行事など若者が活躍できる場づくりのための支援をまします。
- 若者同士が意見交換や交流ができる機会をつくりまします。
- 新たな産業などの企画等を行うときには、若者と一緒に取り組める環境をつくりまします。

### ② 「活躍人たち」の顕彰

- 町で活躍している人や頑張っている人の情報を、ケーブルテレビの行政チャンネルや広報紙などで、積極的に発信まします。
- 町の発展や公共福祉に貢献した人、スポーツや文化で優秀な成績を収めた人などを称え、感謝するとともに町民の誇りとし、後に続くものの励ましとするため、年に一度、10月1日に表彰まします。

### ③ 活躍する団体への支援

- 主体的に地域で貢献している団体等に対して支援まします。

## ◇町民との協働

町民の皆さんと役場は、優れた技術や知識、特技を持った人が力を発揮できる「活躍の間」をともに考えつくることで、町民誰もが喜びを感じ、生きがいをもって暮らせるまちをともにつくってまします。

## 政策3 人とひとがふれあう交流のまちづくり

### (1) 人と地域の交流の推進

(施策の担当) 行政経営課 政策係

#### ◇めざす姿

地域間での交流を活発にし、若者やU・J・Iターン※1希望者が移住したくなるような希望のみつかる魅力あるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 | 現状値      | 目標値      |
|---------|----------|----------|
|         | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 移住転入者数  | 253 人    | 300 人    |

(まちづくり指標の説明)

- ・ 町外からの移住の状況を示す指標
- ・ 1 年間に町外から本町に転入した人の数 (役場住民生活課調べ)
- ・ H18・284 人、H19・267 人、H20・235 人、H21・310 人、H22・253 人、5 年間平均 270 人が本町の転入の状況となっています。

#### ◇現状と課題

- 人間関係などが都市化するなかで、人と人とのつながりが薄れてきています。これからも、助け合い、支え合うことにより、集落内での人と人の絆を強くしていくことが求められています。
- 平成 17 年に南勢町と南島町の 2 町が合併し、38 の集落で構成された新たな町がスタートしました。
- 町域面積が広く、集落は浦村に広域にわたって点在しているため、南伊勢町としての一体的な住民意識は十分に育ておらず、集落内でのつながりを大事にしながらも、集落を越えた地域と地域の絆を強くし、一体感のあるまちをつくっていく必要があります。
- 本町の平成 22 年の国勢調査人口は、前回調査時 (平成 17 年) に比べ 1,896 人減の 14,791 人となっており、減少率が年々大きくなってきています。
- 本町に移住したいと思う若者などが増えるような町の魅力やセールスポイントのPRが不十分なところもあり、本町への移住の問い合わせがあっても、移住希望者に対し支援する施策がなく、情報提供、相談業務にとどまってしまうのが現状です。
- 移住における総合的な相談窓口の更なる充実や、移住者を受け入れる環境の整備が求められています。



交流体験

※1 U・J・Iターン：【Uターン】地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ること、【Jターン】地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること、【Iターン】出身地とは別の地方に移り住むこと、を合わせた総称。

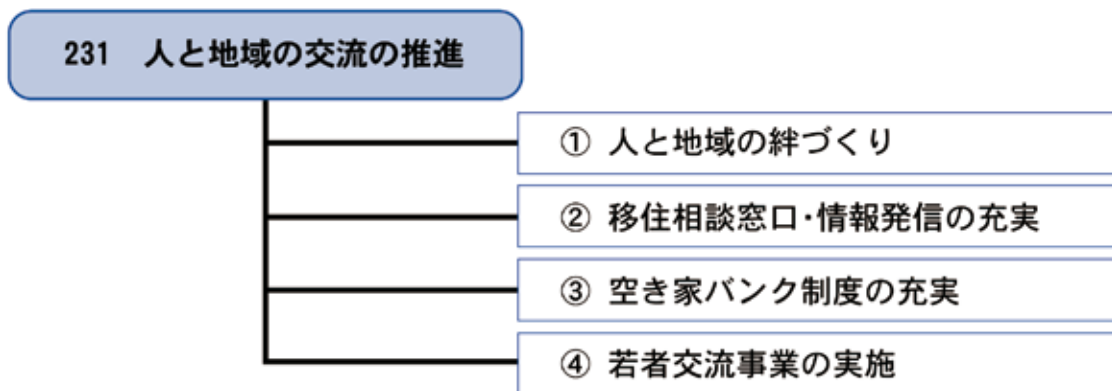


- 本町では、空き家の有効活用と定住もしくは二地域居住等による地域の活性化を図るため、平成23年度に空き家バンク制度を立ち上げました。
- 若者の出逢い交流事業を平成19年より行っていますが、参加希望者が集まりにくい状況であるため、情報発信の仕方などを含めて事業の見直しが必要となっています。

### ◇施策の基本方向

- 人と人がふれあい、地域みんなで支え合う安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。
- 関係機関との連携を強化し、移住、交流や空き家などの情報の提供や相談などを充実します。
- 漁業・農業体験や田舎暮らし体験などの交流から生まれる二地域居住や空き家バンクの活用などの促進を行います。
- 若者が住み続けたいまちをつくり、若者同士が出逢って交流ができる場をつくるなど、町外からの移住や交流を促進します。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 人と地域の絆づくり

- 人と人、地域と地域がふれあい、支え合うことにより、町民誰もが安全、安心に、いきいきと暮らすことができるまちづくりを行います。
- 町民のつながりを大切にし、地域でともに支え合うコミュニティをつくり、災害時要援護者対策に取り組んでいきます。【災害に強いまちづくりの推進（再掲）】
- 一人暮らしの高齢者が増えているなかで、地域みんなで見守り、地域で支え合うコミュニティをつくっていきます。【介護サービス等の充実（再掲）】
- 地域みんなが子育てをしているという意識を持ち、地域が一体となって子どもを守り育てていきます。【子育て支援の充実（再掲）】
- 町民体育祭などのスポーツや運動を通しての、人と人、地域と地域が交流、親睦が図れる場をつくります。【生涯スポーツの振興（再掲）】
- 文化協会を中心に文化祭や講演会などを開催し、人と地域の交流を深めていきます。【芸術・文化の振興（再掲）】

## ② 移住相談窓口・情報発信の充実

- 各区や関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図り、移住、交流に係る情報の提供や相談などを行います。
- 町のホームページなどで、町の魅力を最大限に発信し、空き家情報などの掲載や、移住、交流促進に向けた情報の提供を行います。
- 全国田舎暮らしの交流居住のススメ（総務省）、JOIN（移住・交流推進機構）、定住促進データベースふるさとサーチ（国土交通省）などのホームページとリンクを貼り、情報提供を進めます。

## ③ 空き家バンク制度の充実

- 町のホームページにおいて、町内の空き家の賃貸、売買情報の紹介、長期や短期などの一時的な滞在に活用できる空き家や施設など、多様な住宅情報を移住希望者に提供します。
- 各地区と連携を密にし、積極的な情報発信や収集を行い、多くの方に空き家バンクに登録してもらえるようにします。
- 若者の定住やU・J・Iターン者などの受け入れを促進するため、空き家バンク制度を充実します。

## ④ 若者交流事業の実施

- 南伊勢町へ定住してもらえるよう、若者の出会いのきっかけとなる機会や場の提供を行うとともに、出会い交流事業を近隣市町と合同で実施するなど広域的な取組も行います。
- 町内の若者の意見を聞く場をつくるなどし、町内外の若者が出逢って交流できる機会の充実を行います。



出会い交流事業（養殖タイ餌やり体験）

## ◇町民との協働

町外から移住したくなるよう、役場は移住や交流の情報を積極的に発信しますので、町民の皆さんとともに、移住したく、住み続けたいと思う魅力あるまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

若者定住対策



① 移住してきた若者は南伊勢町に来ると不便に感じてしまう

【課題解決のためにめざす方向】

- ・住みやすい生活環境の整備を進めます。

【課題解決のための方法】

- ・子育ての環境整備を行います。
- ・災害に強い環境整備を行います。
- ・転入者向けの地域づくりを行います。

【取組】

[町民]

- ・住んでもらえるキャッチフレーズを考えます。
- ・移住してきた人を暖かく受入れます。
- ・空き家があれば空き家バンクに登録できるように協力します。

[役場]

- ・移住についての情報発信を行います。
- ・住み良い環境になるためのインフラの整備をします。
- ・避難路等の防災整備をします。
- ・延長保育等、子育て環境の充実を図ります。
- ・空き家バンク制度のPRをします。

[協働]

- ・若者が住みやすい環境や災害に強い環境整備を一緒になり考えていきます。



## (まちづくりの目標3)

# 新しい誇りをうみだすまち

### 政策1 美しい自然を守りともに生きるまちづくり

- (1) 自然環境の保全と環境美化の推進
- (2) 衛生環境の保全と充実
- (3) 循環型社会の創出
- (4) 生活排水対策の推進

### 政策2 大切な文化を次世代に継承するまちづくり

- (1) 地域文化の伝承と文化財の保護・活用

### 政策3 誇れるまちの創造

- (1) 資源(人、物、伝統、文化等)の活用による新たな誇りの創出



## 政策1 美しい自然を守りともに生きるまちづくり

### (1) 自然環境の保全と環境美化の推進

(施策の担当) 住民生活課 環境衛生係

#### ◇めざす姿

ごみの不法投棄防止や減量化、し尿の適正な処理などの自然環境の保全や環境美化に対する意識を高めることにより、町民誰もが住み良いまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標        | 現状値      | 目標値      |
|----------------|----------|----------|
|                | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 町民 1 人あたりごみ排出量 | 328 k g  | 300 k g  |

(まちづくり指標の説明)

- ・ごみの減量化の成果を示す指標
- ・町民 1 人が 1 年間に出すごみの量【平均値】(役場住民生活課調べ)

#### ◇現状と課題

- ごみ収集量は平成 22 年度には 4,927 トンとなっています。
- 効率的なごみの処理を行うため、ごみステーションの適正規模や箇所数を検討することが求められています。
- 本町のごみ排出量は年々減少傾向にあり、平成 22 年度のごみ排出量原単位は 900g/人・日となっています。ごみ排出量は徐々に減少しているものの、さらなるごみの減量化を推進する必要があります。
- ごみ減量化対策事業は、生ごみ処理機等購入費助成事業を平成 11 年から行っており、平成 22 年度は 23 件の助成を行いました。ごみ減量化対策を一層進めるためにも、助成事業の周知を徹底していく必要があります。
- 環境汚染や人体への影響が懸念され、社会問題となっているダイオキシンなどの化学物質に考慮して自家焼却炉の廃止を進めてきました。
- ごみ処理施設等の老朽化も進んでおり、毎年工事や修繕等により維持しています。今後も環境保全環境法令に適合した施設等の整備を図っていく必要があります。
- 不法投棄防止対策は、防止看板の設置や監視パトロールなどの取組を行っていますが、空き缶やごみの投げ捨て、粗大ごみなどの不法投棄は後を絶ちません。新たな不法投棄防止対策が必要となっています。



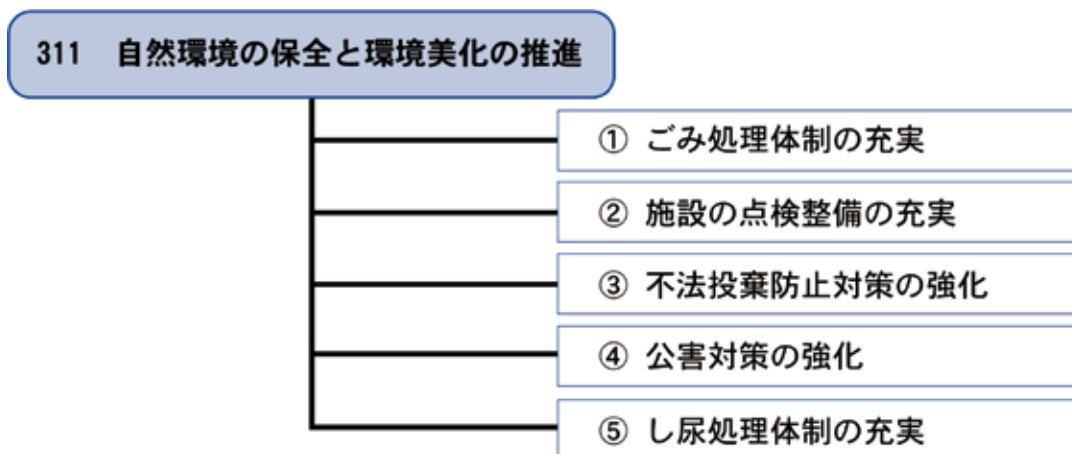
クリーンセンター

- 公害対策については、公害防止協定を結んでいる企業があり、平成 22 年末現在、7 社あります。今後も新たな企業と公害防止協定を締結していく必要があります。また、町内 8 か所で定期的に水質検査を行っており、今後も水質検査を継続していく必要があります。
- 本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、収集運搬業務を町内業者に委託し、平成 19 年度から稼動している鳥羽志勢広域連合のし尿処理施設（鳥羽志勢クリーンセンター）において、適正な処理を行っています。

### ◇施策の基本方向

- ごみ処理体制を充実するとともに、ごみ減量化対策を図り、日常生活で排出されるごみの減量化を促進します。
- ごみ処理施設等の適正な維持管理を行います。
- 役場と地域、関係団体などとの連携による不法投棄防止対策の強化、情報収集の充実を図り、町の環境美化に対する意識を高めます。
- 自然環境の調査を行い、地域住民と連携し、公害問題に対する監視や指導体制を充実します。
- 鳥羽志勢広域連合と連携を図りながら、し尿処理を適正に行い、公衆衛生を向上します。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① ごみ処理体制の充実

- 一般廃棄物の適正な収集運搬がスムーズに実施できるよう、体制整備を図り、効率化します。
- より効率的なごみ処理を行うため、地域の実情に応じたごみステーションの適正規模や整備、箇所数の検討を行います。
- 生ごみ処理機等購入費助成事業を広報紙やケーブルテレビの行政チャンネルを利用し周知の徹底を図り、生ごみの資源化や可燃ごみの減量化を図ります。



神津佐区ごみステーション

## ② 施設の点検整備の充実

- 焼却処理施設の適正な運用を行うため、維持管理や整備を行います。
- 本町に2か所ある最終処分場の適正な維持管理を行います。また、埋め立てが完了する施設については、閉鎖を行います。

## ③ 不法投棄防止対策の強化

- 不法投棄防止看板以外の防止対策として県へ要望するなど監視カメラの設置を促進します。
- 町民や地域の監視が不法投棄防止対策となることから、今まで以上に各地区との連携を密にし、防止対策の強化、情報収集の充実を図り、不法投棄防止への関心を高めます。



不法投棄

## ④ 公害対策の強化

- 公害防止協定により、定期的に水質検査などを行います。また、今後協定が必要な新たな企業についても公害防止協定の締結を進めます。
- 自然環境等の保全に関する重要事項を調査審議するため、必要に応じ南伊勢町環境保全審議会を開催します。
- 野焼き等に対して、適切な対応をするとともに、広報紙等で野焼き禁止を啓発します。

## ⑤ し尿処理体制の充実

- 各関係機関と連携や調整を図り、鳥羽志勢広域連合の処理施設において適正処理を行います。また、町内業者によるし尿・浄化槽汚泥の適正な収集、運搬を促進します。

## ◇町民との協働

町民の皆さんと役場は、ごみの減量化や不法投棄など自然環境に対する意識をともに高め、不法投棄などのない美しい自然を守るまちをともにつくっていきます。

## 政策1 美しい自然を守りともに生きるまちづくり

### (2) 衛生環境の保全と充実

(施策の担当) 住民生活課 環境衛生係

#### ◇めざす姿

火葬場の利用しやすい環境をつくとともに、犬・猫問題などへの意識を高め、町民誰もが快適で安心に暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標    | 現状値      | 目標値      |
|------------|----------|----------|
|            | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 狂犬病予防注射接種率 | 59%      | 70%      |

(まちづくり指標の説明)

- ・ 狂犬病予防注射の接種の状況を示す指標
- ・ 犬の登録件数に対する狂犬病予防注射接種を受けている割合 (役場住民生活課調べ)

#### ◇現状と課題

○本町には、火葬場が南島火葬場、五ヶ所火葬場、田曾浦火葬場の3か所あります。

南島火葬場は、排煙・臭気など環境への影響に配慮し、昭和58年に整備が行われましたが、五ヶ所、田曾浦火葬場については旧式の火葬炉であり、施設の老朽化が進んでいます。そのため、将来、施設の再整備が必要となっています。



南島火葬場

○狂犬病予防注射の接種率は、平成22年度は59%となっており、三重県全体の接種率70%と比べると低い水準となっています。注射接種率を向上するため、予防注射接種の周知を徹底していく必要があります。

○犬および猫の不妊手術費の助成については、平成9年より実施しており、平成22年度は35件の助成を行いました。飼主のいない犬・猫をこれ以上増やさないために、今後も犬猫不妊手術助成事業を継続し、周知を徹底する必要があります。

○野犬問題は、町民などからの通報を受け対応するという形で行っております。狂犬病等の危険性が高いため、地域や保健所との連携を密にし、対応していくことが必要となっています。

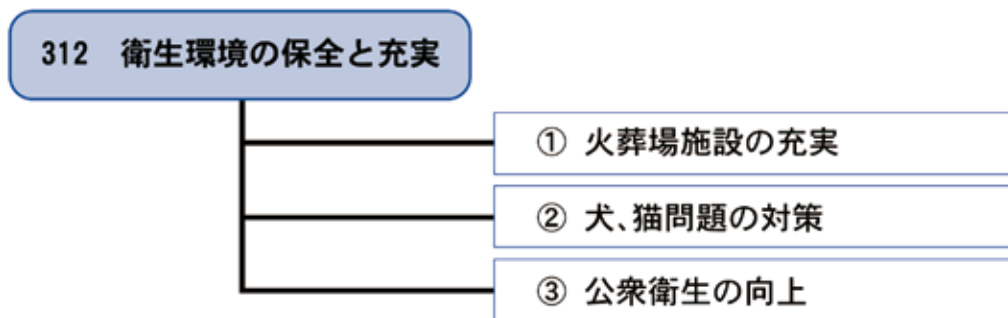
○害虫駆除消毒については、消毒機械の貸し出しを行い、各地区で実施しています。公衆衛生向上のため、今後も害虫駆除消毒を継続していく必要があります。



### ◇施策の基本方向

- 火葬場の点検、整備を実施し、適正な管理運営を行います。
- 狂犬病予防注射の接種率を向上します。
- 犬および猫の不妊手術費助成事業の周知を徹底します。
- 地域、関係団体との連携を密にし、野犬問題に対する指導体制、情報収集を充実します。
- 消毒薬剤の購入、地区への機械の貸し出しを行います。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 火葬場施設の充実

- 火葬場施設の適正な運用を行うため、維持管理や整備を行います。
- 火葬場の建設予定地の地域の理解、関係機関、関係者との調整、協議を進め早期の着工・完成を目指します。

#### ② 犬、猫問題の対策

- 各地区で行う狂犬病予防集合注射等での接種の徹底や犬の登録義務の周知を強化します。
- 犬および猫の不妊手術費助成事業を継続するとともに、事業の周知を徹底します。
- 野犬に関する通報などに対して、地域や保健所との連携を密にし、迅速な対応をします。



狂犬病予防集合注射

#### ③ 公衆衛生の向上

- 害虫駆除消毒については、各地区への機械の貸し出しや消毒薬剤の提供を行い、公衆衛生の向上を図ります。

### ◇町民との協働

衛生環境の保全が図れるよう、役場は、狂犬病予防の集合接種や犬、猫の放し飼い防止の周知徹底などを行いますので、町民の皆さんは大切なペットに予防接種を受けさせたり、放し飼いをしないなど、快適にすごせるまちをともにつくっていきます。

## 政策1 美しい自然を守りともに生きるまちづくり

### (3) 循環型社会の創出

(施策の担当) 【主】住民生活課 生活安全係  
 【事】住民生活課 環境衛生係、教育委員会事務局 学校教育係  
 水産農林課 農林係、行政経営課 政策係

#### ◇めざす姿

地域にあるエネルギー資源を有効に活用し、南伊勢町の特性を生かした新エネルギーの導入を図るとともに、地球温暖化の防止など、循環型社会が構築されたまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 | 現状値      | 目標値      |
|---------|----------|----------|
|         | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| ごみの資源化率 | 15.3%    | 30.0%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・ごみの資源化への取組状況を示す指標
- ・1年間に排出されたごみを資源化した割合(役場住民生活課調べ)
- ・資源化率は、ごみ排出量に対する資源化ごみ量の割合

#### ◇現状と課題

- 家庭ごみの分別や排出方法等を周知する生活カレンダーを各世帯に配布していますが、今後もごみの分別を適正に行っていただくため、継続して周知を行っていく必要があります。
- 役場では、温暖化防止対策として、勤務時間外での消灯、クールビズ・ウォームビズ、低燃費車の導入、エコドライブの推進などを行っています。町民などに対しても広報紙やケーブルテレビの行政チャンネルなどで温暖化防止対策についての啓発を行っています。
- 環境問題が、より多様化・深刻化しているなかで、学校教育活動全体を通して、児童や生徒の発達段階に応じた環境教育に取り組んでいく必要があります。
- 森林は土砂流出防止や水源かん養はもとより、温室効果ガスの吸収源としての大きな役割があり、適切な管理が求められています。
- 本町では、平成18年2月に南伊勢町地域新エネルギービジョンを策定し、風力発電、太陽光発電、木質バイオマス※1などの新エネルギーの導入と普及の推進に取り組み、平成21年度には山林の間伐材を活用したエネルギーの事業化、採算性の調査を行いました。しかし、林内路網の整備や木材の搬出など、木質ペレット※2の事業化には大変状況は厳しく、多くの課題を残しています。



生活カレンダー(平成23年度版)

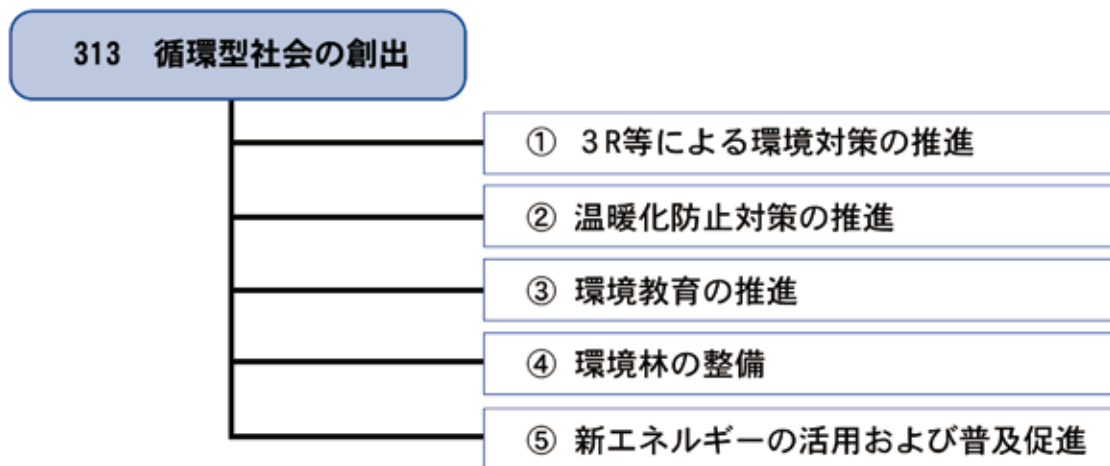
※1 木質バイオマス: 木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)。  
 ※2 木質ペレット: おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮形成した小粒の固形燃料のこと。

○環境や人にもやさしいクリーンエネルギーの活用に関する認識を高めるため、広く啓発活動を推進する必要があります。

### ◇施策の基本方向

- 循環型社会に向け、町民、地域、事業者、役場が一体となって3R※1（リデュース、リユース、リサイクル）の活動を図るとともに、ごみの分別収集を徹底します。
- 町民の環境意識の向上を図るため、ごみ分別講習や広報等を行います。
- 二酸化炭素・温室効果ガス排出の抑制等、温暖化防止対策に取り組みます。
- 各学校において、地球温暖化、海洋汚染等、環境教育を行います。
- 環境を重視した広葉樹林などの天然林や人工林等、多様な森林の整備に取り組みます。
- 地域のエネルギー資源を生かした新エネルギーの活用、普及を促進します。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 3R等による環境対策の推進

- 家庭ごみの分別や排出方法等を広報紙などで周知します。
- 環境意識の啓発やごみの分別等の徹底を行うため、生活カレンダーを作成し、各家庭に配布します。
- 学校での学習の取組などにより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識を向上します。
- エコ・センターについては、鳥羽志勢広域連合等との連携や調整を図り、資源の分別・搬出の適正な処理を促進します。



さいたエコ・センター

※1 3R：リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化）の3つの語の頭文字をとった言葉。

- 破砕施設については、有価資源物としての分別を行い、対価取引物として搬出を促進します。
- コンポストセンターでは、下水処理場の汚泥や生ごみなどを堆肥化し、再資源化を行います。

## ② 温暖化防止対策の推進

- 広報紙やケーブルテレビの行政チャンネルを利用し、節電対策、エコカー、エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進を行い、排出ガス抑制など、地球温暖化防止に対する意識を高めるための啓発を行います。
- 地域が一丸となって地球環境問題を考え、町民一人ひとりが自ら行動できるよう、地球温暖化防止に対する実行計画を策定します。

## ③ 環境教育の推進

- 子どもたちが身近な自然の観察や動植物の飼育、栽培活動を通して、自然の素晴らしさや命の大切さに気づくようにします。
- 地球温暖化、海洋汚染、オゾン層の破壊、熱帯雨林減少などの今日的な課題に対する学習を進め、課題を解決していこうとする意欲を育てます。

## ④ 環境林の整備

- 森林が温室効果ガスを吸収する役割を充分果たすことができる環境林を整備するため、環境を重視した広葉樹の人工造林、スギ・ヒノキ人工林の針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林整備に取り組みます。

## ⑤ 新エネルギーの活用および普及促進

- 公共施設を整備する際には、太陽光発電などの新エネルギーの導入を図ります。
- 木質バイオマスについては、森林資源を生かすため、県や関係機関との連携を図りながら、課題や活用できる手法の検討を行います。
- 太陽光を利用した発電や太陽熱を利用した住宅などの普及を促進します。

## ◇町民との協働

循環型社会の構築が図れるよう、役場は新エネルギーの導入、地球温暖化抑制のための環境意識の啓発を推進しますので、町民や事業者のみなさんは、温室効果ガス排出量の削減のため一人ひとりができることから行動し、町民、事業者、役場が連携し一体となって地域全体で地球温暖化対策に取り組み、地球にやさしいまちをともにつくり上げていきます。

## 政策1 美しい自然を守りともに生きるまちづくり

### (4) 生活排水対策の推進

(施策の担当) 上下水道課 生活排水係

#### ◇めざす姿

美しい海、川などの豊かな自然環境を守るとともに、町民一人ひとりが快適な生活環境のなかで暮らすことのできるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標      | 現状値      | 目標値      |
|--------------|----------|----------|
|              | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 生活排水処理施設の整備率 | 59.2%    | 67.0%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・生活排水処理施設の整備状況を示す指標
- ・町全体の人口に占める生活排水処理施設を利用できる地域の居住人口の割合（役場上下水道課調べ）

#### ◇現状と課題

- 本町の下水道事業は、公共下水道として平成 3 年度に着手し、平成 5 年度から供用が開始され、その後、農業集落排水、漁業集落排水の 2 事業を実施しています。
- 下水道事業計画区域外の地域については、平成 13 年度より合併処理浄化槽の普及を推進しています。
- こうした取組により、平成 22 年度末の生活排水処理施設整備率は 59.2%と著しい伸びを見せ、近隣の市町に比べ良好な数値を示していますが、三重県の 78.0%と比較すると未だ低い状況にあります。
- 生活排水処理施設(下水道、合併処理浄化槽)は、健康で快適な町民生活の基盤となる施設であり、トイレの水洗化および雑排水の処理による生活環境の改善はもとより、公共用水域の水質保全の機能を有していることから、今後も積極的に整備を推進し、下水道供用開始地区においては加入の促進を図る必要があります。
- 整備後の処理施設等は損傷、経年劣化等が発生し、維持管理費が高んできているため、施設の機械類を正常に長く持たせるための対策を講じるなど維持管理費を抑制していくことが急務となっています。このことから、今後は下水道整備後の維持管理体制の充実と、より一層の経営の効率化を図る必要があります。
- 地震災害時においても最低限の下水道機能を確保するため、危機管理体制の充実、強化に取り組む必要があります。



五ヶ所・切原・飯満浄化センター

## ◇施策の基本方向

- 下水道・合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 下水道加入促進の啓発活動を行います。
- 合併処理浄化槽の普及啓発活動を行います。
- 下水道施設の適正な維持管理を行い、危機管理体制の構築を図ります。
- 持続可能な下水道財政を運営します。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 下水道整備の推進

- 下水道事業計画区域の下水道施設の整備を推進します。
- 下水道供用開始地区の未接続家屋の下水道への接続を促進します。

### ② 合併処理浄化槽の普及

- 合併処理浄化槽の普及を推進します。
- 合併処理浄化槽設置補助制度を引き続き行います。

### ③ 下水道・合併処理浄化槽施設の維持管理

- 定期点検の充実による施設の延命化と更新に伴う処理場の効率化を図ります。
- 災害等、非常時における危機管理体制の構築を図ります。
- 既存の処理施設・設備を活用し、少ない経費で適正な運用を行います。



合併浄化槽埋設工事

### ④ 持続可能な下水道財政の確立

- 経営の効率化を図るため、施設統合を行います。
- 維持管理費用の削減を図るため、下水処理場の管理を包括的に民間委託するなどの検討を行います。

## ◇町民との協働

美しい自然環境が守れるよう、役場は下水道等の整備を行いますので、町民の皆さんは下水道に接続するなど、快適な生活環境のなかで暮らすことのできるまちをともにつくっていきます。

## 政策2 大切な文化を次世代に継承するまちづくり

### (1) 地域文化の伝承と文化財の保護・活用

(施策の担当) 教育委員会事務局 生涯学習係

#### ◇めざす姿

地域に残るすばらしい伝統文化や文化財を保存、継承するとともに、その豊かな資源を生かした文化の薫る誇れるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標           | 現状値      | 目標値      |
|-------------------|----------|----------|
|                   | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 愛洲の館、東宮資料保存館の入館者数 | 4,392 人  | 4,800 人  |

(まちづくり指標の説明)

- ・歴史資料館へ訪れた人数を示す指標
- ・愛洲の館、東宮資料保存館へ入館した人の数(町教育委員会調べ)

#### ◇現状と課題

- 本町には、伝統的な芸術や地域に根ざした文化、風習や習慣などが数多くあります。町民が、他の地域へ南伊勢町の魅力を発信していくためにも、地域の文化を大切に保存、継承していく必要があります。
- 本町には、各地の治水工事などに功績を残した河村瑞賢や陰流の祖といわれる愛洲移香斎など多くの偉人を生みだしています。このような地域の偉人に学ぶことの大切さを今後も継承していく必要があります。
- 本町の文化をより高め、魅力あふれるまちをつくるためには、伝承するだけではなく、郷土の誇りとして、まちづくりに生かしていくことが必要となっています。
- 本町には町指定文化財として、有形文化財 17 件、民俗文化財の無形 7 件・天然記念物 2 件・史跡 1 件の計 27 件があり、また、国指定文化財 2 件、三重県指定文化財として 13 件があります。
- ほかにも多くの文化的な遺産があり、調査研究を積極的に進め、その保存のため専門的な知識を有する人材を育成し、文化財に対する町民の認識を深めるとともに、学校教育や社会教育の現場で郷土学習教材として地域の文化財を有効に活用していくことが重要となっています。
- 町の歴史、考古、民俗等の資料が展示されている東宮資料保存館、愛洲の館は、地域の文化、剣道などのスポーツの向上に大きな役割を担っています。



古和浦祇園祭



剣祖祭

## ◇施策の基本方向

- 町民が郷土の歴史に関心を深めるため、文化財を保存、継承します。
- 郷土に対する誇りと愛着心を高めるため、文化財などを観光資源等として活用します。
- 文化財などの展示および調査研究の拠点施設を充実します。

## ◇施策の体系

### 321 地域文化の伝承と文化財の保護・活用

- ① 地域文化の伝承と文化財の保護および活用
- ② 歴史資料館の充実

## ◇施策の内容

### ① 地域文化の伝承と文化財の保護および活用

- 各地域に伝わる生活に根ざした地域文化や郷土芸能、伝統芸術などを保存、継承します。
- 旧家等にある古文書を記録・整理し、調査研究の資料として整備するとともに、失われつつある生活用具や民俗資料の収集と保存を行います。
- 文化財保護審議会を中心に、文化財の保護意識を高めるとともに、文化財保護、指定体制の強化を行います。
- 学校などの歴史学習において、河村瑞賢や愛洲移香斎など多くの地域の偉人に学ぶことの大切さを継承していきます。
- 地域に埋もれた自然、文化遺産の調査を行い、有形・無形を問わず大切に保存するとともに、観光資源としての史跡等の環境整備を行います。
- 地域文化における様々な達人を発掘し、体験教室など子どもたちを対象とした学習機会をつくります。
- 郷土の資源の再認識や誇りの創出、郷土愛を醸成するため、文化財めぐり、郷土文化資料の作成を行います。また、それらを伝承する人づくりも行います。
- 地域の芸術、文化や歴史的人物などを観光資源として活用し、交流人口の拡大を図ります。

### ② 歴史資料館の充実

- 文化財や資料の展示公開および調査研究の拠点施設として、愛洲の館、東宮資料保存館などの整備と機能を充実します。

## ◇町民との協働

町民の皆さんと役場がともに、地域固有のまつりなど伝統文化をいつまでも大切に守り伝え、その豊かな資源を活用することで、文化の薫り高いまちをともにつかっていきます。



愛洲の館



## 政策3 誇れるまちの創造

### (1) 資源(人、物、伝統、文化等)の活用による新たな誇りの創出

(施策の担当) 行政経営課 政策係

#### ◇めざす姿

子も親も、若者も高齢者も、「南伊勢町ってええまちやろ」と誇らしげに語るこの  
できる、そんな自慢のできるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標         | 現状値      | 目標値      |
|-----------------|----------|----------|
|                 | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 「誇れる原石探し」参加延べ人数 | —        | 500 人    |

(まちづくり指標の説明)

- ・新たな誇りの創出に向け「誇れる原石探し」に取り組んでいる状況を示す指標
- ・「誇れる原石探し」に参加している人の数【延べ人数】(役場行政経営課調べ)

#### ◇現状と課題

- 本町には、人や自然、伝統、文化など他に誇れる資源が多くあります。
- 「浅間さん」や「天王まつり」などの地域の伝統文化や平家の落人伝説、剣祖と称される愛洲移香斎や治水や航路開設で活躍した河村瑞賢などの偉人を生み出すなど、歴史・文化に彩られたまちです。また、北原白秋、西条八十とともに日本三大童謡詩人と呼ばれ、「七つの子」「十五夜お月さん」などの作詞者として知られる野口雨情の歌碑が日本で一番多く建つまちでもあります。
- 奥深い入り江が多い南伊勢町の海岸線は245.6kmにもおよび、その長く続く海岸線は今も多くの自然を残しています。町域の6割が伊勢志摩国立公園に指定されるなど、美しい自然を大切にしてきた南伊勢町には、「ハートの入江」の見える見江島展望台や五ヶ所湾と太平洋の大パノラマが楽しめる「南海展望台」など素晴らしい景色のスポットがたくさんあります。また、ハマボウの群落など貴重な生態系も残っています。美しい自然のほかにも良質な温泉資源もあります。
- 漁獲量が三重県一を誇る「漁業のまち」南伊勢町は、鯛や伊勢海老など活きの良い新鮮な食材が年中あります。また、農業は町内外から評価が高い美味しいみかんや五ヶ所小梅があるなど海の幸、山の幸に恵まれたまちであります。
- 町は高齢化が進んでいますが、まだまだ元気な方が多く暮らし、仕事に地域でとあらゆる場面で活躍をされています。また、この町は、昔から人と地域の絆を大切にし、あたたかい人情味のあるまちでもあります。



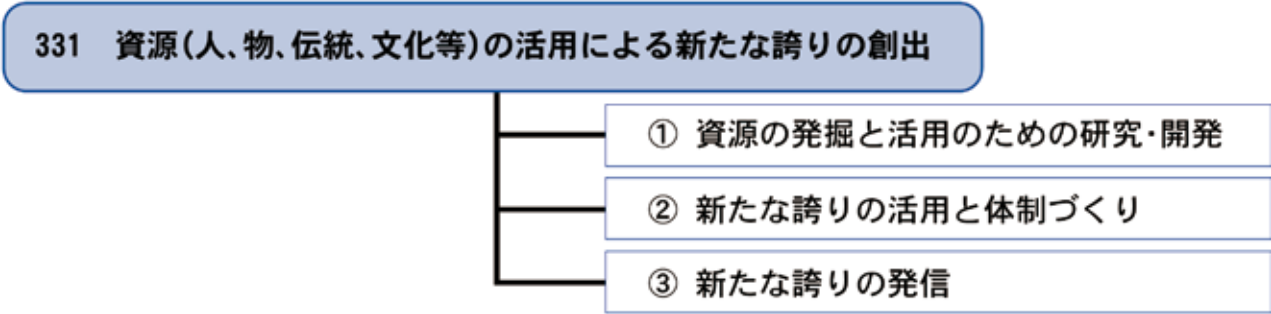
剣峠にある野口雨情の歌碑

○このように、このまちにはさまざまな資源が豊富にあるのですが、その資源を生かしてきていないのが現状です。今後は、この資源を観光や農業、水産振興などに上手く生かし、他に誇れるものをつくり、全国に発信し知名度を高めていかなければなりません。

### ◇施策の基本方向

- 町民誰もが、他に誇れる「新たなまちの誇り」をつくります。
- 新たな資源の発掘を行います。
- 今ある資源に磨きをかけ誇れるものをつくります。
- まちの知名度が高まる効果のある情報発信を行います。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 資源の発掘と活用のための研究・開発

- 誇れるものづくりの研究、開発を行うために、「(仮称) 誇れるまちの創造委員会」を設置します。
- 新しい誇れる資源を発掘するため、子どもたちなどと、まちに隠れた「誇れる原石探し」に取り組みます。

#### ② 新たな誇りの活用と体制づくり

- 「新たなまちの誇り」を多様な主体が活用できる体制づくりに取り組みます。

#### ③ 新たな誇りの発信

- まちの知名度を高めるため「新たなまちの誇り」の情報発信を効果的に行います。

### ◇町民との協働

町民の皆さんとの創意工夫により、人、物、伝統などの資源を生かした新たな誇りをうみだし、自慢のできるまちをともにつくっていきます。

(まちづくりの目標4)

## 笑顔でいきいき暮らせるまち

### 政策1 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

- (1) 子育て支援の充実

### 政策2 子ども親も地域とともに学び育てるまちづくり

- (1) 生涯学習の充実と環境整備
- (2) 学校教育の充実と環境整備
- (3) 青少年の健全育成

### 政策3 誰もが文化やスポーツを楽しむまちづくり

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 芸術・文化の振興

### 政策4 生活基盤の整ったまちづくり

- (1) 道路基盤の整備
- (2) 公共交通機関の確保
- (3) 水資源の確保と水道の安定供給
- (4) 町営住宅環境の整備
- (5) 公園の充実

pose4



## 政策1 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

### (1) 子育て支援の充実

(施策の担当) 【主】福祉課 福祉係  
【事】福祉課 健康増進係、行政経営課 政策係

#### ◇めざす姿

誰もが安心して子どもを生み、子育てができる環境や支援の充実した笑顔でいきいき暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標           | 現状値  | 目標値      |
|-------------------|--|----------|
|                   | 平成 22 年度                                     | 平成 26 年度 |
| 放課後児童クラブの利用者数（年間） | 865 人<br><small>（平成 23 年度 4～10 月の数値）</small> | 3,000 人  |

(まちづくり指標の説明)

- ・子どもを育成するための環境の状況を示す指標
- ・放課後児童クラブを利用している児童の数【年間延べ利用者数】(役場福祉課調べ)

#### ◇現状と課題

- 核家族化の影響もあり、不安を持ちながら子育てしている親も少なくないため、不安なく子育てできるような支援が求められています。
- 安心して子育てができるよう、子育て支援センターでは育児相談や出前保育などを行っています。また、子育て支援センターを拠点として、南勢子育てサロン、南島子育てサロンでは、親子がふれあい、楽しめる場所づくりの提供などを行っています。
- 平成 23 年度からファミリーサポートセンター事業を行っています。しかし、まだまだ町民の皆さんに知れ渡っていないことから、会員増加につながっていないのが現状です。そのため、より一層、広報紙等での啓発や周知を行う必要があります。
- 一人親家庭については、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図り、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援していく必要があります。
- 昼間に就労等で保護者のいない小学校低学年児童等の放課後対策として、平成 23 年度から NPO 法人みなみいせ市民活動ネットでは、放課後児童クラブを町民文化会館で行っています。今後は、すべての小学校区でのニーズに対応するため、新規クラブの検討が必要となっています。
- 保育所は、現在 9 施設で運営が行われています。そのうち、0 歳児保育から実施している保育所は 4 施設、1 歳児保育から実施している保育所は 2 施設あります。0・1 歳児の保育ニーズは高まってきています。



なかよし園餅つき行事

- 保育所へ入所する子どもの数は年々減少し、平成23年度の在園児数は267人となっています。どの保育所においても定員に達していない状況が続くことや、施設の老朽化が進んでいるところもあり、保育所の統廃合の検討が必要になってきています。
- 保育所の防災面については、ほとんどの園が低い場所に建っているため、避難路の整備も進めていますが、保育所の高台への移転の検討も必要となっています。
- 本町に産婦人科・小児科の専門医療機関が無いことから、町民の妊娠・出産、乳幼児の健康管理に対して不安があります。
- 妊娠・出産、乳児の健康診査は、町外の専門医療機関で受診しています。
- 幼児の健康診査は、町内で限られた日、場所、内容で集団健診を実施しているため、利便性に欠けているのが現状です。また、幼児健康診査の健診医の確保も困難となってきています。
- 不妊に悩む方にとっては、特定不妊治療は医療保険が適用されず、経済的負担が大きい状況にあります。
- 子どもへの過度なしつけが、実は虐待につながってしまうこともあります。それが、見過ごされ、周囲も特に問題視していない場合もあります。身体的な暴力だけでなく、ネグレクト※1や心理的虐待など、子どものこころを深く傷つけてしまうような状況の早期発見、通報義務などを広く町民に周知し、児童虐待防止の意識を高めていく必要があるなど、児童虐待防止への取組が重要な課題となっています。
- 子どもが健全に育つよう第三子以上の出産に対し、出産祝金を贈っています。平成22年度には10名の方に贈ることができました。

### ◇施策の基本方向

- 子どもを安心して産み育てられるよう、町、医療機関、家庭などが互いに連携、協力しながら、子育てへの相談、支援を充実します。
- 保護者が安心して就労できるよう、放課後の児童の活動の場の確保を図ります。
- 保育ニーズにあった保育サービス、子どもが健やかに育つことができる保育の充実を図り、ゆったりとした気持ちで子育てできるような機会を提供します。
- 園児数が減少している地域での保育所のあり方を検討するとともに、地域ぐるみで次世代育成支援に取り組みます。
- 津波による被害が想定され、低いところに建っている保育所施設については、安心・安全に保育ができるよう高台への移転を検討します。
- 妊娠中は定期的に健康診査を受けて、母体と胎児の健康状態を良好に保つ心がけなど、妊婦一人ひとりが健康に気をつけられるよう意識を高めます。

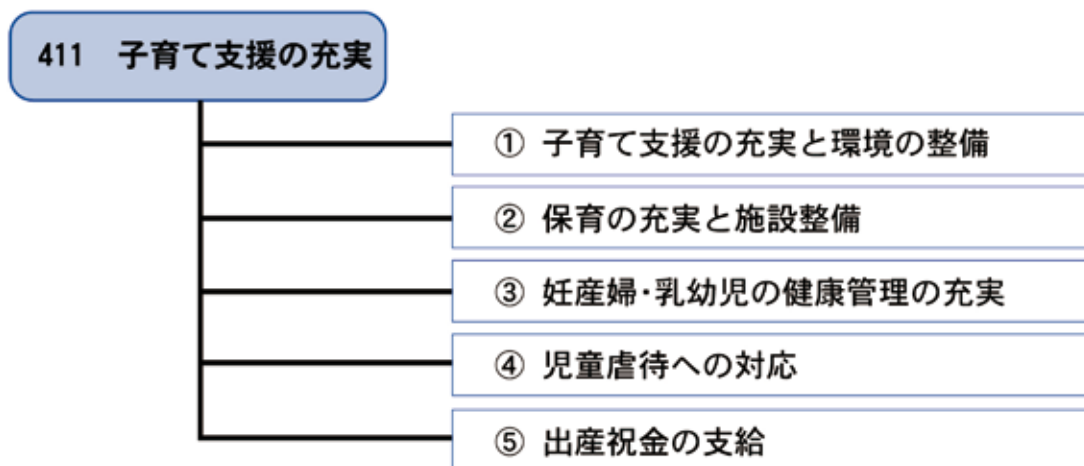


乳幼児相談

※1 ネグレクト：保護者などが子どもや高齢者、病人などに対して、必要な世話や配慮およびその義務を怠ること。

- 妊婦・乳幼児健康診査については、今までどおりの受診の機会を確保できるようにします。なかでも、幼児健康診査については、引き続き町内の医療機関および医師会と相談して健診医の確保を行います。
- 乳幼児などへの家庭訪問や健康相談の充実を図ります。
- 児童虐待防止の意識を高めるなど、児童虐待防止への取組を行います。
- 若者や子育て世代の町民が南伊勢町に定住し、次代を担う子どもの確保を図るため、その出産を奨励します。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 子育て支援の充実と環境の整備

- 子育て支援センターを中心に、子育て支援に関わる団体や人材を結ぶネットワークや地域全体で、子どもと子育てを行っている家庭を見守り、バックアップする仕組みをつくりまします。また、子育てする親などが気軽に参加しやすい場づくりも行います。
- 子育てに関するさまざまな不安や悩みの相談支援体制を強化するとともに、保健、医療、福祉、教育が連携し、途切れのない支援を強化します。
- 一人親家庭等が安定した生活を送れるよう、相談、支援、指導の体制を充実します。
- 放課後児童クラブへの支援や体制を充実していくとともに、保護者のニーズを調査し、新規クラブの設置を進めます。

#### ② 保育の充実と施設整備

- 仕事と子育てが両立できるよう、延長保育や早朝保育など保育サービスを充実します。
- 園児数が減少している保育所については、保育所の統廃合を図ります。
- 保育環境の充実を図るため、施設の適切な維持管理や改修を行います。



保育所船越園

- 震災、津波などの災害に備え、低い場所に建っている保育所の高台への移転を検討します。
- ブックスタート（絵本の読み聞かせ）事業を通して、親と子がゆっくり向かい合い、心触れ合うひと時をもつきっかけづくりを行います。



乳幼児健康相談

### ③ 妊産婦・乳幼児の健康管理の充実

- 安心して妊娠、出産ができ、乳幼児の健全な発育、発達を促すとともに、不安なく子育てができるよう健康診査の受診の機会を確保します。また、乳幼児などへの家庭訪問や健康相談を継続するなど妊娠、出産、子育てにおいて途切れのない母子保健サービスの提供を行います。
- 特定不妊治療にかかる治療費の助成を行います。

### ④ 児童虐待への対応

- 児童虐待の防止対応を図るため、児童相談所、保育所、教育機関、民生児童委員など関係機関と連携し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアにいたるまでの途切れのない総合的な支援体制の整備を進めます。

### ⑤ 出産祝金の支給

- 若者や、子育て世代の町民が南伊勢町に定住し、次代を担う子どもの確保を図るため、その出産を奨励、祝福し、第三子以上の出産に対して祝い金を支給します。

## ◇町民との協働

安心して子どもを生き育てられるよう、役場は子育てしやすい環境や支援体制づくりに取り組みますので、地域みんなが子育てをしているという意識を持つことにより、子どもの健やかな成長を支えられるようなまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

医療・介護・保健対策



① 子育て支援について

(子育てに関する相談窓口をわかりやすくします。)

【課題解決のためにめざす方向】

- ・ 子育てに関する相談窓口を住民にわかりやすくします。

【課題解決のための方法】

- ・ 子育てに関する相談窓口を紹介します。(情報発信)

【取組】

[役場]

- ・ 住民にわかりやすい情報を発信します。

[協働]

- ・ 情報発信の方法として、ちらし等をスーパーなど事業所等に置かせてもらう協力を求めています。
- ・ 転入されてきた方にも地域の行事に参加できるよう声かけを行います。

② 子育て支援について

(保育所の将来のあり方を考える。)

【課題解決のためにめざす方向】

- ・ 保育所を集約します。

【課題解決のための方法】

- ・ 保育所の統合を目指します。

【取組】

[役場]

- ・ 保育所を統合し、新しい保育所の建築を検討します。





## 政策2 子も親も地域とともに学び育てるまちづくり

### (1) 生涯学習の充実と環境整備

(施策の担当) 教育委員会事務局 生涯学習係

#### ◇めざす姿

町民誰もが、自ら学びたいときに学ぶことができ、生涯にわたって切れ目なく、いつでも気軽に学ぶことができる機会の充実したまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標     | 現状値      | 目標値      |
|-------------|----------|----------|
|             | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 生涯学習講座の参加者数 | 134 人    | 150 人    |

(まちづくり指標の説明)

- ・生涯学習機会の利用状況を示す指標
- ・町が主催する生涯学習講座へ参加している人の数(町教育委員会調べ)

#### ◇現状と課題

- 町民の価値観や行動様式が多様化が進み、学習ニーズは多様化・高度化しており、生涯学習の充実や環境の整備が求められています。
- 生活水準の向上や、物質的な面での豊かさに加え、精神面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で文化的な生活を望むことも増えています。
- 本町では、学習機会の提供とその支援の充実を図るため、生涯学習講座の新規講座を3年間受講したあとは、自主講座へ移行し、実施しています。
- 平成23年度には社会教育委員が中心になって、人材データバンク「南伊勢町の人蔵」※1をつくり、様々な世代に多種多様な学習機会の提供を行っています。
- 今後、町民の自主性や自発的な活動を支援しながら、世代や地域を超えた町民相互の連帯意識を高める必要があります。
- 社会教育活動は、町民文化会館とふれあいセンターを拠点として公民館、教育集会所、地区集会所等において、町民が個性を活かし楽しく学習できるよう各種講座、教室などを開設しています。
- 今後、講座や教室の利用促進や地域住民のニーズに合った施設整備を行う必要がある一方、各活動団体の自主自立を促すために、幅広い知識と技能を身に付けた指導者の育成、確保が課題となっています。
- 地域において、人と人とのつながりが希薄となってきているなかで、子どもたちと大人とのふれあいの場や町民の学習機会の提供をしていくことが求められています。



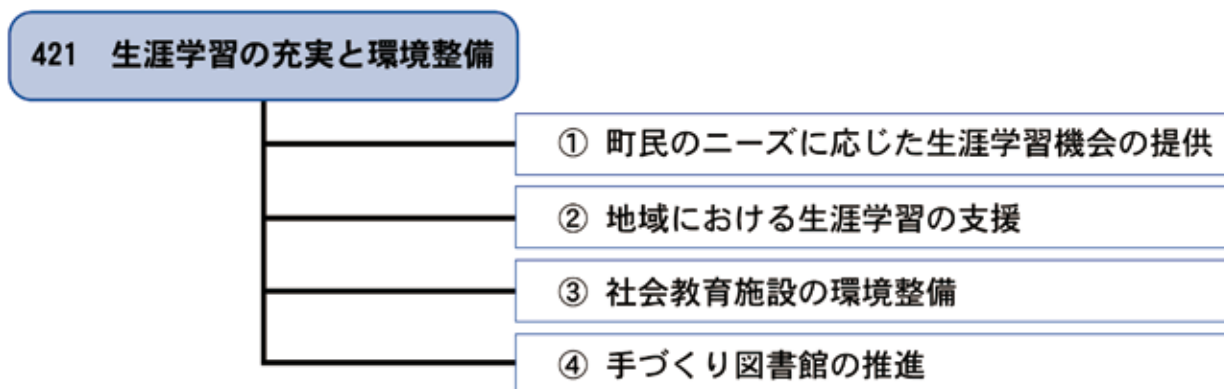
生涯学習講座

※1 南伊勢町の人蔵…社会教育委員によって作られた南伊勢町在住の講師の人材データバンク。

## ◇施策の基本方向

- 町民の自発的な学習、活動を促進し、高度で多様な生涯学習ニーズに対応できる学習内容の充実を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習機会の提供を推進します。
- 地域の実情にあった指導者や生涯学習指導ボランティアの育成を進めます。
- 社会教育施設の機能の充実を図り、施設の維持補修を計画的に行います。
- 町民誰もが利用できる手づくり図書館の環境を充実します。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 町民のニーズに応じた生涯学習機会の提供

- 多様な学習要望に応えるため、料理、手芸、パソコン等といった既存の社会教育活動に加え、生活、職業、経済活動など、より実践的で幅広い分野の学習講座を開設します。
- 「南伊勢町の人蔵」を活用し、町民ニーズにあった生涯学習講座などの学習機会を提供します。

### ② 地域における生涯学習の支援

- 地域における生涯学習を推進するため、世代間の交流を深める場をつくとともに、様々な学習活動を支援します。
- 地域の実情にあった指導者の養成を図るため、各地区において、リーダーの発掘、育成を進めます。また、生涯学習指導ボランティアを積極的に育成します。



生涯学習講座

### ③ 社会教育施設の環境整備

- 社会教育施設の機能の充実を図るとともに、施設の老朽化への対応については計画的に維持補修を進めるなど安全な施設を提供します。

#### ④ 手づくり図書館の推進

- 小中学校の図書室等に町民にも貸し出しできるコーナーを設けるなど、町民誰もが手づくり図書館を気軽に利用できる環境づくりを町民とともに取り組みます。
- 小中学校の統廃合後も、集会所等を地域の拠点として、図書館の機能を残すなど、地域の人々が活用しやすい環境をつくります。
- 地域の人たちが県立図書館の本を利用できるようシステムづくりを推進します。
- このような手づくり図書館を通して子どもたちと町民の方々とのふれあいの場をつくるとともに、しおりづくりをするなど町民の生涯学習に活用します。
- 町の活性化のため町民の積極的な参画による図書館づくりについても実現できるよう支援します。

#### ◇町民との協働

新しい時代を支える子どもたちの育成や地域の教育力を高めるよう、役場は町民や各種団体の意見を取り入れ、生涯学習の機会を提供しますので、町民の皆さんは積極的に生涯学習に参加していただき、地域とともに学び、笑顔でいきいき暮らせるまちをつくっていきます。



生涯学習講座

## 政策2 子も親も地域とともに学び育てるまちづくり

### (2) 学校教育の充実と環境整備

(施策の担当) 教育委員会事務局 学校教育係

#### ◇めざす姿

南伊勢町の未来を託していく子どもたち一人ひとりが、自ら学ぶ力をつけ、持っている可能性を伸ばし、全国でトップレベルの学力・体力が達成できる教育環境が整ったまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標     | 現状値      | 目標値      |
|-------------|----------|----------|
|             | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 学校運営に対する満足度 | —        | 80.0%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・学校運営に対する満足度の程度を示した指標
- ・学校評価アンケートにおいて、学校運営に対して肯定的な評価をした保護者の割合（町教育委員会調べ）

#### ◇現状と課題

- 本町には平成 23 年度現在、小学校 6 校と中学校 3 校があり、小学校は 533 人(39 クラス)の児童が、また、中学校は 361 人(14 クラス)の生徒が学んでいます。
- 南勢中学校では県立南伊勢高等学校南勢校舎との関連を密にした連携型中高一貫教育を実施しています。今後、南島地区の中学校にも、この中高一貫教育が実施できるように高校と協議をしていく必要があります。
- 本町では、児童・生徒の個性と能力を伸ばし、心豊かにたくましく今を生き、未来を拓く子どもの育成を目指していますが、児童数の減少により複式授業を実施している小学校もあり、将来人口予測(平成 33 年度における児童・生徒予測数 523 人)が示すように、今後も減少が続くものと見込まれることから、小規模校における教育内容の研究を進めるなど一層の充実を図る必要があります。
- 心の教育を積極的に実施し、家庭や地域社会で子どもたちが、ボランティア活動などの社会奉仕や自然体験・文化・スポーツなど、様々な実活動・実体験を行うことが必要とされています。
- 次代を担う南伊勢町の人材づくりと確保に向けて、郷土の歴史文化・教育を積極的に取り上げ、地域への愛着を深めることに力点を置き、将来の定住を促すような指導体制の確立と、地域のなかで安心して学び遊べるよう、学校と保護者そして地域のより一層の協力体制と環境の整備に強く取り組む必要があります。
- 「確かな学力」や「豊かな心」を育むため、環境教育の推進、学校図書館の充実や読書活動の推進などに加え、暴力行為、いじめ、不登校などの解消を目的とした施策の総合的な推進が必要となっています。

- 基礎学力・体力の向上はもとより、情操豊かで創造性と個性を培う教育、郷土に根ざした伝統・文化・産業などの理解を深める郷土教育、人間尊重の精神と生命を大切にすることを養う道徳教育の重要性が増してきています。
- 高度情報化社会に対応し、情報を正しく活用する能力の育成を図るため、情報教育を進めていくとともに情報操作において道徳的な視点も取り入れた教育を推進していく必要もあります。
- 施設の老朽化と児童、生徒の減少に伴い、小学校が平成15年度、19年度に、中学校が平成17年度に統合しましたが、現在も児童、生徒の数は、平成19年度から平成23年度の間、1,203人から894人へと減少が進み、複式学級が発生している状況にあり、これらに対応するため加配等の人的配置を必要としています。今後は更なる統廃合の検討を行い、より良い教育環境を整備することが求められています。
- 各学校において、東海地震などによる津波避難訓練を行っていますが、東日本大震災を踏まえ、今後、防災マニュアルなどを見直す必要があります。
- 学校、関係機関、保護者、地域が一体となった防災、防犯、交通安全教育の取組を充実する必要があります。

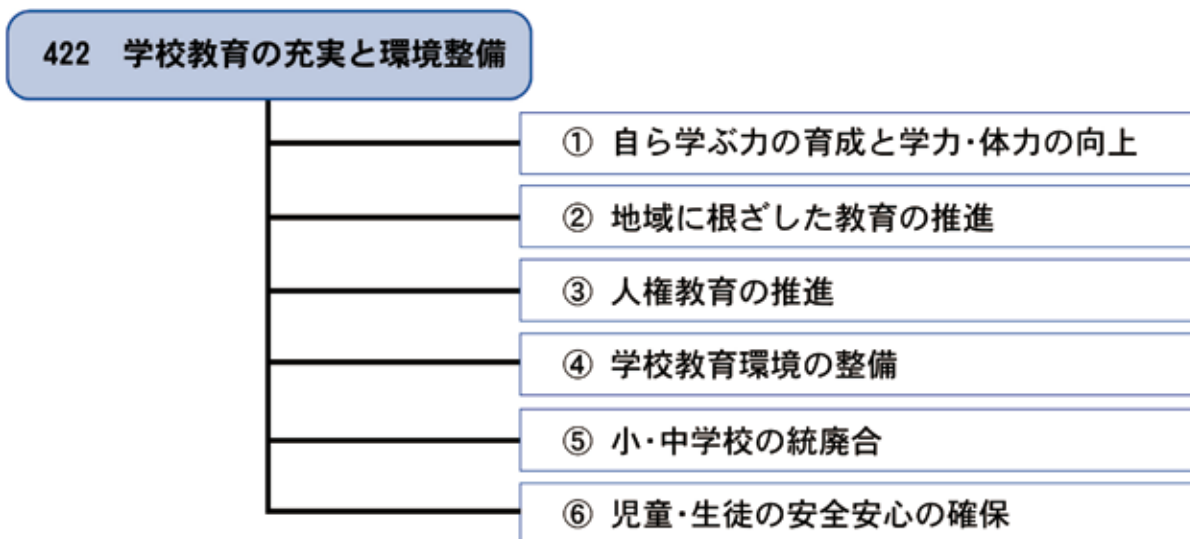
#### ◇施策の基本方向

- 南伊勢町の未来を託していく子どもたち一人ひとりの大いなる可能性を引き出し、きめ細かな教育を行い、その輝く未来づくりに向けて、児童・生徒の学力・体力で全国のトップレベルを目指します。
- 国際理解を深め、文化や伝統を尊重する心を育てます。
- 自然を愛する心を育て、地域とともにあゆみ、地域に根ざした教育に取り組みます。
- 南伊勢町の地域性を生かし、地域に根ざした教育を進め、教育効果を高めるため、学校と保護者、地域が協働、連携して取り組みます。
- 人権を尊重する態度や、命を大切にする心を育てます。
- 学校施設や教員住宅の管理、情報ネットワーク環境などの整備や学校図書館の充実を図ります。
- 小、中学校の統廃合を関係者とともに検討したなかで、統廃合を実施します。
- 防災マニュアルを見直し、定期的に避難訓練を行います。
- 防災、防犯、交通安全教育への取組を積極的に進めます。



穂原小学校避難訓練

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 自ら学ぶ力の育成と学力・体力の向上

- 各学校において、児童、生徒の実態を把握し、学力、体力の向上に向けて、それぞれの学校で工夫した特色ある取組を進めます。
- 学校図書の実態把握、クラブ活動の支援、各種検査の実施などを行います。
- 平成23年度に設置した「南伊勢町学力向上委員会」を活用し、各学校での家庭学習の取組の情報交換をするなど、学校間の連携を密にして町全体で学力の向上をめざします。
- 南伊勢高校南勢校舎との中高一貫教育をさらに充実させ、今後、南島地区の中学校にも範囲を広げるよう高校と協議していきます。
- 基礎的、基本的な知識、体力、生活習慣を確実に習得することを目的としながら、さらに自己改革のできるたくましい児童、生徒を育成していくため、教育環境の整備とともに教職員の養成、研修などを実施し、個性や能力を伸ばす教育を推進します。
- いじめや不登校、暴力行為などの様々な教育課題への取組にあたって、学校だけの問題との固定観念にとらわれることなく、児童福祉や人権擁護の関係機関および警察などとの連携を図り、善悪の判断、社会性、思いやりなどの豊かな心を育む教育を推進します。
- 国際社会への対応に向け、外国語授業の補助や地域における国際交流活動の協力者として派遣されている外国青年（ALT）を活用し、国際感覚、国際理解の醸成を図っていきます。



南勢中学校体育授業

- 障がいのある子どもたちの教育については、一人ひとりの障がいの実態に応じて指導内容を選びながら重点的な指導を行います。また、教職員の特別支援教育の専門性を高めるために、県教育委員会と連携して研修を充実します。
- 小規模校における教育や特別支援教育を充実させるために、指導員および支援員等によって各学校が進める教育活動の支援を行います。
- 南伊勢高校南勢校舎の特色化、魅力化を支援するため、「南伊勢高校の今後を考える会」等をとおして高校との連携を深めます。
- 南伊勢高校南勢校舎の生徒に対して、専門的な知識をもった町の職員が高校の教員の進めるキャリア教育を支援します。そのことによって、生徒一人ひとりの就職希望をしっかりと把握し、一人ひとりの進路希望が実現できるようきめ細かな支援をします。また、大学進学を希望する生徒に対しては、大学入試センター試験を受験しようとするような生徒に、進学ができるように学力を高めていく方法などを高校と協議して支援します。

## ② 地域に根ざした教育の推進

- 郷土への理解と愛着を深め、情操を高める教育のためにも、地域で活躍する町民を特別講師などとして招いて授業や学校行事を行うなど、南伊勢町の特徴ある歴史や自然を学ぶとともに、命の尊さ、自然のすばらしさ、力を合わせることの大切さなどの体験学習の充実を図ります。
- 少子化を起因とする地域住民と児童、生徒との希薄なつながりを解消するため、地域、家庭、学校が一体となった教育環境づくりを進めていくとともに、地域との連携協力を深め、学校と地域がともに支え合い、発展しあう、地域に根ざした信頼される学校づくりを行います。
- 学校施設を地域に開放することにより、地域住民の生涯学習の場の創出を行うとともに、児童、生徒の地域行事などへの参加により、地域に開かれた学校としての連帯を深めていきます。
- 中高一貫教育の様々な取組を進めるなかで、小中高が連携を深め、地域に根ざした教育を進めます。

## ③ 人権教育の推進

- 「南伊勢町人権教育基本方針」のもと、各学校で「人権教育推進計画」をつくり、子どもたちが互いを信頼し合える豊かな人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を育て、効果的な教育内容の充実を進めます。
- 各小学校の児童が参加し、お互いの意見交流をするなかで、人権意識や人権感覚を育てるため人権フォーラムなどを実施します。中学校においては、総合学習のなかで、人権に関することを取り上げることにより、人権についての学習を行います。



人権フォーラム

#### ④ 学校教育環境の整備

- 児童、生徒の健康管理や相談体制を整え、心身ともに健全な児童、生徒の育成を図ります。
- 学校施設、設備や教員住宅などの適正な維持管理や整備を行い、学校環境を充実します。
- 障がいのある子どもの教育を充実していくため、特別支援学級在籍児だけでなく通常の学級のなかで特別な配慮、支援を必要とする児童、生徒も視野に入れた設備の整備を推進します。
- 高等学校等への修学が困難な生徒や看護師の確保のための支援をします。
- 高度情報化社会に対応した情報教育環境を充実し、情報を活用する能力の向上と情報操作の道徳的な視点を取り入れた教育を推進します。
- 給食施設や設備などの充実を図るとともに、おいしく安全な学校給食の提供を行います。
- 給食の安定供給とともに、食材の地産地消を進めます。

#### ⑤ 小・中学校の統廃合

- 過疎化や少子化に伴い児童、生徒数が急激に減少している状況を踏まえ、児童、生徒の教育の機会均等をはじめ、教育水準の維持向上を図るため、適正規模、適正配置に沿った小、中学校の統廃合を関係者とともに検討したなかで、統廃合を実施します。

#### ⑥ 児童・生徒の安全安心の確保

- 児童、生徒の安全安心を図るため、大津波等を想定した防災マニュアルを見直し、全職員、保護者に徹底しておくとともに、そのマニュアルのもと定期的に様々な災害を想定した避難訓練を実施します。
- 学校教育の場において、日ごろから児童、生徒への安全意識を喚起するとともに、学校、関係機関、保護者、地域が一体となった防災、防犯、交通安全教育への取組を進めます。
- 事故から子どもたちの命を守るため、スクールバスの安全運転遂行や通学路の整備を行います。
- 学校給食においては衛生的で安全な給食提供を図るため、給食の実施方法について検討します。

#### ◇町民との協働

全国でトップレベルの学力、体力が達成できるよう、役場は教育効果を高めるため、地域に根ざした教育やそれぞれの学校で工夫した特色ある取組を進めます。学校と保護者、地域が連携して、子どもたちがたくましく育つまちをともにつくっていきます。



## 政策2 子ども親も地域とともに学び育てるまちづくり

### (3) 青少年の健全育成

(施策の担当) 教育委員会事務局 生涯学習係

#### ◇めざす姿

子どもたちがさまざまな体験、遊びや異年齢の子どもや多くの世代の人たちとの交流を通して、自主性、社会性など豊かな人間性を身につけ、健やかで心豊かに育つことができるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標          | 現状値      | 目標値      |
|------------------|----------|----------|
|                  | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 青少年育成町民会議の地区部会の数 | 4        | 7        |

(まちづくり指標の説明)

- ・南伊勢町青少年育成町民会議地区部会の設置の状況を示す指標
- ・南伊勢町青少年育成町民会議において設置されている地区部会の数(町教育委員会調べ)

#### ◇現状と課題

- 核家族化をはじめとする近年の大きな環境変化のなかで、家庭が従来の教育力を維持しにくくなっている傾向があります。
- 少子化、地域の連帯感の希薄化するなかで、地域における子どもたちの体験機会が失われつつあります。
- 「南伊勢町青少年育成町民会議」では、青少年育成指導者研修や中学生の学習発表会を行っています。また、「地区部会」においても各地区の子どもたちの健全育成についての話し合いやパトロールを行っています。地区によっては「地区部会」が組織されていないところもありますので、今後、組織化していく必要があります。
- PTA、区、学校等を含めた地域全体で青少年育成の意識の啓発や子どもたちを地域で見守るための体制や環境の整備を進めていく必要があります。
- 本町では、地域の子どもたちを地域で育てようという意識が強く活動が活発な地域がある反面、大人が地域の子どもに積極的に関わろうとしないなど、地域の教育力が低下する傾向もあります。
- 本町では、集会所や公民館を利用した放課後子ども教室や放課後児童クラブを実施している地域があります。実施していない地域についても、今後、子どもたちの活動の場づくりを進めていく必要があります。

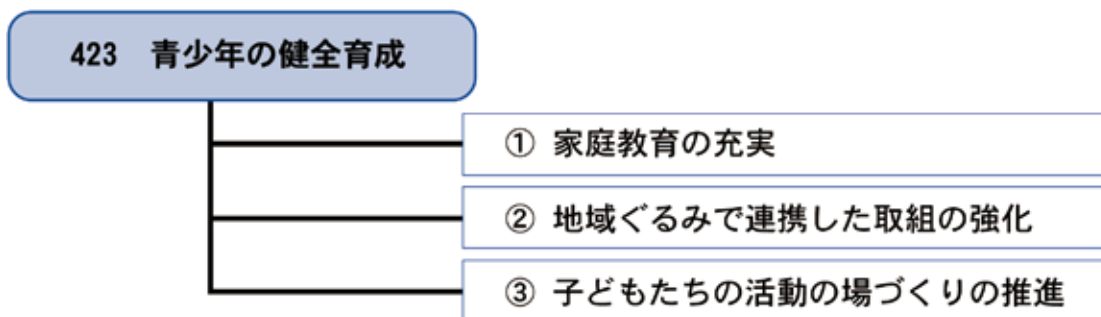


南伊勢町青少年育成町民会議  
島津・東地区部会、吉津地区部会  
による標語コンクール優秀作品

## ◇施策の基本方向

- 家庭の教育力向上を目指した働きかけや支援を深めるとともに、社会全体で家庭教育を支える機運を高めていきます。
- 青少年の健やかな成長と自立のために、家庭、地域、学校、保育所、関係団体、機関、役場の連携を強化するとともに、健全育成活動の支援や環境の整備を広く市民の総意を結集し推進します。
- 子どもが地域のなかで安全に活動ができ、子どもの活動を地域ぐるみで見守るための環境を充実します。
- 異年齢の子どもたちが集まって活動できる場をつくり、伸び伸びと自ら育つことができるようにします。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 家庭教育の充実

- 子どもたちが、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣を身につけることができるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や講演会などの機会を提供します。

### ② 地域ぐるみで連携した取組の強化

- 青少年指導員協議会による地区のパトロールの実施や、青少年育成市民会議の地区部会の組織づくりを進めるなど、地域ぐるみで連携して青少年の健全育成に関する取組を充実します。
- 市民とともに「地域全体で子どもたちを守り育てる」という状況を創り出せるような働きかけを行います。

### ③ 子どもたちの活動の場づくりの推進

- 地域と連携しながら、放課後などに子どもたちが自主的に集まれる場所をつくるとともに、子どもたちの安全で安心な活動の場づくりを進めます。
- 時間に余裕のある方々などボランティアを募り、子どもが遊びを通じ自立していく活動に支援できる人材の確保を図ります。

## ◇町民との協働

青少年が健やかで心豊かに育つことができるよう、役場は子どもたちに活動の場を提供し、地域、関係団体などとの連携を強化しますので、町民の皆さんは地域の子どもを地域が育てるという意識のなかで、町民みんなで子どもたちを守り育てることができるまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

家庭・地域教育のあり方



### ① 子どもたちの居場所づくりがされていない

【課題解決のためにめざす方向】

- ・子どもが地域のなかで安全に活動ができるようにします。
- ・地域ぐるみで子どもの活動を見守ります。

【課題解決のための方法】

- ・子どもが自主的に集まれる場所を提供します。
- ・子どもの見守りに協力できる人材の育成及び確保を図ります。

【取組】

[町民]

- ・地域の子どもを地域が育てるという意識をもちます。
- ・子どもと大人が協働して施設を維持します。

[役場]

- ・場所の提供や施設の開放を行います。
- ・子どもの側にたった交通手段を確保します。

[協働]

- ・変化する生活様式を認識し、さまざまな形態によるボランティアなどの人材の活用を図ります。



### 政策3 誰もが文化やスポーツを楽しむまちづくり

#### (1) 生涯スポーツの振興

(施策の担当) 教育委員会事務局 生涯学習係

##### ◇めざす姿

町民一人ひとりが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことのできる環境をつくとともに、スポーツを通じて町民相互の交流を進めることで、町民がいきいきと暮らすことができるまちにします。

##### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標          | 現状値                     | 目標値      |
|------------------|-------------------------|----------|
|                  | 平成 22 年度                | 平成 26 年度 |
| みなみいせスポーツネット登録者数 | 157 人<br>(H23 年 10 月時点) | 300 人    |

(まちづくり指標の説明)

- ・「みなみいせスポーツネット」を利用してスポーツに参加している状況を示す指標
- ・「みなみいせスポーツネット」へ登録している人の数(町教育委員会調べ)

##### ◇現状と課題

- スポーツ活動は、健康づくりや町民の交流の場として重要な役割を果たしています。本町においても、健康志向が高まるなかで日常的にウォーキングや健康体操(ストレッチ)などの簡単なスポーツに親しむ人が増加しています。
- 平成 22 年度には、スポーツに親しみ健康増進のために、町民が一体となった町民体育祭を町合併後初めて開催しました。
- 子どもから高齢者まで、身近な地域で町民同士が気軽にスポーツに親しめる環境として、誰もが気軽に参加できる「みなみいせスポーツネット(総合型地域スポーツクラブ)」を平成 22 年度に設立し、その育成に取り組んでいます。
- スポーツの振興は、体育協会、みなみいせスポーツネットおよびスポーツ推進委員を中心に図られています。
- スポーツ少年団、中学校の部活動、高等学校のクラブ活動、社会人野球など、子どもから大人までの連携がとれたスポーツ活動を行っています。特に野球などの種目は、甲子園大会や社会人野球の全国大会に出場したり、地区の大会や県大会で優勝する等のすばらしい実績を残しています。
- 人口の減少にともないスポーツ人口が伸び悩む傾向にあるとともに、スポーツをする人、しない人の二極化が各世代で進んでいる傾向が見られます。



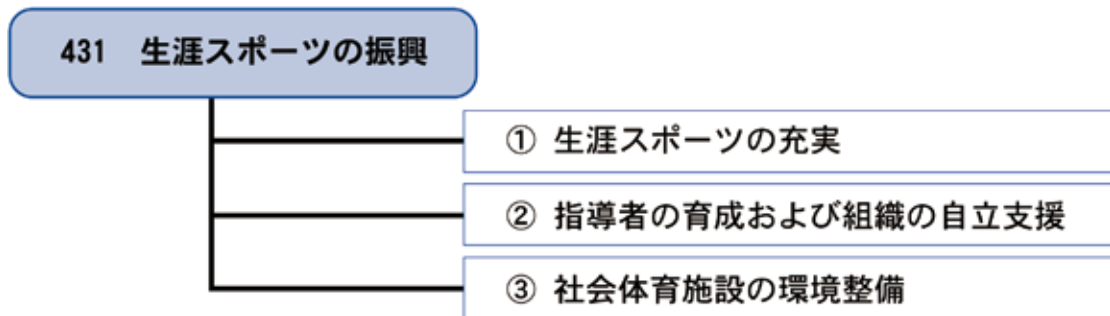
平成 22 年度開催の町民体育祭

- 今後は、スポーツに親しむ人の輪を広げていくとともに、スポーツ、レクリエーションによる高齢者の健康づくりを促進していく必要があります。
- 地域スポーツの振興を担う指導者やスポーツリーダーの確保、養成を進めていく必要があります。
- 本町には総合グラウンド、体育センター、町民体育館、剣道場、ゲートボール場などがあるものの施設の老朽化が進んでおり、多様なスポーツ活動へのニーズに応えていくためにも施設の整備充実が求められています。

### ◇施策の基本方向

- 子どもには、「体力づくり、協調性、礼儀」を、若者には、「アスリートをもめざすことのできる環境」を、大人には、「心も体も元気にリフレッシュできる場」を、高齢者には、「健康寿命が長くなるような楽しみ」をつくります。
- スポーツをすること、見ること、支えることで、人と人がつながり、「健康づくり」や「仲間づくり」そして「世代間交流」をして、分かち合いの精神や感謝の気持ちを育みます。
- スポーツで健全な身体と心を育むとともに、南伊勢町で生まれたこと、生きることに誇りを持ち、笑顔や元気があふれ、スポーツを通して魅力あるまちづくりを行います。
- 地域スポーツの指導者などの確保や養成を行います。
- 快適で安全にスポーツが楽しめる施設の機能や設備の充実を行います。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 生涯スポーツの充実

- 町民が日常的にスポーツや、健康維持のための運動などに取り組めるよう、町民体育祭などの交流・親睦の場をつくります。
- 世代を超えて誰でも参加しやすく、生涯にわたってスポーツに親しめるようにするため、平成22年度に設立された「みなみいせスポーツネット」の自立に向けて様々な支援を行います。



みなみいせスポーツネット主催による「ジョギング教室」

- 体育協会やスポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ団体の育成・支援を行います。
- 新たなスポーツに親しむ環境をつくとともに、自主的に活動する団体に対して支援します。
- 「みなみいせスポーツネット」や各種スポーツ団体のなかでスポーツ教室を開催するなど、スポーツ人口の拡大を図るとともに技術力の向上を目指します。

## ② 指導者の育成および組織の自立支援

- 各スポーツ団体のリーダーや指導者が県などで実施する指導者講習会に参加したり、各スポーツ団体を対象とした講習会を開催するなど、指導者の育成を行います。
- 初心者に対する活動の普及と定着を図るため指導者の育成を図ります。
- スポーツ団体の活動の充実を図るため、自主自立に向けた活動を支援します。



グラウンドゴルフ大会

## ③ 社会体育施設の環境整備

- 既存施設の機能の充実を行うとともに、快適で安全にスポーツが楽しめる環境づくりを行います。
- 施設の老朽化への対応については計画的に維持補修を進めるなど、安全な施設の提供を行います。



カローリング大会

## ◇町民との協働

いつでも、どこでも気軽にスポーツが楽しめるよう、役場は体育協会、スポーツ推進委員、みなみいせスポーツネット等スポーツに関する諸団体と互いに連携し、活動が継続される環境づくりを行います。町民の皆さんは積極的にスポーツ、体力づくりに取り組んでいただき、健康で明るいまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見  
家庭・地域教育のあり方



① 体力（健康）づくりが低調である

【課題解決のためにめざす方向】

- ・日常的に仲間とスポーツを楽しんだり、競技力の向上を目指します。
- ・スポーツや体力づくりの楽しさを伝えあえるようにします。

【課題解決のための方法】

- ・各年齢層の自主的な活動を支援します。
- ・各種スポーツの交流が行いやすい体制を整備します。
- ・同一種目の異なる年齢層の交流が行える素地をつくります。

【取組】

[町民]

- ・年齢層に適した運動量や目的を共有し、活動を継続します。
- ・大人、特に青年層が少年期までの活動に積極的に関わります。

[役場]

- ・安全な施設等の提供を行います。
- ・年齢層に応じた支援を行います。
- ・規模に応じた自発的な活動に積極的な支援を行います。

[協働]

- ・スポーツ、体力づくりへの関心・意欲の変化を共通認識し、活動が継続される環境づくりを行います。
- ・少年期までのスポーツ活動をバックアップする体制づくりを行います。



### 政策3 誰もが文化やスポーツを楽しむまちづくり

#### (2) 芸術・文化の振興

(施策の担当) 教育委員会事務局 生涯学習係

##### ◇めざす姿

町民誰もが、優れた芸術・文化にふれることにより、芸術・文化の薫りたかい創造性豊かな希望のもてるまちにします。

##### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標    | 現状値      | 目標値      |
|------------|----------|----------|
|            | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 町民文化祭の入場者数 | 2,338 人  | 2,500 人  |

(まちづくり指標の説明)

- ・町民文化祭を通じて芸術・文化に親しんでいる状況を示す指標
- ・町が後援する町民文化祭へ入場した人の数[平成 23 年度までは共催] (町教育委員会調べ)

##### ◇現状と課題

- 本町における芸術・文化活動は、南伊勢町文化協会を中心として、個人や芸術・文化活動団体が、自主的に活発な活動を行っています。なかでも文化協会は、10 部門（会員数 174 人）で組織され、文化祭や講演会などを開催するなど地域の芸術・文化活動の牽引役となっています。
- 文化祭や生涯学習フェスティバルは、芸能発表と作品展示などを、町民文化会館とふれあいセンターなどで行っています。
- 芸術・文化の振興とまちづくりは、密接に関連すると考えられることから、芸術・文化に対する必要性を再認識する必要があります。
- 芸術・文化の振興にあっては、町民や芸術文化団体、社会教育関係者など地域文化の担い手が相互に連携、協力する取組を促すとともに、新たな担い手の確保、育成が重要となってきています。



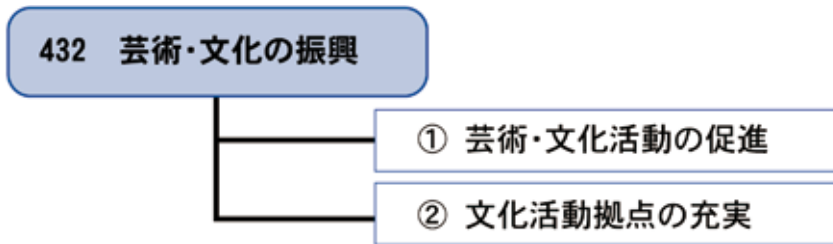
文化祭作品展示

##### ◇施策の基本方向

- 町民誰もが、気軽に芸術・文化に親しめる環境づくりに取り組みます。
- 子どもころから芸術・文化にふれる機会を充実します。
- 幅広い分野の芸術・文化活動の発信拠点を充実します。



## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 芸術・文化活動の促進

- 文化祭や展示会など定期的に発表の機会をつくることにより、創作活動を旺盛にし、サークル・グループ活動を充実します。
- 生涯学習講座や講演会を開催し、町民の文化意識を高めます。
- 子どもたちが優れた芸術・文化にふれることのできる場をつくり、学校等と連携して体験の機会を充実します。
- 文化協会をはじめ芸術・文化団体などの活動を支援します。



生涯学習フェスティバル

### ② 文化活動拠点の充実

- 幅広い分野の芸術・文化活動の発信拠点として、町民文化会館、ふれあいセンター、公民館、愛洲の館などを充実します。

## ◇町民との協働

豊かな文化に親しめるよう、役場は文化協会など芸術・文化に関する諸団体と互いに連携し、優れた芸術・文化にふれる機会をつくりますので、町民の皆さんは芸術、文化を楽しみ、心豊かで文化の薫りにみちたまちをともにつくっていきます。

## 政策4 生活基盤の整ったまちづくり

### (1) 道路基盤の整備

(施策の担当) 建設課 土木係

#### ◇めざす姿

人にやさしい道づくりや、災害に強い道路、生活のための道路、社会経済活動のもととなる道路など安全で快適な道路環境を保つことにより、誰もが安心していきいき暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標           | 現状値      | 目標値      |
|-------------------|----------|----------|
|                   | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 国道 260 号の整備率（町内分） | 82.9%    | 90.8%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・ 国道 260 号の道路整備の進捗状況を示す指標
- ・ 国道 260 号の整備されている割合（伊勢建設事務所調べ）  
対象路線は新道路整備戦略重点整備箇所および錦峠（直轄代行）

#### ◇現状と課題

○道路は、町民の生活や経済、社会活動の効率性を高める機能だけではなく、災害時における避難や復旧に欠かすことのできない重要な施設です。

○本町の道路網は、志摩市浜島町から町内に入り、海岸線に沿って本町を東西に縦断し紀北町へ抜ける国道 260 号と、近隣市町への連絡道として船越～玉城町を結ぶ県道玉城南勢線（サニーロード）、道方～伊勢市間の県道伊勢南島線、県道南勢磯部線および町内の集落を結ぶ町道からなっています。

○一般国道 260 号の町内実延長は 55.7km で、舗装率は 100%ですが、改良率は 82.9%と、まだ未改良箇所が残っており、特に宿田曾から木谷間、道方から東宮間、国直轄の錦峠（棚橋工区）の整備が緊急の課題となっています。

○国道は、東西に長いという特徴を持つ本町にとって、緊急輸送用道路、生活道路および観光道路として重要な役割を果たしていますが、反面、降雨や災害などにより通行不能になった場合や交通渋滞が発生すれば迂回路がなく、線域全体の町民に与える影響は計り知れないものがあります。



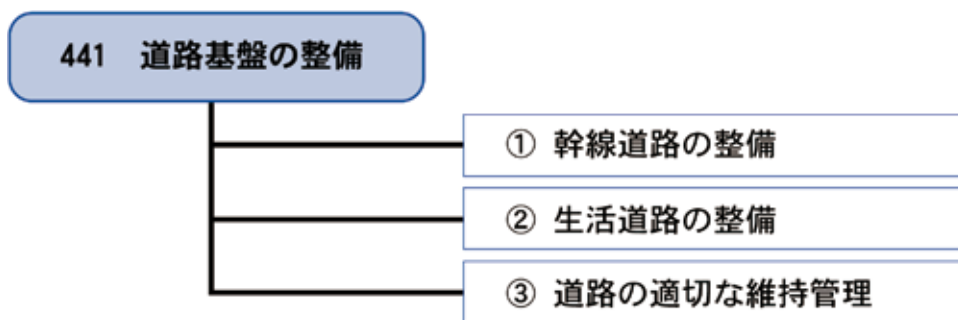
国道 260 号（木谷工区）道路改良工事

- 県道は、主要地方道伊勢南勢線、南島紀勢線など 5 路線や一般県道として南島大宮大台線、伊勢路伊勢線など 8 路線あります。近年、交通量の増大に伴い交通混雑、交通事故が問題化しており、隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の解消が急務となっています。
- 集落と集落を結ぶ町道は 1,240 路線、実延長は 345.1km あり、このうち主要幹線である 1・2 級町道は 80.6km です。道路整備を重点事業として推進してきた本町では、これら 1・2 級町道の改良率は 64.1%、舗装率は 100.0%と良好な数値を示していますが、その他の町道についての改良・舗装状況は、それぞれ 22.1%、69.3%に過ぎず、整備が進捗していないのが現状です。
- 町民生活に直結する重要な役割を担う町道の改良整備は、長期的な展望に立ち進めていく必要があります。
- 東海地震、東南海・南海地震という大規模地震の発生が危惧されるなか、橋梁の耐震化や災害に強い安全、安心な道づくりが求められています。
- 既存の町道についても、老朽化や交通量の増加に伴う拡幅等、効果的・効率的な維持管理が求められています。

### ◇施策の基本方向

- 国道、県道の整備、改良を促進します。
- 広域的なネットワークを高めるため幹線道路の整備を促進します。
- 生活に密着する町道の整備を計画的に推進します。
- 道路のバリアフリー化や歩道の整備、安全施設の設置を推進します。
- 災害に強い道路施設等を整備するとともに、避難道路の安全確保を図ります。
- 道路の計画的で適切な維持管理を行います。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 幹線道路の整備

- 南伊勢町民にとって「命の道、生活の道、産業の道」として重要な役割を果たす国道 260 号の宿田曾から木谷間、道方から東宮間、東宮から河内間（三坂峠）、錦峠（棚橋工区）の改良整備について関係機関へ要望するとともに早期完成を促進します。

○交通混雑や交通事故などが問題化している県道については、隣接市町との連携による有機的な改良整備や各路線の未整備区間の整備を促進します。

## ② 生活道路の整備

○生活道路の安全性を確保するため、道路の危険箇所の整備を行うとともに安全施設等の整備を推進します。

○子どもや障がい者、高齢者など人にやさしいバリアフリー化を図り、安全で快適な生活道路の整備を推進します。

○大規模地震の発生が危惧されるなか、落橋防止対策等を進めるとともに災害時の避難道路の安全確保を行います。

○幹線道路との連携や機能分担、地域間道路の連携強化など、町道整備を計画的、効率的に進め、生活道路の充実を図ります。



町道田曾浦・宿浦線改良工事

## ③ 道路の適切な維持管理

○道路の安全性、快適性を確保するため、事故等の恐れがある危険箇所を整備していくとともに、地域住民と連携しながら道路の適切な維持管理を行います。

## ◇町民との協働

安全で快適な道路環境を保つよう、役場は生活道路などの整備を進めますので、清掃活動など道路の維持管理をともに行い、美しい道のあるまちをともにつくっていきます。

## 政策4 生活基盤の整ったまちづくり

### (2) 公共交通機関の確保

(施策の担当) 住民生活課 生活安全係

#### ◇めざす姿

町民誰もが利用しやすい利便性の高い公共交通機関として、町営バス（自主運行バス・デマンドバス※1）の運行体制を整え、快適で暮らしやすいまちをつくりまします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標   | 現状値      | 目標値      |
|-----------|----------|----------|
|           | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 町営バスの利用者数 | 58,670 人 | 63,300 人 |

(まちづくり指標の説明)

- ・町営バス（自主運行バス・デマンドバス）の利用状況を示す指標
- ・1 年間に町営バスを利用した人の数（役場住民生活課調べ）
- ・平成 22 年度数値は、自主運行バスのみ数値

#### ◇現状と課題

- バス交通は町民の移動手段として、通学、買い物、医療など日常的な交通手段として利用されています。
- 本町には、公共交通機関として自主運行バス、民間事業者の路線バスがありますが、運行時間や運行本数など、利用者にとって利用しやすい環境が整っていないのが現状です。
- 自主運行バスは現在、民間事業者に委託し運行していますが、乗車人員は減少を続け、31 路線の平均乗車密度は平成 20 年度 2.62 人、平成 21 年度 2.42 人、平成 22 年度 1.90 人と採算性は悪化しており、国や県の補助を受けなければ運営できない状況となっています。しかし、町民、特に交通弱者といわれる高齢者、障がいのある方や子どもなどにとって、欠くことのできない最も身近な移動手段となっています。
- これらのことから、公共交通機関のあり方の見直しが必要となっており、平成 22 年度に「自主運行バス利用実態調査」を行い、公共交通体系のあり方や利用ニーズの調査を行いました。また、平成 23 年度には、デマンドバスの実証実験を行うなど新たな公共交通システムの構築に向けた検討を行っています。
- 今後は町民の利用ニーズに沿った公共交通の確保を図るとともに、利用しやすい利便性の高い新たな公共交通体制を整えていく必要があります。



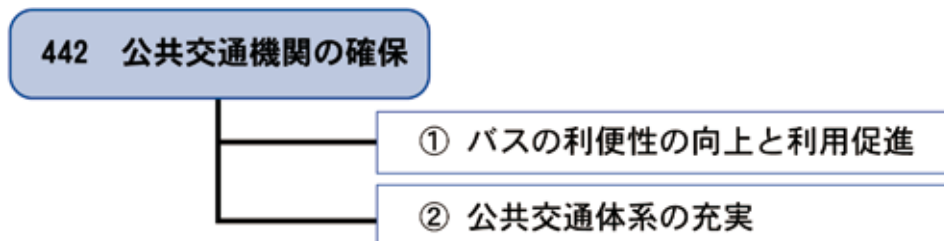
自主運行バス

※1 デマンドバス：予約型運行バス。

## ◇施策の基本方向

- 町営バスのダイヤ改正などを行い、利便性を向上し利用を促進します。
- 公共交通サービスの向上のため、デマンドバスの導入を図るとともに、バス運行体制を総合的に検討し、公共交通体系を充実します。

## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① バスの利便性の向上と利用促進

- 民間事業者が運行する広域幹線バス（市町をまたぐ路線）と自主運行バスの連絡（発着時間の接続）を良くし、誰もが利用しやすいバスの運行を行います。
- 町営バスの車内外のスペースを広報・広告するための広告欄として有効活用を図っていきます。
- 地域公共交通会議やワークショップ、各種アンケートなど町民ニーズに沿ったダイヤ改正や運行ルートの見直し等を行い、利便性を向上しバスの利用を促進します。

### ② 公共交通体系の充実

- 公共交通サービスの向上のため、デマンドバスの導入など、既存の自主運行バス、民間事業者による広域幹線バス等、バス運行体制を総合的に検討します。
- シルバー世代の交通手段や高等学校生徒の通学手段等の確保、運営費用を抑えるための対策、利用者目線での必要なサービスの提供など、将来の公共交通のあり方について検討します。
- 自主運行バスで補うことのできない集落の中心部への運行などを行うため、デマンドバスの本格導入を行い、きめ細かなバス運行サービスを提供します。
- 利用者にとって利便性の高いバス運行を行い、通院、買い物、通学など生活に密着した公共交通体系を充実します。



実証実験中のデマンドバス

## ◇町民との協働

快適で暮らしやすくなるよう、役場は町民参画ワークショップやアンケートなどを通じ、将来の公共交通のあり方について町民の皆さんとともに検討し、利用ニーズに沿った利便性の高いバスの運行体制を整えますので、町民の皆さん一人ひとりが積極的に町営バスを利用することにより、町民にとって大切な公共交通機関を継続的に確保し、便利で住みやすいまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見

町営バスのあり方等



① シルバー世代の交通手段の確保を最重要課題とし検討する。また、高等学校生徒の通学等の手段についても検討する

【課題解決のためにめざす方向】

- ・車両の小型化や低床化を行い高齢者にやさしいきめ細やかなサービスを提供します。高等学校生徒の通学等の手段に関し、既存バスの早朝便の効率化を図ります。

【課題解決のための方法】

- ・民間事業者によるバスの小型化や低床化、高等学校生徒の通学等の状況によるダイヤの見直し等を行いきめ細やかなサービスを行うことが町民の希望する方式だと伝えます。

【取組】

[町民]

- ・各地区老人クラブ等で意見を集約し要望を出して貰うなど利用者意識の高揚を行います。

[役場]

- ・高齢者目線で高齢者の立場に立った交通手段を確立し、高等学校生徒の通学等の実情にあった運行を行います。

[協働]

- ・各地区老人クラブ会員及び代表等と役場が意見交換を行い協議します。南伊勢高等学校と協力し生徒の意見を運行に反映させます。

② 運営費用を抑える為の対策について検討する

【課題解決のためにめざす方向】

- ・利用率から減便も検証するが、代替運行可能なデマンドバス運行について検証します。

【課題解決のための方法】

- ・デマンドバス実証実験を通し問題点課題等を把握します。

【取組】

[町民]

- ・ボランティアサポーター(口コミでの周知やボランティアによるデマンドバス予約カードの作成など)、アンケートの協力などを通じ利用者目線の生の意見を伝えます。

[役場]

- ・デマンドバス実証実験を通し運行形態を見直していきます。

[協働]

- ・各種アンケート、デマンドバス実証実験を基に地域公共交通会議等で経済的なバス運行について検討していきます。

### ③ 利用者目線で必要なサービスについて検討する

#### 【課題解決のためにめざす方向】

- ・バスにまた乗りたくなるような接客サービスや運行形態の地域格差を無くし運行サービスの平等化を図ります。

#### 【課題解決のための方法】

- ・町営バスの接客サービスの向上及び朝・夕の混雑時の運行形態の見直しやデマンドバス(軽自動車等も含む)を利用し車両を小型化することにより運行サービスの地域格差をなくします。

#### 【取組】

##### [町民]

- ・役場に対し直接要望や意見を言います。

##### [役場]

- ・民間事業者に対しサービス向上取組の要請や運行形態の見直しを行います。

##### [協働]

- ・各種アンケート、デマンドバス実証実験を基に地域公共交通会議等で住民目線に立ちサービス向上の為にバス運行について検討していきます。



### ④ 将来の公共交通のあり方について検討する

#### 【課題解決のためにめざす方向】

- ・アンケート結果から少子高齢化による過疎社会に適応した公共交通体系を目指します。

#### 【課題解決のための方法】

- ・デマンドバス運行実証実験、運行事業者への協議等を行い検討していきます。

#### 【取組】

##### [町民]

- ・ワークショップ、地域公共交通会議、アンケートを通じて町民参画します。

##### [役場]

- ・アンケート調査データをまとめ、地域公共交通会議、ワークショップなどの意見を集約し基本方針を決めます。

##### [協働]

- ・ワークショップ、地域公共交通会議等に参画し、協力しながら将来の公共交通のあり方について検討していきます。



## 政策4 生活基盤の整ったまちづくり

### (3) 水資源の確保と水道の安定供給

(施策の担当) 上下水道課 水道係

#### ◇めざす姿

海、山と風がそよぐ豊かな自然のなかで、安全でおいしい南伊勢の水を安定的に供給することにより、町民誰もが安心していきいき暮らせるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標 | 現状値      | 目標値      |
|---------|----------|----------|
|         | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 断水回数    | 11 回     | 5 回      |

(まちづくり指標の説明)

- ・水道施設の管理の状況を示す指標
- ・送水管および配水管の破裂事故による広域断水の回数（役場上下水道課調べ）

#### ◇現状と課題

- 本町の水道は、これまでの水需要に対して水源の確保や施設整備を行い、普及率がほぼ 100%となるなか、町民が快適で衛生的な生活を営むために大切な安全で安定した水の確保を図ってきました。今後も、町民が安心しておいしく飲める水道を利用させていただくため、さらなる水道水質の向上を図る必要があります。
- 整備拡張の時代から施設や管路の更新が必要な維持管理の時代となるなか、この状況を踏まえ、施設構造物の改修については、暮らしの安全、安心を守るため、地震、津波対策や自然災害対策などに重点をおいて計画的に配水管の耐震化、施設等の更新を図っていく必要があります。
- 本町の水道事業の運営は、人口の減少や施設の老朽化による有収率※1の悪化などにより、給水収益が減少する傾向にあって、逼迫した経営状況になりつつあります。
- 本町は自然豊かな地域であり、水道施設の整備にあたっては、自然環境や環境負担の低減を重視していく必要があります。



宿浦配水池

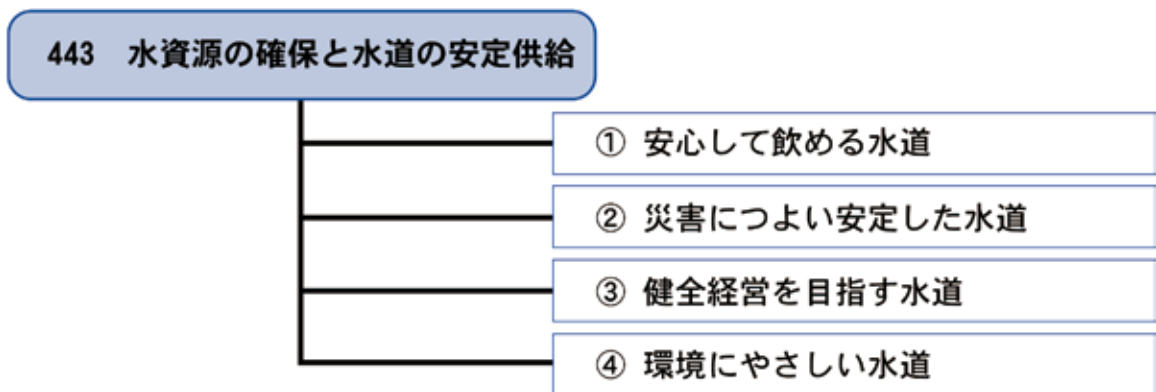
#### ◇施策の基本方向

- 町民の暮らしを支えるうえで必要不可欠な水を、安心しておいしく、安定的に供給していきます。

※1 有収率：給水する水量と料金として収入のあった水量の比率。

- 地域水道ビジョンを踏まえ、水道施設の計画的な更新を図るとともに、今後予測される震災等の大規模災害に備え、耐震化等の機能強化や効果的な修繕、更新を図りライフラインの確保を図ります。
- 水道料金の見直しや有収率の向上により水道事業の経営基盤の安定を図ります。
- 水道施設の整備においては、自然環境を重視した施設の整備を目指します。
- 機器の更新や浄水処理方式の決定等においては、省エネルギー機器などの積極的利用などを検討し環境負担の低減を図ります。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 安心して飲める水道

- 町民に安心しておいしく飲める水道を利用させていただくために、水道の運営基盤を強化するため、各簡易水道事業を「南伊勢町上水道事業」に経営および施設を統合します。
- 今後さらなる水道水質の向上を図るため浄水設備の更新、整備を図り、施設の管理、運営を充実します。



大江・道行簡易水道水源地

#### ② 災害につよい安定した水道

- 災害につよい水道施設の整備を図るために、老朽化施設の更新、再構築を図るとともに、各簡易水道施設間を効果的に連絡管により接続し安定供給を図ります。
- 本町の地域防災計画に基づき、「緊急時における供給体制の確保」の施策において、地震、渇水対策を重点施策として、浄水場、配水池等の基幹施設の更新、耐震化補強事業、基幹管路および配水支管の経年管更新を図るとともに、災害時給水拠点对策として緊急遮断弁の設置を行います。

### ③ 健全経営を目指す水道

- 水道事業の安定的、効率的な運営を実現するためには、安定した事業経営の持続が不可欠であり、そのため水道料金の見直しなど水道事業経営の健全化を図ります。
- 水道水の地下漏水の防止を図り、有収率の向上を行い、経営基盤の安定を図ります。
- 水道の利用拡大に向けパンフレットの作成、ホームページ、広報紙等を積極的に活用したPRを行います。

### ④ 環境にやさしい水道

- 本町は自然豊かな地域であり、水道施設の整備にあたっては、自然環境を重視し、周辺環境にマッチした施設の整備を行います。
- 水道機器の更新、浄水処理方式の決定等にあたり、省エネルギー機器、システムの積極的利用や太陽光発電等新エネルギーの利用の検討を行い、環境負担の低減を図ります。



穂原浄水場 計装盤

### ◇町民との協働

安心でいきいき暮らせるよう、役場は、町民生活にとってかけがえのない水資源の保全を図りますので、町民の皆さんは、自然環境を守り、限り有る水の節水に心がけ、蛇口水質モニタリングに協力するなど、安全でおいしい水が安定的に確保できるまちをともにつくります。

## 政策4 生活基盤の整ったまちづくり

### (4) 町営住宅環境の整備

(施策の担当) 建設課 建築係

#### ◇めざす姿

若者をはじめ誰もが、元気でいきいき住み続けることのできる快適で魅力的な町営住宅が整備されたまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標    | 現状値      | 目標値      |
|------------|----------|----------|
|            | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 地域住宅計画の達成率 | 17.6%    | 100.0%   |

(まちづくり指標の説明)

- ・町営住宅の改善事業の状況を示す指標
- ・町営住宅の新築・改善を行う地域住宅計画（5 箇年計画）の事業達成の割合（役場建設課調べ）

#### ◇現状と課題

- 本町は、高齢化率が 40%を超える少子高齢化の町であります。特に若者層の町外への流出が高齢化率を引き上げる大きな要因となっています。
- 最近、交通アクセスが整備され通勤圏が拡大されてきましたが、若者のニーズにあった居住環境、町営住宅をはじめ民間の賃貸住宅等が不足していることなどから、まだまだ定住が進んでいないのが現状です。
- 本町は、この人口減少に歯止めをかけるためにも、雇用の場の創出をはじめ居住環境の整備、住宅供給などを促進していく必要があります。
- 現在、23 団地 153 戸の町営住宅を管理していますが、これらの町営住宅ストック※1 のなかには耐用年数を経過している住宅もみられますので、改善等の整備が必要となっています。
- 今後は、将来的な需要を検討しながら、若者にとって魅力ある居住の確保、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化などの改修を進めるなど、快適で暮らしやすい町営住宅の整備や維持管理を計画的に進める必要があります。



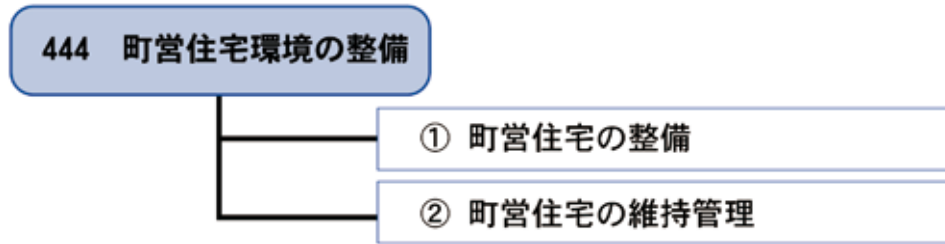
町営住宅 野添団地

※1 町営住宅ストック：ある時点において現存する町営住宅の数。

### ◇施策の基本方向

- 町営住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、耐久性に優れ、適正な維持管理がしやすい町営住宅の整備を図ります。
- 多様なニーズに対応した住環境を形成し、高齢者や障がい者への配慮、若者の定住促進、総合的な居住水準の向上といった視点に立ち、町営住宅の計画的な修繕、改善等を推進します。

### ◇施策の体系



### ◇施策の内容

#### ① 町営住宅の整備

- 地域住宅計画に基づいて公営住宅等長寿命化計画を策定し、整備を行います。
- 若者の定住や人口の増加を促進するため、町有地の有効利用を含め、良質で家賃の安い町営住宅等の建設を行い、入居者が快適で暮らしやすいと感じ取れる住環境を実現します。
- 既設の町営住宅については、需要バランスを踏まえながらストック総合改善事業を計画的に実施し町民の生活実態に適合した整備を進めます。
- 自然との調和と少子高齢社会に対応した住まいづくりを推進することにより、だれもが安全に安心して暮らせる居住環境の確保を図ります。



町営住宅 黒潮団地

#### ② 町営住宅の維持管理

- 老朽化した町営住宅ストックなどの効率的かつ円滑な更新を実現するため、住宅の予防保全的な維持管理により長寿命化とライフサイクルコスト※1の縮減を図ります。

### ◇町民との協働

元気でいきいき住み続けられるよう、役場は快適で魅力的な町営住宅を整備、管理してまいりますので、住みたくくなるような町営住宅環境をともに考え、笑顔で暮らせるまちをともにつくってまいります。

※1 ライフサイクルコスト：建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコスト。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見



若者定住対策

① 住める・住みたくくなるような住宅がすくない

【課題解決のためにめざす方向】

- ・住みたくくなるような住宅を増やしていきます。

【課題解決のための方法】

- ・町営住宅の制度（所得制限や、独身者の入居条件など）を見直します。
- ・町営住宅等の住宅の絶対数を増やします。
- ・若者が住宅を建てやすい（税等の優遇措置制度の設置）環境をつります。

【取組】

[町民]

- ・住宅用地を求めやすくします。

[役場]

- ・町営住宅入居条件の見直しをします。
- ・新築等に対する優遇制度を作ります。
- ・町営住宅を新たに建築します。

[協働]

- ・住める・住みたくくなるような住居を整備する環境について考えるときに役場だけではなく町民も一緒になり協働で検討します。



## 政策4 生活基盤の整ったまちづくり

### (5) 公園の充実

(施策の担当) 【主】建設課 建築係  
【事】観光商工課 観光交流係

#### ◇めざす姿

笑顔でいきいきと快適に利用できる公園を整備することで、子どもたちが遊びのなかですくすく育つことのできるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標    | 現状値    | 目標値    |
|------------|--------|--------|
|            | 平成22年度 | 平成26年度 |
| 町が管理する公園の数 | 9か所    | 9か所    |

(まちづくり指標の説明)

- ・公園の管理の状況を示す指標
- ・町が管理する公園の数(役場建設課・観光商工課調べ)

#### ◇現状と課題

○町には、五ヶ所児童公園やふるさと公園など、おもに子どもたちが利用できる公園が複数ありますが、まだまだ、集落内での公園が不足している現状にあります。

○公園は生活に潤いを与える空間としてだけでなく、地域の人々のふれあいの場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。

○また、その快適な環境を形成するため、樹木の剪定、害虫防除、遊具の点検等維持管理を行ってきました。今後も誰もが安心して利用できる遊具等の安全確認を定期的に行うとともに、公園施設についても計画的な整備が必要となっています。



五ヶ所児童公園

#### ◇施策の基本方向

○憩いや遊びの場としていつでも気軽に利用できる公園として、景観植栽等の維持管理および遊具の安全管理等公園の充実を図ります。

#### ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 公園の管理と整備

- 子どもをはじめ誰もが、安全に安心して快適に公園を利用できるよう、公園の樹木の剪定、害虫防除や遊具の点検等の維持管理を行います。
- 公園の機能を充実するため、遊具の取替え等を支援します。
- 町民との協働による清掃、維持管理活動を充実します。
- 集落内の公園整備について地域とともに検討していきます。



奈屋浦公園

## ◇町民との協働

子どもたちが遊びのなかですくすく育つよう、役場は快適に利用できる公園を整備しますので、ともに清掃、維持管理活動を行い、笑顔でいきいき暮らせるまちをともにつくっていきます。



(まちづくりの目標5)

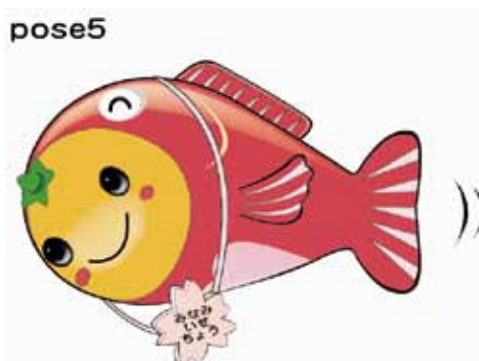
## みんなでまちづくりを実現するまち

### 政策1 みんなで創るまちづくり

- (1) 情報の発信・共有
- (2) 協働によるまちづくり

### 政策2 信頼される行政経営

- (1) 総合計画を実現するための行政経営
- (2) 行政経営改革の推進
- (3) 健全な財政運営



## 政策1 みんなで創るまちづくり

### (1) 情報の発信・共有

(施策の担当) 【主】行政経営課 広報情報係  
【事】議会事務局 庶務係

#### ◇めざす姿

まちづくりの情報を積極的に発信、公開するとともに、広聴活動を充実させることにより、町民と役場が情報共有を行い、協働のまちづくりができるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標                   | 現状値      | 目標値      |
|---------------------------|----------|----------|
|                           | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 役場と情報の共有がされていると感じている町民の割合 | —        | 50%      |

(まちづくり指標の説明)

- ・町民が役場と情報の共有がされていると感じている状況を示す指標
- ・町民意識アンケートにおいて「まちづくりの情報について、分かりやすく、届きやすい情報となっているかなど、情報が役場と共有できている」と感じていると答えた町民の割合（役場行政経営課調べ）
- ・まちづくり指標を測るためのアンケート調査の項目は社会背景や町民ニーズ等により設定します。

#### ◇現状と課題

- 町政刷新委員会から「町民と役場は、必要な情報を共有しなければならない。役場はもっと積極的に情報を提供するとともに、町民からも情報を集めて、町の実態やニーズを把握し、それをふたたび町民に伝えるといった努力が必要である。また、情報を出すだけでなく、町民の側に立って分かりやすく、届きやすいように工夫をしなければならない。」との提言がありました。
- まちづくりを協働で行っていくために、町民と役場は必要な情報を共有しなければなりません。そのためには、今後より一層、積極的な情報の提供が必要となります。
- 地域や行政の情報などについては、迅速で的確に情報を発信する必要があり、町民の生活や行動などに配慮して情報発信のあり方を考えていく必要があります。
- 町民と役場のコミュニケーションを向上させるために、町民サイドに立って、より分かりやすく、届きやすいよう工夫して、まちづくりの情報を発信・共有する必要があります。
- 町政に関する情報は、毎月1回発行している「広報みなみいせ」をはじめ、ホームページやケーブルテレビの行政チャンネルなど、様々なメディアを活用し町民に提供しています。
- 行政チャンネルに南伊勢高校の生徒にナレーターをお願いするなど、町民に親しみやすい番組づくりを行っています。



広報みなみいせ

- 広報紙は全世帯に配布していますが、高齢化が進むなか、より分かりやすく見やすい紙面づくりが課題となっています。
- 町民や各団体などとの対話を通じて、町民意識の把握を積極的に行い、より一層町政に反映されるよう、広聴の機会を充実し、広聴の方法、あり方を考えていく必要があります。
- 平成 23 年度に町の情報公開条例における対象公文書の範囲を拡大する見直しを行いました。
- 町民のまちづくりへの参加を促進するため、正確で分かりやすい情報の公開を行う必要があります。
- 町議会においては、「議会だより」を発行して議会での審議の内容などを町民に公開するとともに、行政チャンネルで、本会議の録画放送を行っています。

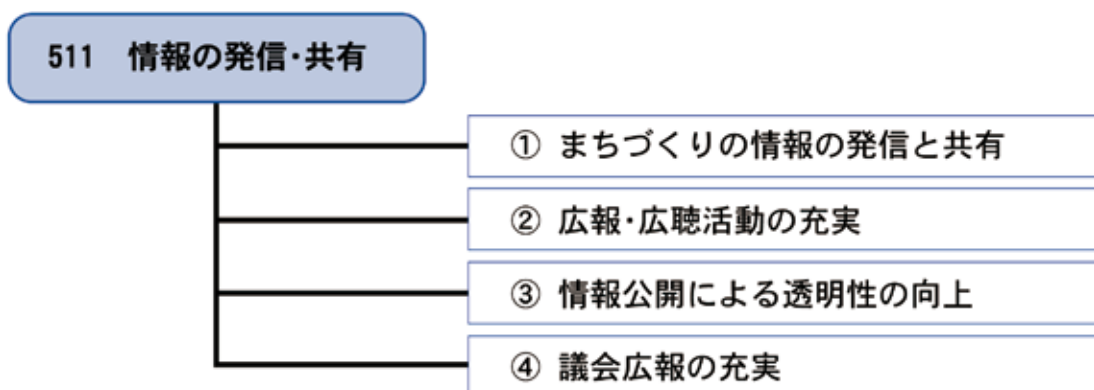
### ◇施策の基本方向

- 町民がまちづくりへ関わっているということが目に見える形になるように、まちづくりの情報や状況を積極的に発信・共有します。
- まちづくりに関する情報を町民と共有できる仕組みをつくりまします。
- 広報紙や行政チャンネル、ホームページなど様々な手段を活用して、情報提供サービスの充実を図るとともに、積極的に町民が必要とする情報や分かりやすい情報の提供を行い、町民誰もがまちづくりに参加しやすい環境の整備を図ります。
- 町が行う事業などに関心をもってもらえるような広報、広聴活動を行います。
- きめ細かな広聴活動を行い、町民の意識や動向を的確に把握し、まちづくりに反映していきます。
- 行政文書の管理、保存、保管の効率化をより一層進めることにより、多様な行政情報の請求に適切かつ迅速に対応できるようにします。
- 開かれた町議会を目指し、行政チャンネルでの放送や「議会だより」の発行の充実を図り、議会情報を発信します。



行政チャンネル  
「南伊勢町トピックス」のひとコマ

### ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① まちづくりの情報の発信と共有

- 多くの町民がまちづくりへ関わっているということが実感できるよう、まちづくりの情報などをケーブルテレビの行政チャンネルや各種マスメディアなどを活用して、町内外に積極的な発信をするとともに、情報を共有します。
- 町民から出された意見などがどのようにまちづくりに反映されたのかを周知できる仕組みづくりを行います。
- 施策評価、事務事業評価の結果等の進捗に関する情報などを町民に積極的に公開し、情報の共有を行います。【総合計画を実現するための行政経営（再掲）】

### ② 広報・広聴活動の充実

- まちづくりに対する町民の関心を引き起こすことを心がけ、生活に密着した情報の提供や、「分かりやすい」「見やすい」「簡潔に」を目標とした紙面づくりで、町民参加につながる広報紙づくりを行います。
- 新たなメディアの発達や普及動向を考慮しながら、ホームページ、行政チャンネルなどの情報媒体を使って、それぞれの特徴を生かした積極的な広報活動を行います。
- 町長が各地区に出向いての町政説明会を定期的を開催し、町民の声を聞かせていただく場をつくります。
- 各種計画などの策定におけるパブリックコメントの募集を実施するなど、町民の声を広く集める体制づくりを行います。

### ③ 情報公開による透明性の向上

- 個人情報など行政情報に関する文書の適正な管理、運用を行います。
- 個人情報保護に留意しながら、行政情報は原則公開することを基本とし、町民の知る権利を保障するとともに、町政の透明性を向上します。
- 職員研修などを実施し、職員の情報公開や個人情報保護についての意識を高めます。

### ④ 議会広報の充実

- 町民と議会の情報の共有を図り、町民が親しみを持てるよう、より開かれた分かりやすい町議会を目指し、議会での審議内容を掲載した「議会だより」の発行や、行政チャンネルでの放送を充実するとともに、ホームページなどでの情報発信を行います。

## ◇町民との協働

まちづくりを町民と役場が協働で行えるよう、役場はまちづくりに必要な情報を積極的に提供するとともに、分かりやすく、届きやすいように工夫を行いますので、町民の皆さんは発信された情報等を収集し、まちづくりへの関心を持ち、積極的に活用していただくことにより、情報が共有されるまちをともにつくっていきます。

# 政策1 みんなで創るまちづくり

## (2) 協働によるまちづくり

(施策の担当) 【主】行政経営課 政策係  
【事】全課

### ◇めざす姿

まちづくり（町政）を町民と役場がともに考え、ともに取り組むことによって、町民誰もが自らの手でまちづくりをしていると実感できるまちにします。

### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標                  | 現状値      | 目標値      |
|--------------------------|----------|----------|
|                          | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 「まちづくり」を行っていると感じている町民の割合 | —        | 50%      |

(まちづくり指標の説明)

- ・町民が「まちづくり」を行っていると感じている状況を示す指標
- ・町民意識アンケートにおいて「まちづくりを自分からしている実感・まちづくりをともに担っている実感・まちづくりに貢献している実感」と感じていると答えた町民の割合（役場行政経営課調べ）
- ・まちづくり指標を測るためのアンケート調査の項目は社会背景や町民ニーズ等により設定します。

### ◇現状と課題

- 本町では、自主的、主体的に地域において、地域貢献など様々な活動を行っている団体が多くあります。また、地方分権の進展に伴い、住みよい地域づくりや地域の活性化など、自主的な活動を行う町民や団体が増えてきています。
- 町民の観点から、町政のあり方を刷新するとともに、役場および各種団体、町民の役割のあり方を検討するため、平成 22 年 2 月に南伊勢町町政刷新委員会が設置されました。
- 町政刷新委員会から「町の将来にとって重要な案件については、町民と役場がともに検討する「場」を設けること。現在の「町政参画」は、役場によって検討され出来上がったものについて意見を言うものであるが、もっと早い段階から、町民と役場がともに知恵をさげる必要があると考える。また、ともに検討した結果については、役場任せにするのではなく、町民自らも取り組み、役場と町民が協力し合って進めるようにしなければならない。」との提言がありました。
- これからのまちづくりは、役場だけでまちづくりの進め方を決めるのではなく、町民と役場がともに考え、検討する場を充実する必要があります。そのためにも、参加しやすい環境や新たな仕組みをつくっていくことが求められています。



ボランティアによる桜手入れ作業

- 町民がやったほうがよいこと、役場がやったほうがよいことを役割分担しながら、町民と役場が連携、協力し、それぞれの特性を発揮し、ともにまちづくりに取り組むことが必要となっています。
- 地域の自主的、主体的な活動を支援するため、支援制度の新たな仕組みづくりを進めていくとともに、集落の活動拠点となっている集会施設の老朽化および集落のなかには未整備な集落もあり、これらの施設の計画的な整備充実が求められています。

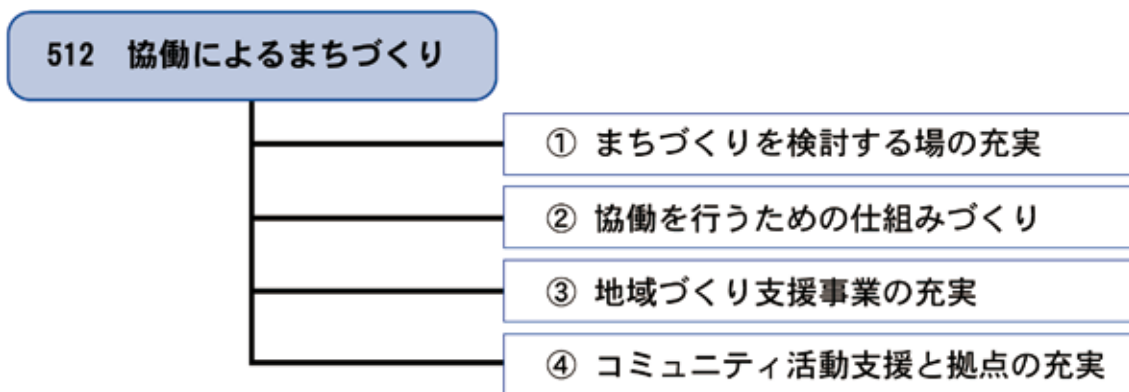
### ◇施策の基本方向

- 町民と役場がまちづくりについて検討する場の充実を行います。
- 町民のまちづくりへの参加意識を高めるとともに、町民がまちづくりへ参加しやすい環境づくりを行います。
- 町民と役場が相互に相手の特性を理解、尊重し、住みよいまちをつくるという共通の目的に向かい、役割分担を明確にし、まちづくりに取り組みます。
- 町民と役場が一緒になって地域のことを考える場づくりと、まちづくりが行えるよう、地域づくり支援事業を充実します。
- 多様なイベントや奉仕活動など、町民の自主的、主体的な活動に対する支援を行います。
- 地域の自主的な活動の場として地域コミュニティ活動拠点の整備充実を行います。



協働によるまちづくりワークショップ

### ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① まちづくりを検討する場の充実

○まちづくりに係る各種計画の策定など、まちの将来にとって重要な案件を検討するときには、町民参画によるワークショップの実施やパブリックコメントの導入など、町民がさまざまな視点からまちづくりなどに対して率直な意見や考えを発言しやすい検討する場や機会をつくります。

### ② 協働を行うための仕組みづくり

○協働によるまちづくりを進めるため、町民と役場がともにまちづくりに取り組むことができる新たな仕組みをつくります。  
○地区からの要望が出たときに、組織的にそれを整理し対応をする仕組みをつくっていきます。

### ③ 地域づくり支援事業の充実

○各地区の町民と地区担当の役場職員が協働し、暮らしやすい地域づくりや地域の課題に取り組むなどの地域づくり支援事業を充実します。



地域づくり支援事業（話し合いの場）

### ④ コミュニティ活動支援と拠点の充実

○各地区において充実したコミュニティ活動が行えるよう、各区組織への運営支援や情報提供を行うとともに、掲示板設置補助などの支援を行います。

○町民が自主的に行うコミュニティ活動の促進や地域の連帯感に基づく自治意識の向上を目指すため必要となる施設や設備に係る財源を確保することを目的として財団法人自治総合センターが行う一般コミュニティ活動助成事業（宝くじ普及広報事業）に対する各地区の事業要望を支援します。

○地域コミュニティ活動の自主的な活動拠点となる集会施設の整備充実を行います。

## ◇町民との協働

自らの手でまちづくりをしていると実感できるように、役場は協働でまちづくりに取り組むための場や仕組みをつくりますので、町民の皆さんは場に積極的に参加していただき、ともに考え、ともに取り組む協働のまちをともにつくっていきます。

総合計画策定時の「協働によるまちづくりワークショップ」からの意見



若者定住対策

① 地域社会での若者が活躍する機会が少ない

【課題解決のためにめざす方向】

- ・若者が地域に参加できる環境づくりをすすめます。

【課題解決のための方法】

- ・若者の活動を活発にしていきます。(イベント、活性化グループ、スポーツ、地域行事)
- ・地域での世代交代をしていきます。

【取組】

[町民]

- ・地区行事での企画・実行などの役割を若者にまかせていきます。
- ・新しいグループを立ち上げる際地域で支援していきます。
- ・活性化グループ継続の為、世代交代をしていきます。
- ・若者同士の交流を図っていきます。

[役場]

- ・若者同士の意見交換・交流ができる機会を作ります。

[協働]

- ・町のイベント(町体など)と一緒に取り組んでいきます。(企画・運営)
- ・住民、役場職員ともに地域住民として一丸となって地域づくりを行っていきます。(役場職員も、地域の一個人・若者として地区のなかに入って、共に地域づくりに取り組んでいきます。)





## 政策2 信頼される行政経営

### (1) 総合計画を実現するための行政経営

(施策の担当) 【主】行政経営課 政策係  
【事】総務課 行政係

#### ◇めざす姿

「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」を目指し、行政組織経営を職員一人ひとりが認識、理解し、町民との協働により総合計画を実現できるまちにします。

#### ◇まちづくり指標の達成状況

○総合計画の施策については、毎年度、まちづくり指標の進捗状況を公表します。また、最終年度(平成26年度)には、達成状況を公表するとともに、次期基本計画に反映します。

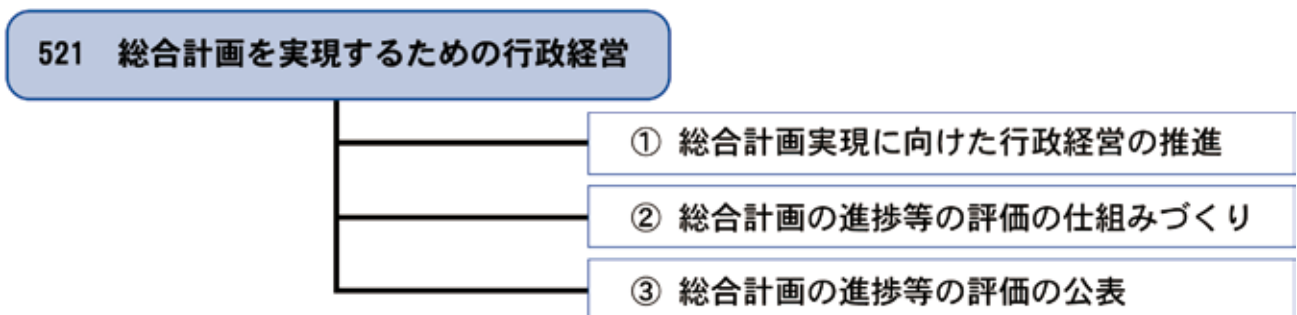
#### ◇現状と課題

- まちづくりを町民と役場が協働で行うことができるよう、まず役場が行政運営の仕方を根本から変える必要があります。
- 新しい行政組織を運営していくため、総合計画がどのように進んでいるのかを評価する仕組みを構築する必要があります。
- また、総合計画と政策提言(マニフェスト)、マネジメント方針、目標管理、行政評価、財政運営などが連動し、日常の業務遂行のなかで一体的に機能した仕組みを構築することも必要となっています。
- 総合計画を進めるなかで、達成できなかった事業は、達成できなかった理由や状況などを町民に説明する必要があります。

#### ◇施策の基本方向

- 役場組織のなかにおいて、経営方針を定めて施策、事業を進めます。
- 総合計画を推進するため、PDS マネジメントサイクルにおいて、事務事業評価の仕組みの確立を行います。
- 施策評価、事務事業評価の結果などを公表し、町民と情報の共有を図ります。

#### ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 総合計画実現に向けた行政経営の推進

- 施策、事業の目標、成果や費用対効果などを常に意識した行政経営を実施するために、総合計画と事務事業評価、財政計画などそれぞれが連動し、一体的となる仕組みをつくり、総合計画を着実に進めることのできる行政経営を目指します。
- 役場組織のなかにおいて、町長経営方針を定め、単年度ごとの施策、事業を進める体制づくりを行います。

### ② 総合計画の進捗等の評価の仕組みづくり

- OPDS マネジメントサイクルに基づく事務事業評価システムの確立を図ります。
- 総合計画の進行と段階的に事務事業評価などとの連動を図り、既存の事務事業を、必要性、妥当性、効果などの観点から総合的に検討し、継続や廃止などの必要な見直しを行います。

### ③ 総合計画の進捗等の評価の公表

- 施策評価、事務事業評価の結果等の進捗に関する情報などを町民に積極的に公開し、情報の共有を行います。

## ◇町民との協働

めざす南伊勢町のすがたが実現できるよう、役場は着実に総合計画を進めますので、町民の皆さんは公表された事業評価の結果などを積極的に収集し、まちづくりへの関心を持っていただき、まちづくりについての意見や提案などをしていただくことにより、総合計画が実現できるまちをともにつくっていきます。

## 政策2 信頼される行政経営

### (2) 行政経営改革の推進

(施策の担当) 【主】総務課 行政係  
【事】住民生活課 戸籍年金係、行政経営課 広報情報係

#### ◇めざす姿

これまでの行政主導、行政依存のまちづくりから、町民参画、町民と役場の協働、役割分担のまちづくりへと変わるとともに、町民目線、町民の立場に立った役場に変えていくことで、町民一人ひとりが主役となるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標名       | 現状値      | 目標値      |
|----------------|----------|----------|
|                | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 役場を信頼している町民の割合 | —        | 50%      |

(まちづくり指標の説明)

- ・町民が役場を信頼していると感じている状況を示す指標
- ・町民意識アンケートにおいて「役場が町民にとって信頼できる」と感じていると答えた町民の割合（役場行政経営課調べ）
- ・まちづくり指標を測るためのアンケート調査の項目は社会背景や町民ニーズ等により設定します。

#### ◇現状と課題

- 常に町民の立場に立った町民サービスを提供するための取組を行っています。
- 地方分権が進むなか、職員一人ひとりが常に目的意識と高い意欲をもって能力の一層の向上を図り、職務に生かしていくことが必要となっているため、人材を育成する仕組みをつくることが求められています。
- 地方分権のなかで、行政組織の経営は限られた経営資源を生かし、町民サービスの向上を図ることが重要です。そのため、行政の効率的、効果的な運営を実行するための組織、機構の再編成や経営の仕組みを構築し、まちづくりを推進する必要があります。
- 現行の事業等のリスクや新規の事業で予想されるリスクの把握が必要となっています。
- 自然災害や武力攻撃事態等の有事など以外にも、新型インフルエンザなどの感染症をはじめとした危機事象が多様化しており、危機管理体制の見直しが必要となっています。
- 戸籍システムなどの電算システムの業務継続の対策を事前に検討しておく必要があります。



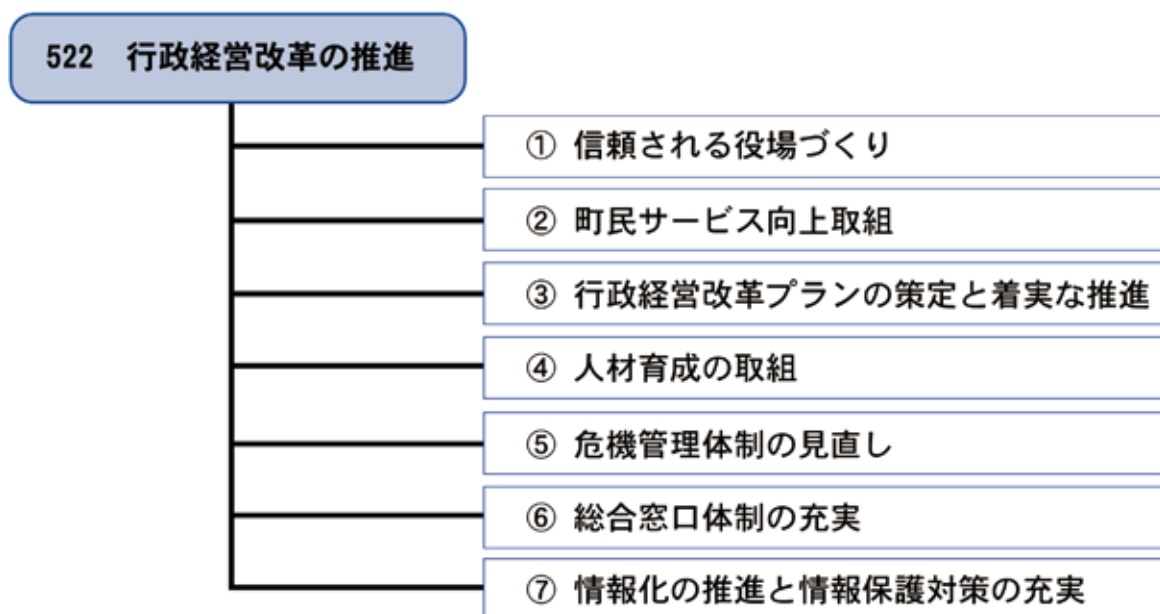
役場窓口

- 出生や死亡、転出入、子育て支援、介護支援、上下水道、医療など町民のライフイベントに伴う様々な行政サービスが整理されていないため、南勢庁舎、南島庁舎総合窓口、各出張所など各窓口によって処理の経過や窓口における待ち時間にばらつきがあります。
- 本町の電算システムは、住民情報系システム（住民記録、税務、国保、福祉、選挙など）、内部情報系システム（財務会計、人事給与、文書管理など）を導入していますが、機器や OS 等のパソコンを動かすために必要な基本的なソフトの周期的な更新の必要があります。システム更新の際には、町民の利便性の向上や全てのシステムにおける最適化を図る必要があります。
- 情報の取り扱いについては南伊勢町情報セキュリティポリシーに則って行っています。

### ◇施策の基本方向

- 町民の信頼が得られるよう、法令を遵守し、公平・公正・透明な職務を遂行します。
- 常に町民の立場に立ち、町民にとって、必要な行政サービスを必要な時に必要な形で提供することができるようにします。
- 着実に行政経営改革を進めるために、行政経営改革プランを策定します。
- 役場の組織、機構の見直しと、定員適正化計画を策定します。
- 人材育成計画を策定し、意欲と能力の高い職員の育成を図ります。
- 感染症、食品・医薬品などによる健康被害や情報漏えいなどの危機管理体制の見直しを行います。
- 電算システムの業務継続対策の計画を作成します。
- 電算システムの安定稼働により、町民サービスの充実、業務の効率化を図るとともに、情報保護の対策を充実します。

### ◇施策の体系



## ◇施策の内容

### ① 信頼される役場づくり

○町民の信頼が得られるよう、職員一人ひとりが法令を遵守し、公平・公正・透明な職務を遂行するとともに、役場組織としても、行政使命を果たすために、組織規律の保持を徹底していきます。



役場職員研修

### ② 町民サービス向上取組

○町民サービス基本方針に基づいて、職場ぐるみで町民サービスを向上し続ける仕組みの確立を行い、常に町民の立場に立った町民サービスを提供できるように職場風土を改善する取組を行います。

### ③ 行政経営改革プランの策定と着実な推進

- 総合計画を実現するため、新たに行政経営改革プランを策定し、着実に進めます。
- 質、量ともに増大する行政需要に対応するために効率的な行政運営を基本に、計画的な定員管理を行うため定員適正化計画を策定します。
- 各課の事務事業の分担や所掌事務についての見直しを検討するとともに、効率的で質の高い行政サービスができる組織機構にします。
- 出張所や出先機関についても、事業内容や業務量を把握し、必要な事業を効率的に行う柔軟な組織にします。

### ④ 人材育成の取組

○総合計画の実現に向けて、人材育成のための計画・方針を策定し、常に町民の立場に立って、目的意識と高い意欲を持って、業務に取り組む職員を育成します。

### ⑤ 危機管理体制の見直し

- 現在行っている事業や制度等のリスクと新しく取り組む事業で予想されるリスクの把握を行い、危機が発生した時やその恐れがある場合に関係機関等と連携して円滑、適切な対応ができるよう、危機管理の指針や初動対策マニュアル、業務継続計画などを策定します。
- 医薬品や食中毒、感染症などによる健康被害、学校・保育所など町管理施設や町で開催されるイベントでの事件や事故、町管理の情報システムのダウンなどによる影響、情報の漏えいなど、予測できない多様な危機が発生する可能性があるため、あらゆる危機に対して組織的かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の見直しを行います。

○戸籍システムなどの電算システムのデータが損失した場合などを想定して、電算システムにおける業務の継続が可能となるように、戸籍原簿の保管方法の検討およびバックアップしたデータやシステムを遠隔地へ保管するなどの検討を行い、業務を継続するための対策計画を作成します。

## ⑥ 総合窓口体制の充実

○さまざまな住民のライフイベントに伴う行政サービスを、迅速かつ的確な対応を求められているものと相談やさまざまな対応を必要とするものに大別し、対応する窓口を分けることにより、個々の住民が必要とするサービスを必要な時に必要な形で提供するという南伊勢町（の町民）の需要に合ったスタイルの総合窓口体制を構築します。

## ⑦ 情報化の推進と情報保護対策の充実

○町民サービスの充実や業務の効率化を図るために、戸籍システムなどの電算システムの定期的な更新や更改などを計画するとともに、システム全体の最適化を行い、それに伴う事務事業の見直しを行います。

○情報保護対策については、南伊勢町情報セキュリティポリシーを基本に進めていますが、情報漏えい事故の防止を図るため、電算システムのセキュリティ対策の強化に取り組みます。



役場OA室

## ◇町民との協働

町民目線、町民の立場に立った役場に変えていくよう、役場は職場ぐるみで町民サービス向上への取組などによる行政経営改革に取り組みますので、町民のみなさんは公表された行政経営改革プランの進捗状況などをチェックし、意見や提案などをしていただくことにより、信頼される役場をともにつくっていきます。

## 政策2 信頼される行政経営

### (3) 健全な財政運営

(施策の担当) 【主】行政経営課 財政係  
 【事】税務課 課税係・徴収対策係、行政経営課 政策係  
 総務課 管財係、会計課 会計係

#### ◇めざす姿

町税など様々な財源を確保するとともに、町民と役場の役割分担を明確にするなかで、新たな行政需要に対応しつつ、限られた財源を効率的、効果的に活用し、健全な財政運営を行うことにより、持続可能な財政基盤が確保できるまちにします。

#### ◇まちづくり指標

| まちづくり指標    | 現状値      | 目標値      |
|------------|----------|----------|
|            | 平成 22 年度 | 平成 26 年度 |
| 町税収納率（現年分） | 97.2%    | 97.4%    |

(まちづくり指標の説明)

- ・自主財源の収納の状況を示す指標
- ・町民税、固定資産税などの町税の収納の割合（役場税務課調べ）

#### ◇現状と課題

- 南伊勢町の財政状況は、「継続的な健康管理が必要な状態」といえます。財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、財政の自由度のバロメータである経常収支比率が平成 22 年度で 87.3%と高いことから自由に使えるお金が少なく、健全性を脅かす要素があります。
- 少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、人口減少、景気低迷の影響による町税等の減少など、町の財政を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想されます。
- 町債残高が年々増加していることから、将来の財政運営への影響を考慮する必要があります。
- 平成 33 年度にはすべての合併支援措置がなくなり、特に普通交付税の合併算定替による財政支援措置の廃止により、現在の普通交付税より大幅に減少することが見込まれるため、これまで以上に財政のスリム化を図る必要があります。
- 予算編成は各課が主体性を持って予算編成ができるよう、各課に一定の予算枠を配分する枠配分方式により行っています。
- 今後は公共事業の適正な実施と重点化を図るためにも政策と事務事業評価を連動させた予算編成の仕組みをつくっていくことが重要となります。
- 平成 22 年度からは町の財政の状況や政策、施策の推進の内容を町民にお知らせする情報提供の一つとして、町の予算をわかりやすく解説した「南伊勢町予算説明書-もっと知りたいみんなの予算-」を作成し全戸に配布しています。また、町政説明会の機会を通じ町の予算や財政の状況をお知らせするとともに、広報紙、ホームページでも町の予算、決算、財政状況等の情報提供を行っています。

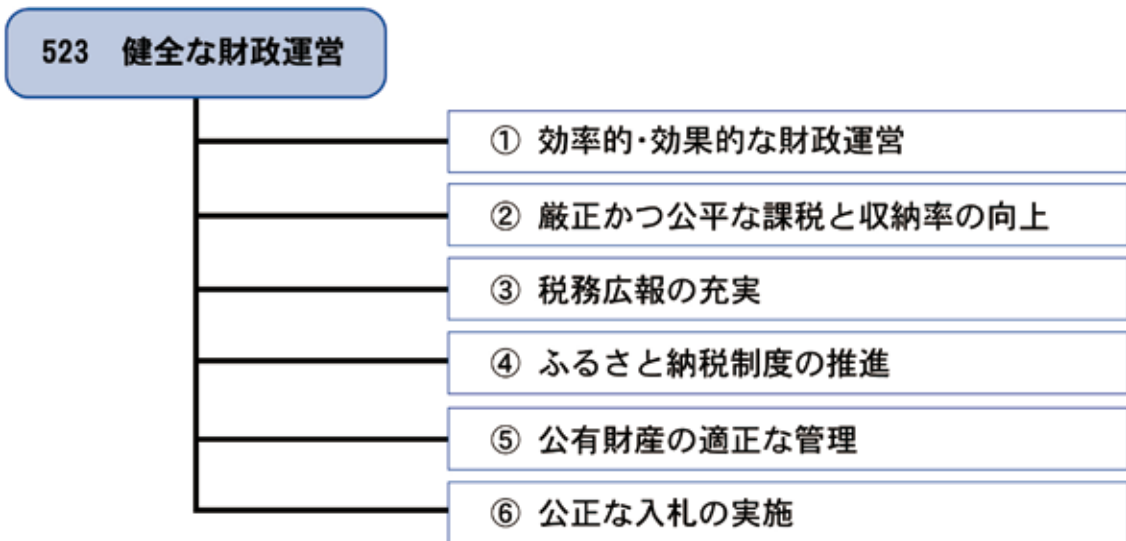
- 公正、透明で適正な公金の管理、運用が求められており、また、公金の安全な管理のためペイオフ対策が必要となっています。
- 町税については、長期的な景気低迷と納税義務者等の減少により、増収が見込めない状況が予想されるなか、収税の確保が課題となっていることから、今後ますます、税の厳正かつ公平な課税と納税意識の高揚を図り、収納率の向上並びに滞納の未然防止に努め、滞納額の圧縮を行う必要があります。
- 多様化している納税者の生活形態に十分対応した、納付環境の整備が求められています。
- 本町でのふるさと納税制度の申し込みなどの手続きについては、申込書や納付書の郵送など手続きが面倒、利用しにくいものとなっています。
- 公有財産の適正な管理運用体制を確立し、公共施設の計画的な運用と未利用地や低利用地の有効活用を図る必要があります。
- 指名競争入札などにより町が執行する建設工事、委託業務、製造および物品購入などに関する入札等のあり方を検討するため、平成23年7月に南伊勢町入札等検討委員会を設置しました。

#### ◇施策の基本方向

- 事務事業を評価し、総合計画の単年度計画である予算に反映させることによって、公共事業の適正な実施と重点化を図り、財源の効果的配分につなげます。
- 町債を財源とする事業を十分精査し、町債の発行を抑制するとともに、後年度の財政措置がある有利な町債を有効活用することにより、将来の財政運営を圧迫しないよう管理していきます。
- 健全な公金管理を行い、適正な資金運用、安全、有利な基金の運用をします。
- 財政情報の積極的公開を行います。
- 課税の根拠を明確にし、税に対する理解を深めていただくようにします。
- 納付し易い環境づくりを進めることにより、収納率の向上を図り自主財源を確保します。
- ふるさと納税制度の利用していただきやすい環境を整備します。
- 公有財産については、総合的、長期的な視点で、持続可能な維持管理ができる体制づくりを推進し、有効な活用方法を検討します。
- 町が発注する公共工事などの入札等において、公平、公正、透明および公正な競争の促進を図ります。



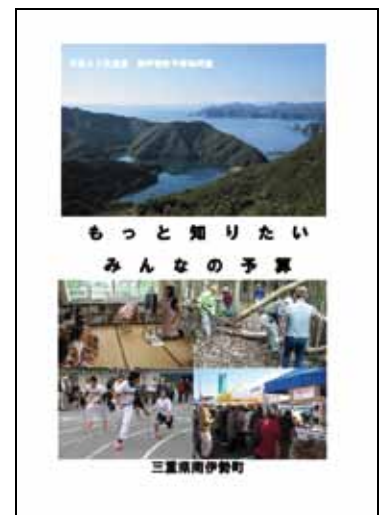
## ◇施策の体系



## ◇施策の内容

## ① 効率的・効果的な財政運営

- 事務事業評価により、事業の成果や達成度を検証してそれを予算に反映させる仕組みをつくり、効率的、効果的な財政運営を行います。
- また、町債を財源とする事業を十分精査し、町債の発行を抑制するとともに、後年度の財政措置がある有利な町債を有効活用することで実質公債費比率などの財政指標が早期健全化基準を超えないよう管理していきます。
- 現在、導入している財務会計システムの見直しを行い、会計業務の改善や公金のペイオフ対策をして、安全、有利な基金の資金運用を行い、公金の適正な運用管理をします。
- 「南伊勢町予算説明書-もっと知りたいみんなの予算-」を作成し全戸に配布するとともに、町政説明会の機会や広報紙・ホームページを活用し町の予算、決算、財政状況等の情報提供を行います。



南伊勢町予算説明書

-もっと知りたいみんなの予算-

## ② 厳正かつ公平な課税と収納率の向上

- 課税客体、課税標準等を的確に把握し、厳正かつ公平な課税に努めると同時に、着実な滞納整理を図り税収を確保します。特に、正当な理由のない滞納事案については、差押えの強化など積極的な債権確保に取り組みます。
- 新規滞納者の発生を抑制するため、滞納整理の早期着手と早期接触による催告を行います。また、仕事などで平日や日中に金融機関で納付できない納税者への対策として、納期内納付を実現する口座振替制度の推進および夜間・日曜納付窓口を開設します。

### ③ 税務広報の充実

○税に対する理解を深めていただくため、広報紙やホームページを活用し、税制度や納税に関する最新情報などについてタイムリーな提供を行います。

### ④ ふるさと納税制度の推進

○町のホームページ上で、クレジットカードでの支払いによる寄附の申込ができるようにするなど、ふるさと納税制度の利用していただきやすい環境を整備するとともに、情報の発信の仕方についても見直しを行い、より多くの方にふるさと応援寄附をしていただけるよう取り組みます。

### ⑤ 公有財産の適正な管理

○町が所有している公有財産については、公有財産管理台帳を整備し、公有財産の総合的で長期的な維持管理および運用を確立します。

○公有財産を適正に管理することによって、町民の利用の便宜を図るとともに、公共施設の改修や統廃合を含む総合的な公共施設の計画策定の検討をします。

### ⑥ 公正な入札の実施

○町が執行する入札などのあり方を検討する南伊勢町入札等検討委員会を平成 23 年 7 月に設置し入札制度の改革の検討を行っておりますが、さらに、公共工事などの入札および契約の手続きにおける公平、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為排除の徹底、工事などの適正な施工の確保ができる入札制度の導入を図ります。

## ◇町民との協働

継続して行政サービスが提供できるよう、役場は限られた財源を効率的、効果的に活用し、健全な財政運営を行いますので、町民の皆さんは、貴重な自主財源である町税の納付など、一人ひとりが理解し、協力していただき、持続可能な財政基盤が確保できるまちをともにつくっていきます。

# 參考資料



# 1 南伊勢町総合計画策定経過

## 総合計画審議会

| 年 月 日       | 事 項        | 内 容  |
|-------------|------------|--|
| 平成23年11月7日  | 第1回総合計画審議会 | ・ 町長から基本構想・基本計画（素案）について諮問<br>・ 基本構想（素案）の審議 |
| 平成23年11月24日 | 第2回総合計画審議会 | ・ 基本計画（素案）の審議                              |
| 平成23年11月28日 | 第3回総合計画審議会 | ・ 基本計画（素案）の審議                              |
| 平成23年12月5日  | 第4回総合計画審議会 | ・ 総合計画基本構想・基本計画（素案）の審議<br>・ 審議会答申          |

## 町議会

| 年 月 日       | 事 項   | 内 容                |
|-------------|-------|--------------------|
| 平成23年11月25日 | 全員協議会 | ・ 基本構想・基本計画（素案）の説明 |
| 平成23年12月19日 | 議会定例会 | ・ 基本構想の議決          |

## ワークショップ

| 年 月 日                         | 事 項                   | 内 容   |
|-------------------------------|-----------------------|---|
| 平成23年6月17日<br>～<br>平成23年8月25日 | 協働によるまちづくり<br>ワークショップ | ・ 総合計画策定にあたり、将来のまちづくりについて、6つのテーマにおいて町民の立場で自由に話し合いをしていただき、提言していただきました。<br>（各テーマ3回～5回開催しました。）<br>○地震・津波対策<br>○産業振興<br>○町営バスのあり方等<br>○医療・介護・保健対策<br>○若者定住対策<br>○家庭・地域教育のあり方（小・中・高） |

### 検討会議

| 年 月 日                        | 事 項    | 内 容   |
|------------------------------|--------|---|
| 平成22年11月1日<br>～<br>平成23年8月1日 | 庁内検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長、副町長、教育長を含む課長級職員18名で組織し、計画原案の策定、庁内の調整を行いました。</li> <li>○平成22年度<br/>11/1.2/9</li> <li>○平成23年度<br/>8/1</li> </ul> の3回開催しました。 |

### ワーキンググループ

| 年 月 日                          | 事 項         | 内 容   |
|--------------------------------|-------------|---|
| 平成22年7月12日<br>～<br>平成23年12月26日 | 庁内ワーキンググループ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の若手職員12名で組織し、基本構想原案の策定を行いました。</li> <li>○平成22年度<br/>7/12.8/4.8/26.9/9.10/7.10/21.12/27.1/25.2/3</li> <li>○平成23年度<br/>4/22.12/26</li> </ul> の11回開催しました。 |

### 策定会議

| 年 月 日                    | 事 項      | 内 容   |
|--------------------------|----------|---|
| 平成23年7月13日<br>平成23年8月19日 | 総合計画策定会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者と町長、庁内ワーキンググループにおいて、基本構想について協議しました。</li> <li>○平成23年度<br/>7/13.8/19</li> </ul> の2回開催しました。 |

### 懇談会

| 年 月 日                    | 事 項             | 内 容   |
|--------------------------|-----------------|---|
| 平成23年2月16日<br>平成23年2月17日 | 総合計画をみんなで考える懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本構想（まちの将来像）」を町民と一緒に具体化していくために、住民参画の拡大WGとして「みんなで考える懇談会」を開催しました。</li> <li>○南島庁舎（2/16・35名）</li> <li>○南勢庁舎（2/17・35名）</li> </ul> |

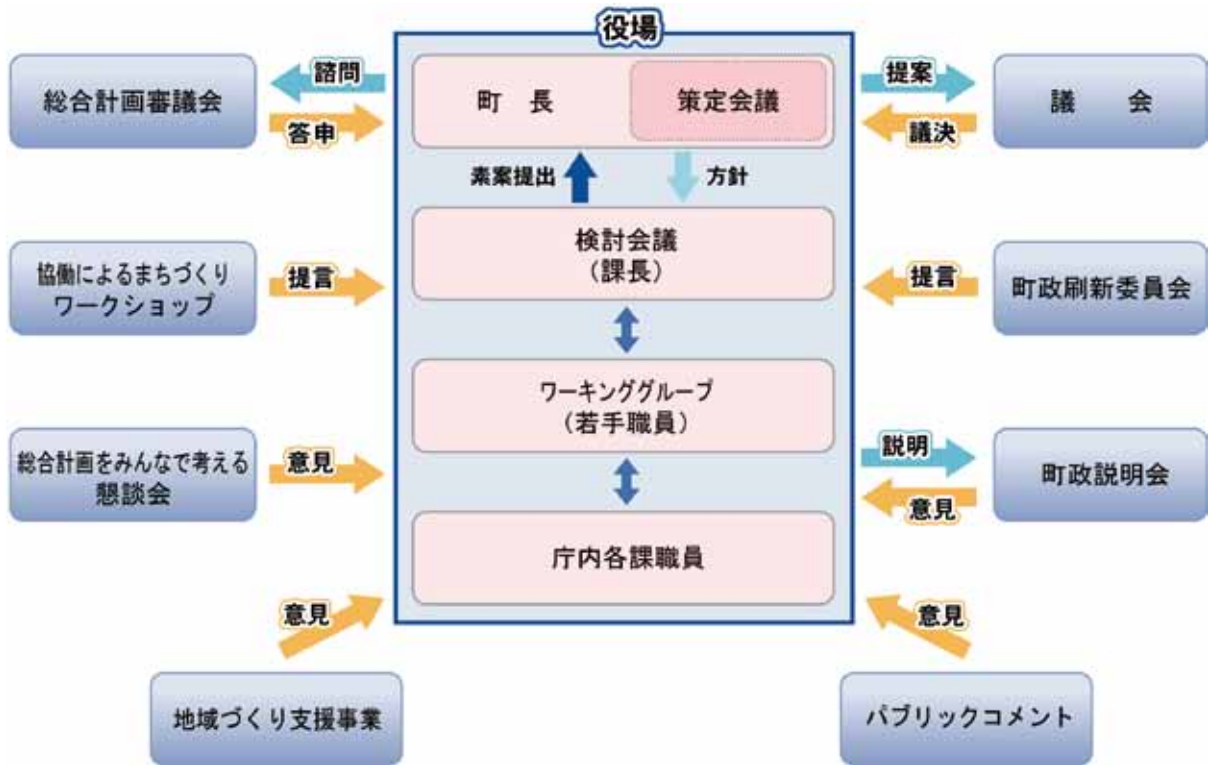
### パブリックコメント

| 年 月 日                          | 事 項          | 内 容  |
|--------------------------------|--------------|--|
| 平成23年11月22日<br>～<br>平成23年12月2日 | パブリックコメントの実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、役場窓口（南勢庁舎、南島庁舎、各出張所）において基本構想・基本計画（素案）の閲覧をしていただき、意見の募集を行いました。</li> <li>○パブリックコメントによる意見は0件でした。</li> </ul> |

### 町政説明会

| 年 月 日                        | 事 項   | 内 容   |
|------------------------------|-------|---|
| 平成23年4月18日<br>～<br>平成23年8月1日 | 町政説明会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内各地区において、町政・総合計画・防災などについての説明を行いました。</li> <li>○町内 36 か所の公民館などで開催し、参加者は延べ 1,217 人でした。</li> </ul> |

(南伊勢町総合計画の策定体系図)



総合計画審議会



総合計画審議会答申



協働によるまちづくりワークショップ (全体会議)



総合計画をみんなで考える懇談会



## 2 南伊勢町総合計画策定体制

### (1) 南伊勢町総合計画審議会

#### ① 南伊勢町総合計画審議会条例

平成17年10月1日  
条例第30号

#### (設置)

第1条 本町の総合計画に関し必要な調査及び審議をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南伊勢町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する必要事項を調査審議する。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の議会議員
- (2) 町の区域内の公共的団体等でその団体等の推薦を得た代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、町長の諮問に係る総合計画が確定した日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、専門事項について特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(資料の提出等)

第8条 審議会は、必要に応じ、町に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月18日条例第19号）抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

② 南伊勢町総合計画審議会委員名簿

| 委員区分  | 氏名     | 所属                     | 備考  |
|-------|--------|------------------------|-----|
| 第3号委員 | 村林 守   | 学校法人 梅村学園 三重中京大学 教授    | 会長  |
| 第2号委員 | 田畑 紀實  | 南伊勢町区長連絡協議会 会長         | 副会長 |
|       | 岡井 永光  | 南伊勢町老人クラブ連合会 会長        |     |
|       | 吉田 佳知子 | 南伊勢町婦人会 会長             |     |
|       | 野田 重幸  | 南伊勢町消防団 団長             |     |
|       | 大野 貴実  | 南伊勢町PTA連合会 副会長         |     |
|       | 藤井 順子  | 南伊勢町教育委員               |     |
|       | 設楽 勝子  | 南伊勢町民生児童委員協議会 会長       |     |
|       | 西尾 慶子  | 南伊勢町地域包括センター 主任介護支援専門員 |     |
|       | 畑 金力   | 三重外湾漁業協同組合くまの灘支所 常務理事  |     |
|       | 山本 豊   | 南伊勢町農業委員会 会長           |     |
|       | 小山 朝彦  | 南伊勢町商工会 事務局長           |     |
|       | 東 吉一   | 伊勢農業協同組合               |     |
|       | 松岡 久雄  | 南伊勢町観光協会 会長            |     |
|       | 池村 千栄  | 南伊勢町文化協会 会長            |     |
| 第4号委員 | 仲西 栄助  | NPO法人みなみいせ市民活動ネット      |     |
|       | 浦和 壮太郎 | 古和浦未来クラブ 会長            |     |
|       | 奥村 元彦  | 勢和会 会長                 |     |
|       | 光永 智子  | 迫間浦 漁業者                |     |
|       | 田畑 由美  | いずみ楽農会                 |     |

(順不同・敬称略)

③ 南伊勢町総合計画についての諮問書

南行第 188 号  
平成23年11月7日

南伊勢町総合計画審議会  
会長 村林 守 様

南伊勢町長 小 山 巧

南伊勢町総合計画について（諮問）

総合計画の策定にあたり、南伊勢町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

④ 南伊勢町総合計画についての答申書

平成23年12月5日

南伊勢町長 小 山 巧 様

南伊勢町総合計画審議会  
会 長 村 林 守

南伊勢町総合計画について（答申）

平成23年11月7日付南行第188号で諮問のありました南伊勢町総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、慎重に審議した結果、おおむね適当と認められるので答申します。

なお、計画を推進するうえで、次のことに十分配慮されるよう要望します。

記

1. 協働の計画策定と理念

今回の総合計画は、役場の職員が議論を重ねて起案した「手づくりの計画」をもとに、町民懇談会、ワークショップなどを重ねて町民の参画を経て、策定されたもので、町民と役場がともにまちづくりに取り組むための基本的な指針となるものです。このような策定過程および計画の理念は高く評価されるものと考えます。

2. 総合計画の着実な実行

今回の総合計画は、人口減少、少子高齢化、第一次産業の衰退など、南伊勢町の深刻な状況に危機感を持って対処するためのものと位置づけ、着実に実行するよう強く要請します。

3. 総合計画の共有

まちづくりの基本理念である「町民起点のまちづくり」の考え方で策定された今回の総合計画の趣旨や内容を分かりやすく積極的に町民に提供するとともに、町民と役場において「めざす南伊勢町のすがた」や「まちづくり5つの目標」の共有に努めるよう要請します。

そのためにも、総合計画を町民にも読みやすいように、地域での取組の写真や事例のコラムなどを掲載するなど、親しみの持てる計画になるよう努めてください。

#### 4. とともにまちづくりを進めていくために

町民にとっても協働の感覚が生まれるように、町民の幅広い意見を積極的に計画の実行に反映するよう努めてください。

また、総合計画の着実な実行のためには、計画のスケジュールを明確にし、計画の進捗状況や評価を町民に公表し、まちづくりがどのように進められているのかが実感できるようにしてください。

まちづくりの基本姿勢でも書かれているように「自分からまちづくりをしている実感」、「ともにまちづくりを担っている実感」、「まちづくりに貢献している実感」を町民が実感できるよう、それぞれの役割のなかで、役場と町民の役割分担を明確にし、連携・協力しながら、ともにまちづくりを行うという住民意識が何より重要です。まちづくりの参加を、日頃から呼びかけるとともに、参加の機会をつくっていく必要があります。また、まちづくりについて、町民が話し合う「場」づくりにも積極的に取り組んでください。

#### 5. 南伊勢町が良いまちであることの自覚

南伊勢町は、大変厳しい状況にはありますが、犯罪が少ないなど、とても良いまちであることを大切にする必要があります。ホームページに載せるなどによって、内外にアピールすることも必要です。

#### 6. 子どもたちを育てていくまちづくり

持続的にまちづくりを進めるためには、次世代を担う子どもたちに、南伊勢町を良いまちだと感じてもらえるように、町民全体、地域全体で育てていく必要があります。

#### 7. 産業の振興と若者の定住

第一次産業と観光等を結びつけた新たな展開に取り組むなど産業の振興を図るとともに、魅力ある産業を再生・創出し、若者が南伊勢町に定住できるまちづくりに積極的に取り組んでください。

#### 8. 国道260号の早期実現

町民にとって命の道、生活の道、産業の道として重要な役割を果たす国道260号の早期完成を強く促進してください。

#### 9. 意見等の反映

審議の過程で各委員から意見が出されておりますので、その対応についても十分に配慮されるよう要望します。

## (2) 協働によるまちづくりワークショップ

### ① 協働によるまちづくりワークショップ委員名簿

| 検討テーマ                  | 氏名    | 検討テーマ      | 氏名      |
|------------------------|-------|------------|---------|
| 地震・津波対策                | 小山 和彦 | 町営バスのあり方等  | 山之内 春美  |
|                        | 岡 宜民  |            | 山本 和代   |
|                        | 岡 孝   |            | 祢宜田谷 芳光 |
|                        | 西本 光行 |            | 上野 和生   |
|                        | 中島 市郎 |            | 上野 勝正   |
| 産業振興                   | 稲葉 龍二 | 医療・介護・保健対策 | 上野 利生   |
|                        | 中西 延吉 |            | 藤原 延子   |
|                        | 小山 朝彦 |            | 西尾 慶子   |
|                        | 橋本 純  |            | 梅谷 美帆   |
|                        | 東 吉一  |            | 右田 尚直   |
| 家庭・地域教育のあり方<br>(小・中・高) | 広 佳明  | 若者定住対策     | 村田 春喜   |
|                        | 設楽 勝子 |            | 奥村 元彦   |
|                        | 丹生 孝巳 |            | 浦和 壮太郎  |
|                        | 山本 茂  |            | 長井 文夫   |
|                        | 大野 貴実 |            | 瀬野 秀之   |

(順不同・敬称略)

## (3) 総合計画策定会議

### ① 総合計画策定会議策定アドバイザー名簿

| 氏名     | 所属                      |
|--------|-------------------------|
| 村林 守   | 学校法人 梅村学園 三重中京大学 教授     |
| 元吉 由紀子 | 株式会社スコラ・コンサルト プロセスデザイナー |

(順不同・敬称略)









---



南伊勢町総合計画

---

平成24(2012)年3月

発行：南伊勢町

編集：南伊勢町行政経営課

〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057

TEL：0599-66-1366 FAX：0599-66-1846

<http://www.town.minamiise.mie.jp/>

---